

整備管理者選任前研修資料

東北運輸局

目 次

I. 整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的	1
2. 整備管理者の選任を必要とする使用者	1
3. 整備管理者になるために必要な資格	1
4. 整備管理者の法定業務	2
5. 整備管理者の研修の必要性	3
6. 整備管理者の選任届出に関する事務手続きの要領	4
7. 整備管理者の補助者	4
8. 整備管理者の責任	5
9. 整備管理者解任命令	6
(参考) 整備管理者(選任・変更・廃止)届出	8

II. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)の内容

1. 点検・整備の義務、目的及び体系等	1 1
2. 点検・整備の内容及び項目	1 2
3. 日常点検の方法	1 2
4. 日常点検の実務	1 3
5. 定期点検の方法	1 8
6. 定期点検の実務	1 8
7. 点検整備記録簿	1 8
(参考) 主な車種ごとの点検期間	1 9

III. 車両管理の内容

1. 車両管理の義務及び目的	3 1
2. 車両管理の内容と実務	3 1
3. 自動車車庫の管理	3 3

IV. 運転者等に対する指導教育

1. 自動車の構造装置	3 4
2. 日常点検等点検整備の方法	3 7
3. 事故車両や事故時の処置方法	3 7

V. 車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系	3 8
2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、基準等	3 8
（参考）道路運送車両法（抜粋）	4 2
道路運送車両法施行規則（抜粋）	4 4

VI. 自動車事故報告について

自動車事故報告規則	4 6
自動車事故報告書等の取扱要領（抜粋）	4 9

VII. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

1. 車両故障の発生状況	6 5
2. 車両故障の事例及びその防止対策	7 0
3. 大型車の車輪脱落事故防止	7 7

VIII. その他

・整備管理者研修の開催通知の廃止について	1 0 5
・整備管理規程（例）	1 0 6
・自動車運送事業者の法令違反に関する行政処分等の基準について	1 2 3
・東北運輸局管内運輸支局所在地	1 2 7

I. 整備管理者の役割

1. 整備管理者制度の趣旨及び目的

整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法第 47 条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきであるものの、使用する自動車の台数が多い場合には使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること、大型バスのような車両構造が特殊な自動車で事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には専門的知識をもって車両管理を行う必要があること等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって整備の管理を行うことにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられている。

2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

(道路運送車両法 50 条及び道路運送車両法施行規則第 31 条の3)

車 種	選任が必要となる台数(使用の本拠ごと)
○バス (乗車定員 11 人以上の自動車)	【事業用・レンタカー】 1 台以上 【自家用(レンタカーを除く)】 ○乗車定員 30 人以上の自動車は 1 台以上 ○乗車定員 11 人以上 29 人以下の自動車は 2 台以上
○事業用トラック・タクシー (乗車定員 10 人以下の自動車) ○自家用大型トラック その他(大型特殊自動車等) (車両総重量 8t以上の自動車)	5 台以上
○自家用乗用車 ○自家用 中・小型トラック (車両総重量 8t未満の自動車) ○貨物軽自動車運送事業用自動車	【レンタカー・貨物軽自動車運送事業用自動車】 10 台以上 【その他の自動車】 選任の必要なし

(道路運送車両法施行規則(以下、「施行規則」という。)第 31 条の 3)

3. 整備管理者になるために必要な資格

(道路運送車両法施行規則第 31 条の4)

- ① 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上の実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修(整備管理者選任前研修)を修了した者
「実務の経験」の整理

「点検若しくは整備に関する実務経験」とは	○ 整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験（工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に、技術上の指導監督的な業務の経験を含む。） ○ 自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験
「整備の管理に関する実務経験」とは	○ 整備管理者の経験 ○ 整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験（平成 19 年 9 月 9 日以前の代務者としての経験を含む） ○ 整備責任者として車両管理業務を行った経験
「整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車」とは	以下の2種類 イ) 二輪自動車以外の自動車 ロ) 二輪自動車

- ② 自動車整備士技能検定に合格した者（1級、2級又は3級）
- ③ 上記の技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者

上記①～③のいずれかを満足し、かつ、整備管理者の解任命令を受けたことがある場合、解任の日から(※)2年を経過していること。

注：(※)道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては5年。

4. 整備管理者の法定業務

（道路運送車両法施行規則第 32 条）

- ① 日常点検整備（道路運送車両法第 47 条の2第1項及び第2項）に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- ② 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- ③ 定期点検整備（道路運送車両法第 48 条第1項）に規定する定期点検を実施すること。
- ④ 日常点検・定期点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- ⑤ 日常点検・定期点検・随時必要な点検の結果、必要な整備を実施すること。
- ⑥ 定期点検及びⅡ. 5. 定期点検の方法による整備の実施計画を定めること。
- ⑦ 点検整備記録簿（道路運送車両法第 49 条第1項）その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- ⑧ 自動車車庫を管理すること。
- ⑨ 上記に掲げる事項（①～⑧）を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

その他、整備管理者は、以下に例を示すような能力を要求される。

法令の理解能力	ア. 道路運送車両法、同法施行規則、道路運送車両の保安基準、道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則、旅客自動車運送事業運輸規則、自動車事故報告規則 等 イ. 諸通達
管理能力	ア. 日常点検の実施 イ. 定期点検の計画と実績の検討 ウ. 使用車両の把握と定期点検のほか点検整備の計画と実績の検討 エ. 継続検査日時の計画と実績の検討 オ. 車庫の管理 カ. 作業の安全管理
事務能力	ア. 臨時整備、路上故障の検討 イ. 点検整備記録簿等の処理 ウ. 使用車両の経済性の検討
指導能力	ア. 運転者の指導 イ. 整備員の指導

5. 整備管理者の研修の必要性

① 選任前研修

近年、整備管理者に管理能力が求められているとともに、整備管理者になろうとする者は道路運送車両法等の関係法令の基礎的な知識を有していることが必要であることから、これらの知識・能力を備えさせることを目的としている。

一方、自動車整備士試験の合格者については、整備管理者の能力を有していると解されることから、選任前研修の修了の必要はないこととした。

※支局毎に開催時期は異なるが管轄する支局以外で修了し、選任する場合でも有効。

② 選任後研修

整備管理者に選任された後の研修は、整備管理者の管理能力を維持・向上させるため、また、適切な点検・整備を行わせるために、非常に重要である。

また、近年の自動車の技術進歩や自動車を取り巻く環境の変化は、過去に例がないほど急速なものになっていること等から、それに対応した車両管理を行わせるために、研修の必要性はますます高まっている。

自家用自動車の整備管理者については、法令上、選任後研修の受講が義務付けられていないものの、このような情勢を踏まえ、民間団体等が行う研修等に自主的に参加するなど、管理能力の維持・向上に取り組むことを期待する。

事業用自動車の整備管理者については、選任された後の研修は、次の者に受講させることとなっている。

1. 整備管理者として新たに選任した者
2. 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者
(受講した年度の翌々年度の2年度毎の受講となる。)

例：令和3年度に受講した場合は、令和4年度の末日を経過した令和5年度に受講

※支局毎に開催時期は異なるが管轄する支局以外で受講した場合でも有効。

6. 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領

整備管理者の選任等の届出を必要とする主な場合

届 出 の 事 由	届出の別
・整備管理者を新しく選任したとき ・営業所(使用本拠)を新設し整備管理者を選任したとき	選任届
・届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わったとき ・営業所(使用の本拠)の名称又は使用者の本拠の位置が変わったとき ・事業の種類が変わったとき ・人事異動等で整備管理者が変わったとき ・整備管理者の氏名が変わったとき(婚姻、養子縁組)	変更届
・整備管理者を解任したとき ・事業を廃止したとき、又は譲渡したとき ・営業所(使用の本拠)を廃止したとき、又は選任を必要としなくなったとき	廃止届

※1. 届出事由の発生したその日から15日以内に自動車の使用の本拠を管轄する運輸支局を経由して地方運輸局長にその旨を届け出なければなりません。

ただし、届出した者が大型自動車使用者等に該当しなくなった場合は、30日以内に行わなければなりません。

※2. 町名、住居表示等の変更では、上記理由で手続きの要る場合に、併せて行うことが認められています。

※3. 保有車両数が増加となった場合には届出の必要性は有りますが、整備管理者選任基準数を下廻った場合には、廃止届出が要ることになります。

※4. 整備管理者（選任・変更・廃止）届出の様式及び記載例は8ページから10ページに掲載がありますので届出時の参考にしてください。

7. 整備管理者の補助者

整備管理者は、道路運送車両法第50条に基づき、同法施行規則第32条第1項各号業務を、原則として自ら執行する。ただし、整備管理者が自ら業務を行うことができない場合は、運行可否の決定及び日常点検の実施の指導等、日常点検に係る業務に限って、規則第32条第2項に基づき、業務の執行にかかる基準を定め、これに基づき、予め選任された補助者を通じて業務を執行することができる。

この業務の執行に係る基準は、次の条件を満足するものであり、かつ、条件を満足していることが整備管理規程により担保されていることが必要となる。

- ① 補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者又は整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。
- ② 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
- ③ 整備管理者が、補助者に対して下表に基づいて研修等の教育を行うこと。

教育をしなければならないとき	教育の内容
(1)補助者を選任するとき	- 整備管理規程の内容 - 整備管理者選任前研修の内容(整備管理者の資格要件を満足する者に対しては実施しなくてもよい。)
(2)整備管理者選任後研修を受講したとき	整備管理者選任後研修の内容(他の営業所において整備管理者として選任されている者に対しては実施しなくてもよい。)
(3)整備管理規程を改正したとき	改正後の整備管理規程の内容
(4)行政から情報提供を受けたとき その他必要なとき	行政から提供された情報等必要な内容

- ④ 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を、補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
- ⑤ 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じて結果を記録・保存すること。

8. 整備管理者の責任

整備管理者は、自動車の使用者から「自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理」に関する事項を処理するため必要な権限が与えられ、これらの職務の執行責任者として業務を実施するわけですから、仮に整備管理者が職務を怠り、自動車の点検整備に係る事故が発生した場合は、整備管理者が直接的に責任を負うことになる。

なお、自動車の使用者は、整備管理者を選任した後においても常に整備管理者の職務及び自動車の点検整備が適切に実施されるよう注意と監督をすべき責任がある。

また、地方運輸局長は、整備管理者が道路運送車両法等に違反した場合には、自動車の使用者等に対して整備管理者の解任を命ずることができることになっている。

このようなことから、整備管理者は、職務の重要性和自己の責務を十分認識し、その職務を的確に遂行する必要がある。

9. 整備管理者解任命令

整備管理者が道路運送車両法若しくは道路運送車両法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる規程が設けられている。

整備管理者に以下のような事例が発生した場合には、解任命令の対象となることがある。

- ① 整備不良が主な要因となる事故(※)が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合
- ② 整備不良が主な要因となる事故(※)が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかったりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていないことが判明した場合
- ③ 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
- ④ 選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後資格要件を満たさなくなった場合
- ⑤ 日常点検結果に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合

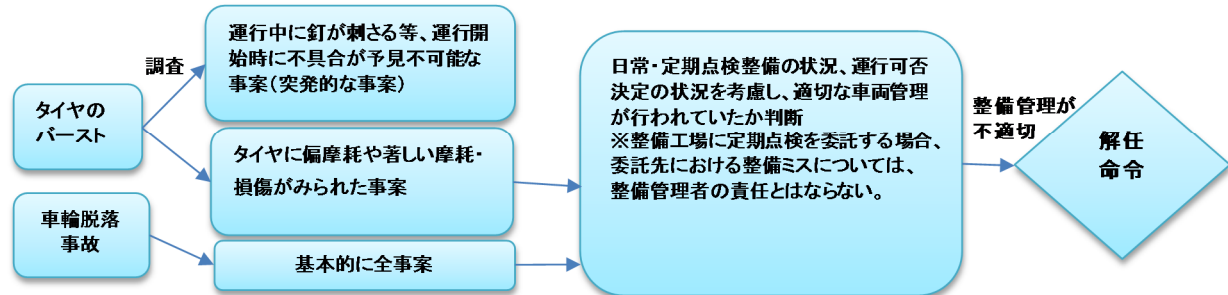
※ どのような場合に「主な要因」とであると判断するかについて、参考として事例を添付する。

なお、この場合の「事故」とは自動車事故報告規則第2条第1号、第3号及び第11号に掲げるものをいう。

整備管理者解任命令例示集

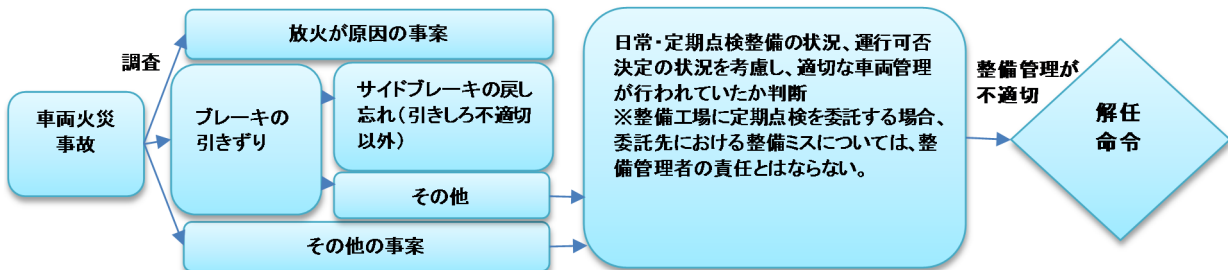
※ここに掲げたものは一例であり、これ以外の事案でも、解任命令の発令対象となることがあります。

例示1. タイヤ・車輪関係



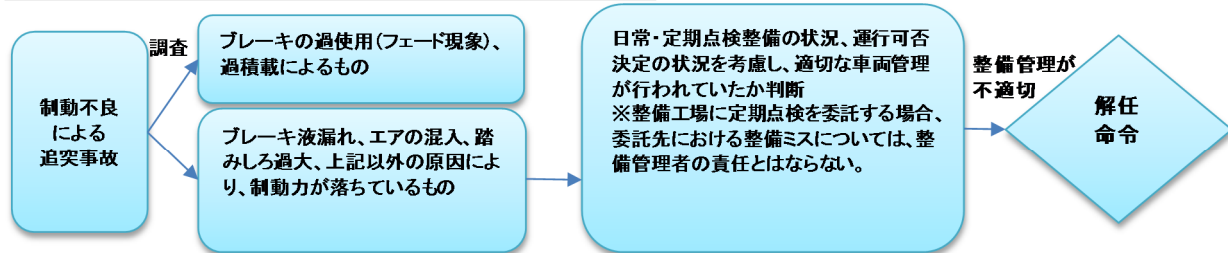
具体的事例1: 運転者が日常点検を行い、タイヤの激しい摩耗に気づいていたが、整備管理者が運行可否の決定を行わず、運転者の判断で運行を行っていたため、タイヤのバーストが起こった。→ 解任命令発令基準2. に該当

例示2. 車両火災関係



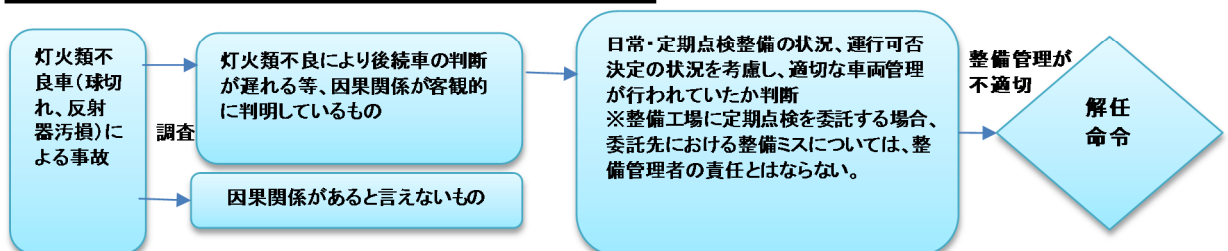
具体的事例2: 燃料漏れによる車両火災事故。定期点検については確実に作業依頼していたが、整備作業委託先の工場において作業ミスがあり、その部分から燃料が漏れた。→ 解任命令発令対象とはならない。(定期点検の実施を依頼しているため)

例示3. 制動装置関係



具体的事例3: ブレーキを踏んで停止しようとしたところ、効きが悪く信号待ちの車列に追突。調査を行った結果、日常点検を実施していないことが判明。また、ブレーキの踏みしろが大きかったことが、制動力低下の原因となっていた。→ 解任命令発令基準1. に該当

例示4. 灯火関係



具体的事例4: 制動灯の球切れにより、後続車に自車の状態が伝わらず追突されたもの。当日、運行前に日常点検を実施し、制動灯の点灯を確認していた。→ 解任命令発令対象とはならない。(日常点検を実施し、点灯を確認しているため)

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

東北運輸局長 殿

年 月 日

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を(選任 ・ 変更 ・ 廃止)したので届け出ます。

届出者の氏名又は名称

届出者の住所及び電話番号

Tel - -

※ 太枠の欄は、必ず記入し、その他の欄は、該当する場合記入すること。

選任(解任)年月日	年 月 日		変更・廃止の事由	交代 ・ 退職 ・ 死亡 ・ 解任 ・ その他()					
整備管理者氏名	(ふりがな)			生年月日	年 月 日 満 才				
使用の本拠	名称	Tel - -		位置					
事業の種類等 (車両数)	業態	車種		台数	業態	車種	台数		
	事業用	バス			自家用	レンタカー	11人以上		
		ハイ・タク					11人未満		
		トラック	8トン以上				バス(レンタカー以外)	30人以上	
			8トン未満					30人未満	
		軽貨物					トラック、その他(8トン以上)		
事業用合計				自家用合計					
兼職の有・無	無 ・ 有	職名	職務内容						
道路運送車両法第53条の規定による解任の有無			無 ・ 有 (年 月 日)						
資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()								
整備士資格	種類	級	合格年月日	年 月 日	合格証書番号	第 号			
実務経験	年月から	年月まで	事業場名		所在地		業務内容		
	事業主の確認		整備管理者として選任される_____は、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。						
		事業者住所氏名(名称・代表者名)							
委嘱	代務者又は整備責任者氏名		職名						
	所属事業主同意	当事業場の上記_____が上記使用の本拠の整備管理者になることに同意します。							
		なお、当事業場との距離は、約_____kmで、移動所要時間は、約_____分です。							
			事業者住所氏名(名称・代表者名)						
既に整備管理者に選任されている本拠		名称	位置						
被選任者の同意	私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては5年)を経過していない者であることを認め、整備管理者としてその業務を遂行します。					左記に同意する場合は右にチェック ☐			
氏名 _____									
備考	前管理者名()								

注意事項

- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
- 整備管理者1名ごとに一葉とすること。
- 自動車整備士技能検定に複数合格している者は、自動車整備士検定規則第2条に規定された上位のものを記入すること。
- 届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に届け出し、変更事項を朱色で囲むこと。
- 「事業の種類等(車両数)」の欄は、選任に係る使用の本拠において、該当する業態、車種を○で囲み、属する車両数を記入すること。(届出者の使用する全車両数ではない。)

添付
(提示)
書類

- 資格要件を証する書面
- 整備管理規程(難型・雑型以外)
- 外部に委嘱する場合には、委嘱に係る契約書の写し

【記載例】選任前研修修了＋実務2年以上の場合

整理番号

届出年月日は事後の届出 事前届出は不可

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

東北運輸局長

令和 3 年 4 月 15 日

道路運送車両

(例)新たに選任→「選任」
交代(Aさん→Bさん)→「変更」
解任→「廃止」...を選択

整備管理者を

選任

変更・廃止)したので届け出ます。

届出者の氏名又は名称

国土交通株式会社

営業所名ではなく
会社名で届出

届出者の住所及び電話番号

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町

整備管理者の変更又は解任の場合に記入

TEL 022-0000-XXXX

※ 太枠の欄は、必ず記入し、その他の欄は、該当する場合記入すること。

選任(解任)年月日	令和 3 年 4 月 1 日		変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他()					
整備管理者氏名	(ふりがな) どうほく たろう 東北 太郎		生年月日	昭和 56 年 1 月 1 日 満 38 才					
使用の本拠	名称	国土交通株式会社 本社営業所 TEL 022-0000-XXXX		位置	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 (車検証に記載されている使用の本拠の位置を記載)				
事業の種類等 (車両数)	業態	車種	台数	業態	車種	台数			
		バス			自家用	レンタカー	11人以上		
		ハイ・タク					11人未満		
		トラック	8トン以上				バス(レンタカー以外)	30人以上	
			8トン未満					30人未満	2
		軽貨物					トラック、その他(8トン以上)		
事業用合計			自家用合計		2				
兼職の有・無	無	有	職名	運転手					
道路運送車両法第53条の規定による解任の有無			無	有(年 月 日)					
資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()								
整備士資格	種類	実務経験の業務内容に応じて、 1. 又は4. から選択		年月日	年 月 日	合格証書番号			
実務経験	年月から	年月まで	所在地	業務内容					
	H30.4	R3.3	国土交通株式会社 本社営業所	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 整備管理補助					
	実務経験が2年未満の場合は選任不可								
	事業主の確認	整備管理者として選任される 東北 太郎 は、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。							
委嘱	代務者又は整備責任者氏名	職名			働いていた会社の代表者の証明(支店長・支社長・営業所長の証明は不可)				
	所属事業主同意	当事業場の上記 が上記使用の本拠の整備管理者になること							
		なお、当事業場との距離は、約 kmで、移動所要時間は、約							
	事業者住所氏名(名称・代表者名)		宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 国土交通株式会社 代表取締役 国土 次郎						
既に整備管理者に選任されている本拠		名称	位置						
被選任者の同意	私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行します。					左記に同意する場合は右にチェック			
備考	氏名 東北 太郎 新たに追加で選任の場合は記載不要 前管理者名()								

注意事項

- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するときに提出する。
- 整備管理者1名ごとに一葉とすること。
- 自動車整備士技能検定に複数合格している者は、自動車整備士資格を記入すること。
- 届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に「事業の種類等(車両数)」の欄は、選任に係る使用の本拠に属する車両数を記入すること。(届出者の使用する全車両数を記入すること。)

実務経験の場合は選任前研修修了証の写しを添付(提出)

のものを記入すること。で困むこと。を記入すること。

添付(提示)書類

- 資格要件を証する書面
- 整備管理規程(雛型・雛型以外)
- 外部に委嘱する場合には、委嘱に係る契約書の写し

届出時には、必ず整備管理規程を提示(内容を確認したら返却します)。

【記載例】整備士資格の場合

整理番号

届出年月日は事後の届出
事前届出は不可

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

東北運輸局長 殿

令和 3 年 4 月 15 日

道路運送車両法第

(例)新たに選任→「選任」
交代(Aさん→Bさん)→「変更」
解任→「廃止」...を選択

整備管理者を(選任・変更・廃止)したので届け出ます。

届出者の氏名又は名称

国土交通株式会社

営業所名ではなく
会社名で届出

届出者の住所及び電話番号

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町

整備管理者の変更又は
解任の場合に記入

Tel 022-0000-XXXX

※ 太枠の欄は、必ず記入し、その他の欄は、該当する場合記入すること。

選任(解任)年月日	令和 3 年 4 月 1 日	変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他()
整備管理者氏名	(ふりがな) どうほく たろう 東北 太郎	生年月日	昭和 56 年 1 月 1 日 満 38 才
使用の本拠	名称 国土交通株式会社 本社営業所 Tel 022-0000-XXXX	位置	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 (車検証に記載されている使用の本拠の位置を記載)
事業の種類等 (車両数)	業態 事業用 車種 バス ハイタク トラック 8トン以上 2 8トン未満 軽貨物 事業用合計 2	業態 自家用 車種 レンタカー 11人以上 11人未満 バス(レンタカー以外) 30人以上 30人未満 トラック、その他(8トン以上)	台数
兼職の有・無	無・有	職名	運転手
職務内容			
道路運送車両法第53条の規定による解任の有無	無・有(年 月 日)		
資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他()		
整備士資格	種類 二級ガソリン	合格年月日	平成15年12月31日
合格証書番号	東北二か第00000号		
実務経験	年月から 年、月まで	所在地	業務内容
事業主の確認	整備管理者として選任される _____ は、上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。		
事業主住所氏名(名称・代表者名)			
代務者又は整備責任者氏名	職名		
所属事業主同意	当事業場の上記 _____ が上記使用の本拠の整備管理者になることに同意します。		
事業主住所氏名(名称・代表者名)	なお、当事業場との距離は、約 _____ kmで、移動所要時間は、約 _____ 分です。		
既に整備管理者に選任されている本拠	名称	位置	
被選任者の同意	私は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては5年)を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行します。		左記に同意する場合は右にチェック
氏名	東北 太郎		
備考	交代の場合は前任の整備管理者名を記入すること。		
前管理者名(宮城 太郎)			

注意事項

- この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するたびに提出すること。
- 整備管理者1名ごとに一葉とすること。
- 自動車整備士技能検定に複数合格している者は、自動車整備士資格の欄に、合格している検定種別を記入すること。
- 届出事項に変更があった場合は、その日から15日以内に「事業の種類等(車両数)」の欄は、選任に係る使用の本拠に属する車両数を記入すること。(届出者の使用する全車両数ではない。)

届出時には、必ず整備管理規程を提示
(内容を確認したら返却します)。添付
(提示)
書類

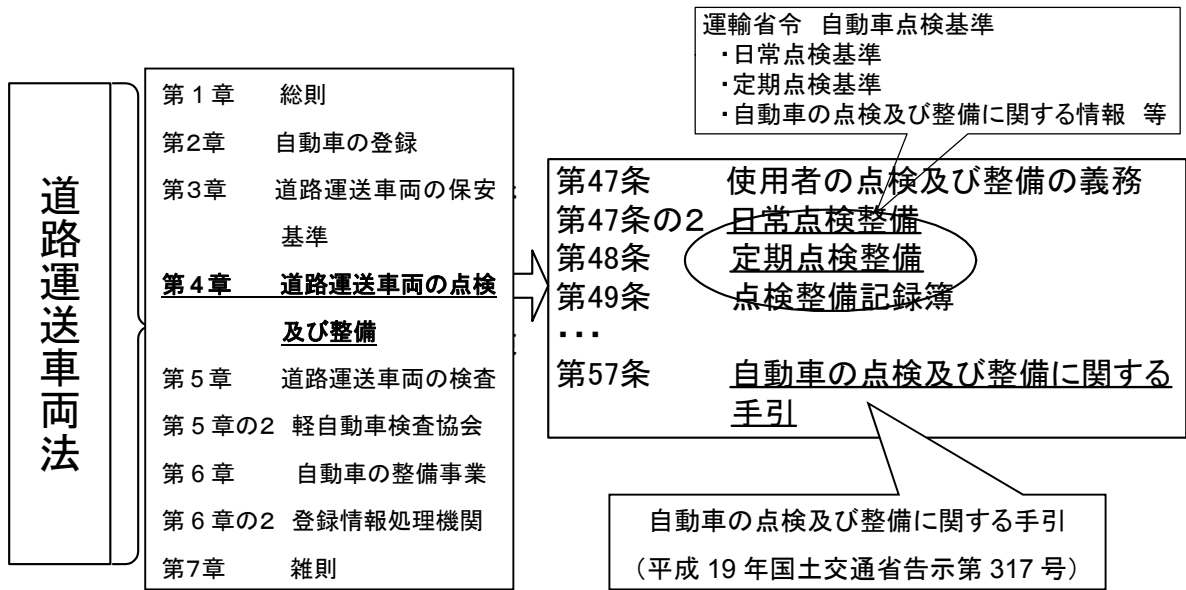
- 資格要件を証する書面
- 整備管理規程(離型・離型以外)
- 外部に委嘱する場合には、委嘱に係る契約書の写し

Ⅱ. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容

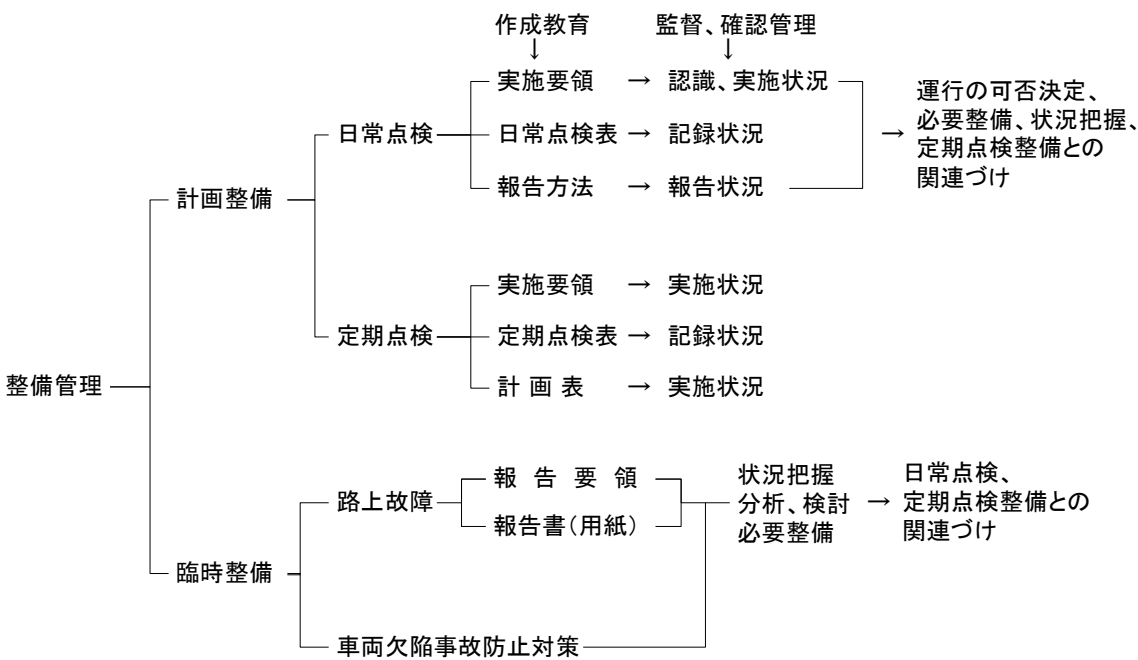
1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

自動車の使用者は、道路運送車両法第 47 条の2の日常点検整備、及び第 48 条の定期点検整備とあわせ、自動車製作者等の提供する点検及び整備に関する情報等も参考として、自動車の使用状況に応じた点検整備を行うことにより、自動車を保安基準に適合するように維持する義務がある。

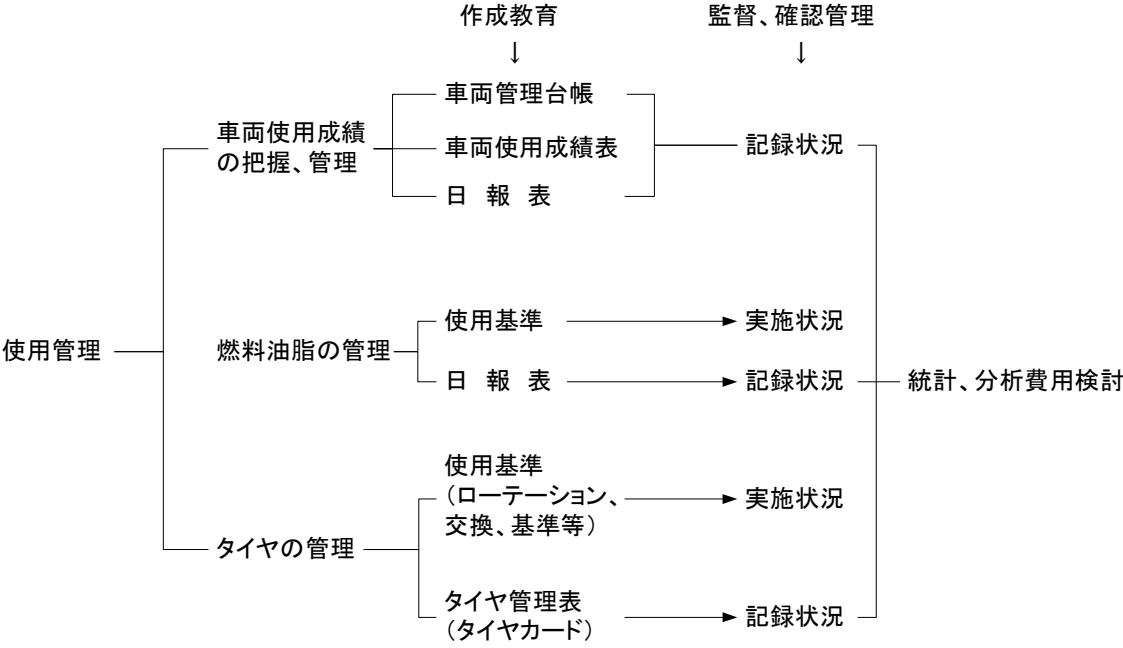
① 点検・整備の体系



② 整備管理の体系



③ 使用管理の体系



2. 点検・整備の内容及び項目

日常点検整備及び定期点検整備の内容及び項目は自動車点検基準で定められている。

① 日常点検整備

事業用自動車、自家用貨物自動車等・・・	自動車点検基準	別表第1
自家用乗用自動車等	〃	別表第2

② 定期点検整備

事業用自動車等・・・	自動車点検基準	別表第3
事業用自動車等(被牽(けん)引車)・・・	〃	別表第4
自家用貨物自動車等・・・	〃	別表第5
貸渡自家用二輪自動車・・・	〃	別表第5の2
自家用乗用自動車等・・・	〃	別表第6
二輪自動車・・・	〃	別表第7

3. 日常点検の方法

日常点検の内容及び項目は自動車点検基準で定められている。実施方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成 19 年国土交通省告示第 317 号)等を参照すること。

4. 日常点検の実務

点検時の要点

① タイヤの空気圧

- ・ タイヤ・ゲージや点検ハンマーで空気圧をチェックする。空気圧はドアピラー部の標準空気圧プレートを見て調整する。

② タイヤの溝の深さ

- ・ タイヤのスリップサイン表示位置(▲位置)の摩耗限度表示を参考にする。なお、高速道路等を走行する場合は残り溝の深さの限度が異なる。

③ 冷却水量

- ・ 補給しても短時間で再び減少するときは、冷却系統からの水漏れの恐れがある。
- ・ ラジエターキャップから冷却水を補給する時は、エンジンが冷えている状態で行う。

④ ブレーキ液量

- ・ ブレーキ液量が著しく減っているときは、配管からの漏れが考えられる。
- ・ ブレーキ液の点検及び補給時にゴミ、ホコリ並びに水分等の他の異物が入り込まないように注意する。

⑤ エンジン・オイル

- ・ 補給時は、オイル・レベル・ゲージの「MAX」の位置以上にエンジン・オイルを入れないように注意する。
- ・ オイルをこぼさないように注意する。万一こぼした場合にはきれいに清掃する。

⑥ バッテリー液量

- ・ 補充時は、「UPPER」レベルを超えないように注意する。

⑦ パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ

- ・ 引きしろのノッチ数(カチカチ音)は各自動車メーカーの取扱説明書を参照する。

⑧ ウインド・ウォッシャの液量・噴射状態

- ・ ウォッシャ液があるにもかかわらず噴射しない時は、ウォッシャ・ノズルの穴を細い針で清掃し、詰まりを取り除く。
- ・ ウォッシャ・タンク内が空のまま作動させるとモーターを破損する恐れがある。

自動車点検基準(抜粋)

(日常点検基準)

第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車…別表第1

(2)法第48条第1項第3号に掲げる自動車……………別表第2

別表第1 (事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準)

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異常な摩耗がないこと。 (※1) 4 溝の深さが十分であること。 (※2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリ	(※1) 液量が適当であること。
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。 (※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャ及びワイパー	(※1) 1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注)①(※1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

②(※2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者（運転者）名

運行管理者（補助者）確認欄

整備管理者（補助者）確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキ・バルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
		異状な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検の実施方法（例）

「自動車の点検及び整備に関する手引」（令和３年４月１日改正施行）より抜粋

（注）※ 自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行うもの。

◎ エア・ブレーキが装着されている場合に行うもの。

□ 「大型車」の場合に行うもの。（車両総重量８トン以上又は乗車定員３０人以上）

点 検 箇 所		点検項目	点 検 の 実 施 の 方 法
運行中の異状箇所		当該箇所の異状	・ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。
運 転 席 で の 点 検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	・ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ・トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)	・ パーキング・ブレーキ・レバーをいっばいに引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。 ・トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。
	原動機(エンジン)	※かかり具合、異音	・ エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドル状態、異音がないかを点検します。
		※低速、加速の状態	・ エンジンを暖機させた状態で、アイドル時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ・ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
	ウィンド・ウォッシャー	※噴射状態	・ ウィンド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	※拭き取りの状態	・ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。 ・ きれいに拭(ふ)き取れるかを点検します。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	・ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
エ ン ジ ン ・ ル ー ム の 点 検	◎ブレーキ・バルブ	排気音	・ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排出音が正常であるかを点検します。
	ウィンド・ウォッシャー・タンク	※液量	・ ウィンド・ウォッシャー液の量が適当かを点検します。
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	・ リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検します。
	バッテリー	※液量	・ バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER～LOWER など)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。
	ラジエータなどの冷却装置	※水量	・ リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検します。 (冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。)
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量	・ エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
	ファン・ベルト	※張り具合、損傷	・ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ・ ベルトに損傷がないかを点検します。

車の 周 り か ら の 点 検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、 汚れ、損傷	- エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 - レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがいないかを点検します。
	タイヤ	空気圧	タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。)
		□取付けの状態	- ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 - ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 - ホイール・ボルト付近にさび汁が出た痕跡はないか。 - ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 - ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。 なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのマーキングを施しマーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆うインジケータにあつては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならないことに注意してください。 ※太字が改正により変更を行った箇所。
		亀（き）裂、損傷	タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検します。
		異状な摩耗	タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。
		※溝の深さ	溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。
	◎エア・タンク	タンク内の凝水	ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。
	◎（ブレーキ・ペダル）	※（踏みしろ、ブレーキのきき）	- トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について、次の点検を行います。 - ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあつては、規定の空気圧の状態、ブレーキペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。 - フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

5. 定期点検の方法

定期点検整備計画（実施）表等を作成し、計画的に定期点検を実施すること。

実施した時には、その旨及び実施者等を記入し、実施状況を把握する。（電子的に管理する方法でも構わない。）

事業用自動車の定期点検整備計画（実施）表（例）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
品川〇〇あ1234	予定			○ ₈			◎ ₁₀			○ ₆			○ ₁₁	
	実績			8日印			10日印							
品川〇〇い5678	予定		○ ₁₀			◎ ₈			○ ₂₀			○ ₃		
	実績		12日印			7日印								
品川〇〇あ9876	予定		○ ₁₃			○ ₂₅			○ ₁₃			◎ ₁₅		
	実績		13日印			25日印								
品川〇〇い5432	予定	○ ₁₇			◎ ₁₂			○ ₂₀			○ ₁₉			
	実績	17日印			15日印			18日印						
・ ・ ・	予定													
	実績													

記入要領：3月ごとの定期点検「○」12月ごとの定期点検「◎」

印：実施者の印（又はサイン等）

6. 定期点検の実務

自動車の区分によって定期点検の実施時期や検査証の有効期間が異なるので、個々の自動車毎に把握しておくこと（自動車点検基準第1条～第3条を参照）。

定期点検整備の実施に伴い、

- ・ タイヤのローテーション
- ・ 冷却水の交換
- ・ ブレーキ・オイルの交換
- ・ エンジン・オイル及びオイル・フィルタの交換
- ・ エア・クリーナ・エレメントの清掃あるいは交換
- ・ その他必要な箇所の点検整備等

についても計画的に実施することが望ましい。

7. 点検整備記録簿

自動車の使用者は、点検整備記録簿を自動車に備え置き、定期点検整備を実施したときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ・ 点検の年月日
- ・ 点検の結果
- ・ 整備の概要
- ・ 整備を完了した年月日
- ・ その他国土交通省令で定める事項（自動車点検基準第4条を参照）

参考： 主な車種ごとの点検期間

自動車の種類 点検整備の種類	・自動車運送事業用自動車（貨物軽自動車運送事業を除く） ・車両総重量が 8 トン以上の自家用貨物自動車（いわゆる大型トラック） ・乗車定員 11 人以上の自家用自動車（いわゆるバス） ・レンタカーの貨物自動車（軽自動車を除く）	・レンタカーの乗用自動車、軽自動車及び二輪車（総排気量 125cc 超） ・車両総重量が 8 トン未満の自家用貨物自動車及び特種用途車（軽自動車を除く）	・自家用乗用自動車（荷台や特種な設備を持たないセダン型、ワンボックス型等のいわゆるマイカー） ・軽貨物自動車 ・軽特種自動車 ・二輪車（総排気量 125cc 超）
日常点検整備	一日一回運行の開始前に点検（いわゆる「運行前点検」）		走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検
定期点検整備	3 ヶ月点検整備	6 ヶ月点検整備	1 年点検整備

レンタカー (乗用以外等)

レンタカー (乗用等)

[illegible]

–20–

自動車点検基準(抜粋)

(定期点検基準)

第2条 法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第3
- (2) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車(被牽引自動車に限る。) 別表第4
- (3) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第5
- (4) 法第48条第1項第2号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第5の2
- (5) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第6
- (6) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第7

第3条 法第48条第1項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 車両総重量8トン以上の自家用自動車
- (2) 車両総重量8トン未満で乗車定員11人以上の自家用自動車
- (3) 次に掲げる自動車であつて、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定により受けた許可に係る自家用自動車(前2号に掲げるもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。
 - イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車
 - ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
 - ハ 人の運送の用に供する三輪自動車
 - ニ 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
 - ホ 大型特殊自動車
 - ヘ 検査対象外軽自動車

2～3(略)

(点検整備記録簿の記載事項等)

第4条 法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
 - (2) 点検又は特定整備時の総走行距離
 - (3) 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所(点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称)
- 2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第2条第1号から第4号までに掲げる自動車にあつては1年間、同条第5号及び第6号に掲げる自動車にあつては2年間とする。

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
か じ 取 り 装 置	ハンドル			操作具合
	ギヤ・ボックス			1 油漏れ 2 取り付けの緩み
	ロッド及びアーム類	(※2) 緩み、がた及び損傷		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの 亀裂及び損傷
	ナックル	(※2) 連結部のがた		
	かじ取り車輪			ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 (※2) 2 油漏れ及び油量		取り付けの緩み
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板と のすき間 2 ブレーキの効き具合		
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合		
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		
	リザーバ・タンク	液量		
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリン ダ、及びディスク・キャリパ			機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク		機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・レリー ズ・バルブ及びリレー・バルブ			機能
	倍力装置			1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム			摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シ ュー	1 ドラムとライニングのすき間 (※2) 2 シューの摺動部分及びライ ニングの摩耗		ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート			バックプレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	(※2) 1 ディスクとパッドのすき間 (※2) 2 パッドの摩耗		ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライ ニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間		1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構			機能

走行装置	ホイール	(※2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※2) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	(※3) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム・サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ (※2) 2 ベローズの損傷 (※2) 3 取り付け部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
	トランスミッション及びトランスファ	(※2) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(※2) 連結部の緩み	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	(※2) 油漏れ及び油量	
電気装置	点火装置	(※2)(※4) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	(※2) 1 エアクリーナエレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取り付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取り付け状態
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ		(※2) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの疑水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体		1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
連結装置			1 カプラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
座席			(※1) 座席ベルトの状態
開扉発車防止装置			機能
その他		シャシ各部の給油脂状態	(※5)(※6) 車載式故障診断装置の診断の結果

(注)① (※1)印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。

② (※2)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

③ (※3)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

④ (※4)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

⑤ (※5)印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑥ (※6)印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもって代えることができる。

別表第4(被牽引自動車の定期点検基準)(第二条関係)

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
制	ブレーキ・ペダル		ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構		1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	
動	ブレーキ・チャンバ		ロッドのストローク	機能
	リレー・エマージェンシ・バルブ			機能
	ブレーキ・カム			摩耗
装	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー		1 ドラムとライニングとのすき間 (※1)2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート			バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド		(※1)1 ディスクとパッドとのすき間 (※1)2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置	ホイール		(※1)1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(※2)1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 ホイール・ベアリングのがた
衝撃装置	リーフ・サスペンション		スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション		1 エア漏れ (※1)2 ベローズの損傷 (※1)3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷	
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	
エア・コンプレッサ			エア・タンクの凝水	

車枠及び車体	1 緩み及び損傷 (※2) 2 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※2) 3 スペアタイヤの取付状態 (※2) 4 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
連結装置		1 カプラの機能及び損傷 2 キング・ピン及びブルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷
その他	シャシ各部の給油脂状態	

(注)① (※1)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

② (※2)印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検時期 \ 点検箇所		6月ごと	12月ごと (6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
か じ 取 り 装 置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		取付けの緩み
	ロッド及びアーム類		1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	かじ取り車輪		(※1) ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1 油漏れ及び油量 2 取付けの緩み
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	(※1) 1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 (※1) 2 ブレーキの効き具合	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合
	駐車ブレーキ機構	(※1) 1 引きしろ (※1) 2 ブレーキの効き具合	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク		液量
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能

	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	1 シューの摺動部分及びライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	ブレーキ・ディスク及びパッド		1 ディスクとパッドとのすき間 2 パッドの摩耗 3 ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング		1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間 3 ライニングの摩耗 4 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能
走行装置	ホイール	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(※4) 1 タイヤの状態 2 フロント・ホイール・ベアリングのがた 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	コイル・サスペンション		取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用	液量
	トランスミッション及びトランスファ	(※4) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(※4) 連結部の緩み	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル	(※4) 油漏れ及び油量	
電気装置	点火装置	(※4)(※5) 1 点火プラグの状態 (※1) 2 点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
	バッテリー		ターミナル部の接続状態
	電気配線		接続部の緩み及び損傷

原 機	本体	1 排気の状態 (※4) 2 エア・クリーナ・エレメントの状態 (※2) 3 エア・クリーナの油の汚れ及び量	低速及び加速の状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置		燃料漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		(※1) 1 メターリング・バルブの状態 (※1) 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑制装置		(※1) 1 配管の損傷 (※1) 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 (※1) 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置			作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ			(※4) 1 取付けの緩み及び損傷 2 マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
車枠及び車体			緩み及び損傷
座席			(※3) 座席ベルトの状態
その他		シャシ各部の給油脂状態	(※6)(※7) 車載式故障診断装置の診断の結果

(注)① (※1)印の点検は、大型特殊自動車にあっては、行わなくてもよい。

② (※2)印の点検は、大型特殊自動車に限る。

③ (※3)印の点検は、道路運送法第80条第1項の規定により受けた許可に係る自動車に限る。

④ (※4)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり4千キロメートル以下の自動車について、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

⑤ (※5)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

⑥ (※6)印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑦ (※7)印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第74号)に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。))の点検をもって代えることができる。

主な車検の有効期間及び定期点検間隔一覧表

対象車種			点検区分等	検査証の有効期間		定期点検の間隔（使用する別表）							備考（主な車種等）
				初回	2回目以降	3ヶ月 （別表3）	3ヶ月 （別表4）	6ヶ月 （別表5）	6ヶ月 （別表5・2）	1年 （別表6）	1年 （別表7）		
自家用自動車	乗用	普通・小型	3年	2年					●		一般の乗用車（マイカー）		
		軽	3年	2年					●				
		三輪	2年	←			○						
	定員11名以上		1年	←	○						マイクロバス		
	幼児専用車（定員10人以下）		1年	←			○				園児送迎車（定員は大人換算）		
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						トラック（三輪を含む）		
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○						
		軽	2年	←					●				
	二輪	小型	3年	2年						●	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）		
		検査対象外軽自動車	無	←						●	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）		
	特種	普通・小型	2年	←	○ 8t以上		○ 8t未満				キャンピング車、教習車（乗用）、消防車、キャンピング・トレーラ		
	特種 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						タンク車、散水車、現金輸送車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車		
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○						
	特種	軽	2年	←					●		ボート・トレーラ		
	大特	車両総重量8トン以上	2年	←	○						ホイール・クレーン		
		車両総重量8トン未満	2年	←			○				フォーク・リフト		
	大特 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						ストラドル・キャリア		
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○						
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○						
	農耕作業用トレーラ （大特）	積載あり（貨物）	車両総重量8トン以上	1年	←		○				ポール・トレーラ		
		積載あり（貨物）	車両総重量8トン未満	2年	1年			○					
		積載なし	車両総重量8トン以上	2年	←		○						
		積載なし	車両総重量8トン未満	2年	←			○					
	検査対象外軽自動車		無	←			○				そり付き、カタピラ付軽自動車		
運送事業用	旅客	普通・小型	1年	←	○						バス、タクシー、ハイヤー		
		軽	2年	←	○						福祉タクシー		
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）		
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○								
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○							
		軽	2年	←					●		霊柩車を含む		
	二輪	3年	2年						●				
	霊柩	通常タイプ	2年	←	○						霊柩車		
		定員11名以上	1年	←	○						霊柩車バス形状		

対象車種			点検区分等	検査証の有効期間		定期点検の間隔（使用する別表）							備考（主な車種等）
				初回	2回目以降	3ヶ月 （別表3）	3ヶ月 （別表4）	6ヶ月 （別表5）	6ヶ月 （別表5・2）	1年 （別表6）	1年 （別表7）		
レンタカー	乗用	普通・小型	2年	1年			○				マイカー型		
		軽	2年	←			○						
		三輪	2年	1年	○								
	定員11名以上		1年	←	○						マイクロバス		
	幼児専用車（定員10人以下）		1年	←	○						園児送迎車（定員は大人換算）		
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○						トラック（三輪を含む）		
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○								
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○							
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○							
		軽	2年	←			○						
	二輪	小型	2年	1年				○			250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）		
		検査対象外軽自動車	無	←				○			126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）		
	特種	普通・小型	2年	1年	○						キャンピング車		
	特種	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					タンク車、冷蔵冷凍車		
			車両総重量8トン未満	2年	1年	○							
			車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○						
			車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○						
	特種	軽	2年	←			○						
	大特		車両総重量8トン以上	2年	1年	○					ホイール・クレーン		
			車両総重量8トン未満	2年	1年	○					フォーク・リフト		
	大特	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					ストラドル・キャリア		
			車両総重量8トン未満	2年	1年	○							
			車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				ボール・トレーラ		
			車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○						
	検査対象外軽自動車			無	←	○						そり付き、カタピラ付軽自動車	

（注）点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

Ⅲ. 車両管理の内容

1. 車両管理の義務及び目的

自動車の使用者は、経済的な運用、車両欠陥や整備不良による事故防止、整備不良に伴う排気ガス・騒音等の公害防止等のためにも車両を管理することが必要である。

これら自動車の保安確保、公害防止対策としての整備管理と経済的な運用をするための使用管理を合理的に行うことを車両管理という。

2. 車両管理の内容と実務

自動車の経済的な運用及び公害防止に関する車両管理の内容と実務は以下のとおりである。

① 燃費の管理

燃料の消費は、運転操作や路面状況、交通状況によっても左右されるが、点検整備の実施や運転操作を適切に行うことは、燃料消費の節減に大きな効果がある。

- ・ エア・クリーナの清掃や、エンジンオイルの汚れ・油量等、燃費を悪くしないための点検を実施する。
- ・ 無駄なアイドリングの停止、経済速度での走行、急発進・急加速をさせない等のエコドライブテクニックを運転者に指導する。

② 油脂の管理

- ・ エンジンオイルの消費量は、補給量と抜き替え量に分けて把握すること。抜き替え時期は、オイルの劣化程度により適切に決めること。
- ・ 潤滑オイルは、良質かつ安価なものが良いのは当然であるが、使用目的に応じたものを選定すること。

③ タイヤの管理

- ・ 選定基準、ローテーション等の使用基準を定めて適切に行うこと。特に、当該自動車に使用できるタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等を把握しておく等の管理を確実に実施することにより、無駄がなくなり、タイヤの寿命が延びる等の経費削減にも役立つ。

④ 自動車の種類等に応じた適切な維持・管理

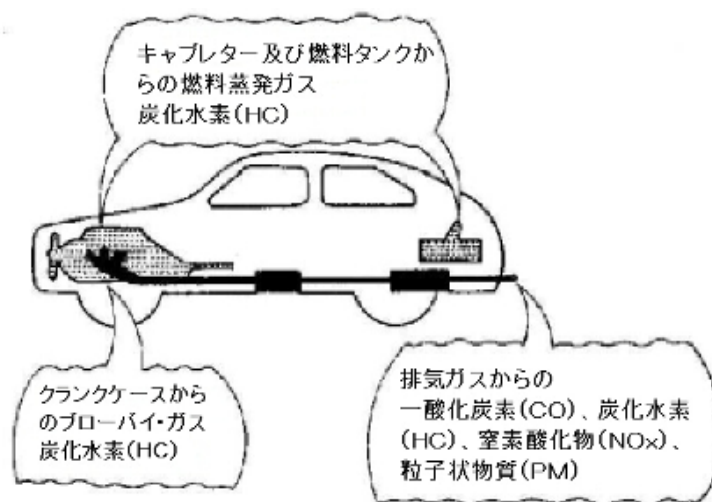
法令等で定められた自動車の点検整備は、「Ⅱ. 自動車の点検整備(日常点検・定期点検)」の内容で解説したとおりであるが、事故及び公害防止のためには、自動車の種類や使用実態に応じた適切な維持・管理を行う必要がある。

詳細は、自動車整備工場又は管理する自動車のメーカー等へ確認すること。

⑤ 自動車の排出するガスについて

自動車の排出するガスには、人体に害を及ぼす成分が含まれており、排出量等が法令等により厳しく規制されている。参考として、自動車排出ガスの種類と、大気汚染物質の性状を以下に示す。

参考1：自動車排出ガスの種類



(注) 1. 燃料蒸発ガスは、キャブレター、燃料タンク等から燃料が蒸発して排出されるガス。
2. ブローバイ・ガスは、ピストンとシリンダーのすき間から、クランクケース内に吹き抜ける空気と燃料の混合した未燃焼ガス。

参考2：主な大気汚染物質の性状

物質名		性質	主な発生源	人体への影響
一酸化炭素(CO)		・無色、無臭の気体 ・水に溶けにくい ・空気に対する比重 0.967	・自動車(特にアイドリング時に多く排出される。)	・血液中のヘモグロビンと結合して一酸化炭素ヘモグロビン(CO-Hb)となる。 ・CO-Hb濃度が20%で頭痛、めまいがし、60%以上で意識喪失、放置すれば死亡。
炭化水素(HC)		・炭素(C)と水素(H)だけからなる有機化合物の総称	・自動車及び各種燃焼施設	・濃度が高くなると粘膜を刺激し、組織を破壊する。 ・活性炭化水素(オレフィン系、芳香族)は、NO_xと反応し光化学スモッグの原因となる。
窒素酸化物(NO _x)		・排気ガス中のNO_xの大部分はNOとNO₂である。 ・NOは徐々に酸化されてNO₂となる。	・自動車、化学工場から発生するガス及び各種燃焼施設	・NOはヘモグロビンと結合しやすく、酸素欠乏症、中枢神経機能の減退を生ずる。 ・NO₂は鼻、のどを刺激し、濃度が高くなれば死亡。 ・いずれも光化学スモッグの原因となる。
硫黄酸化物(SO ₂)		・無色、刺激性のある気体 ・水に溶けやすい ・空気に対する比重 2.264	・工場の排煙、ビルの暖房など、石炭、石油の燃焼によって生ずる	・6~12ppmで鼻、のどに急激な刺激。 ・高濃度になるとけいれん性のせき、気管支炎などを起こす。
オキシダント		・大部分はオゾン(O₃) ・O₃は無色の生臭い気体で、空気に対する比重 1.72	・NO_xと活性HCが光化学変化を受けて発生する。	・0.15ppmで目、のどを刺激、4ppmで頭痛などを引き起こし、10ppm以上で小動物は死に至る。
粒子状物質(PM)	浮遊粒子状物質(SPM)	・無機化合物、植物性有機物、バクテリアなどの混合物	・各種燃焼施設 ・廃塵作業 ・自動車(ディーゼル黒煙)	・じん肺や粘膜疾患など、主として呼吸器系統を侵す。
	微小粒子状物質(PM _{2.5})	・凝集しやすく、空気中で帯電して物体に吸着しやすい		

3.自動車車庫の管理

自動車の車庫は、自動車が運行していない場合、常に収容しておくとともに次の運行の準備、点検、清掃、給油などを行うところであり、能率的に作業ができるような器具並びに施設の配置などに配慮して、より良い車両管理の環境を築きあげることが必要になる。

なお、自動車点検基準には次のように定められている。

自動車点検基準(抜粋)

(自動車車庫の基準)

第六条 法第56条の技術上の基準は、次のとおりとする。

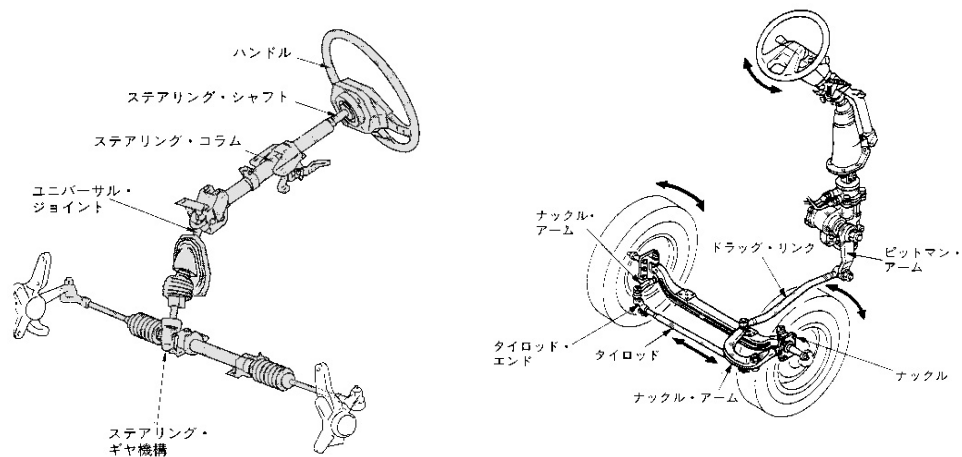
- 一 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りように区画されていること。
- 二 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第一条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる十分な広さを有すること。
- 三 自動車車庫は、次の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具(当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。)を有すること。

測定用器具	作業用器具、工具	手工具
イ 物さし又は巻尺 ロ タイヤ・ゲージ ハ タイヤ・デプス・ゲージ ニ (蓄電池の充放電の測定具)	イ ジャッキ又はリフト ロ 注油器 ハ ホイール・ナット・レンチ ニ 輪止め ホ (タイヤの空気充てん具) ヘ (グリース・ガン) ト (点検灯) チ (トルク・レンチ)	イ 両口スパナ ロ ソケット・レンチ ハ プラグ・レンチ ニ モンキー・レンチ ホ プライヤ ヘ ペンチ ト ねじ回し チ (ハンド・ハンマ) リ (点検用ハンマ)
プラグ・レンチについては、ジーゼル自動車のみの車庫には適用しない。 括弧内のものは、有していることが望ましいものを示す。		

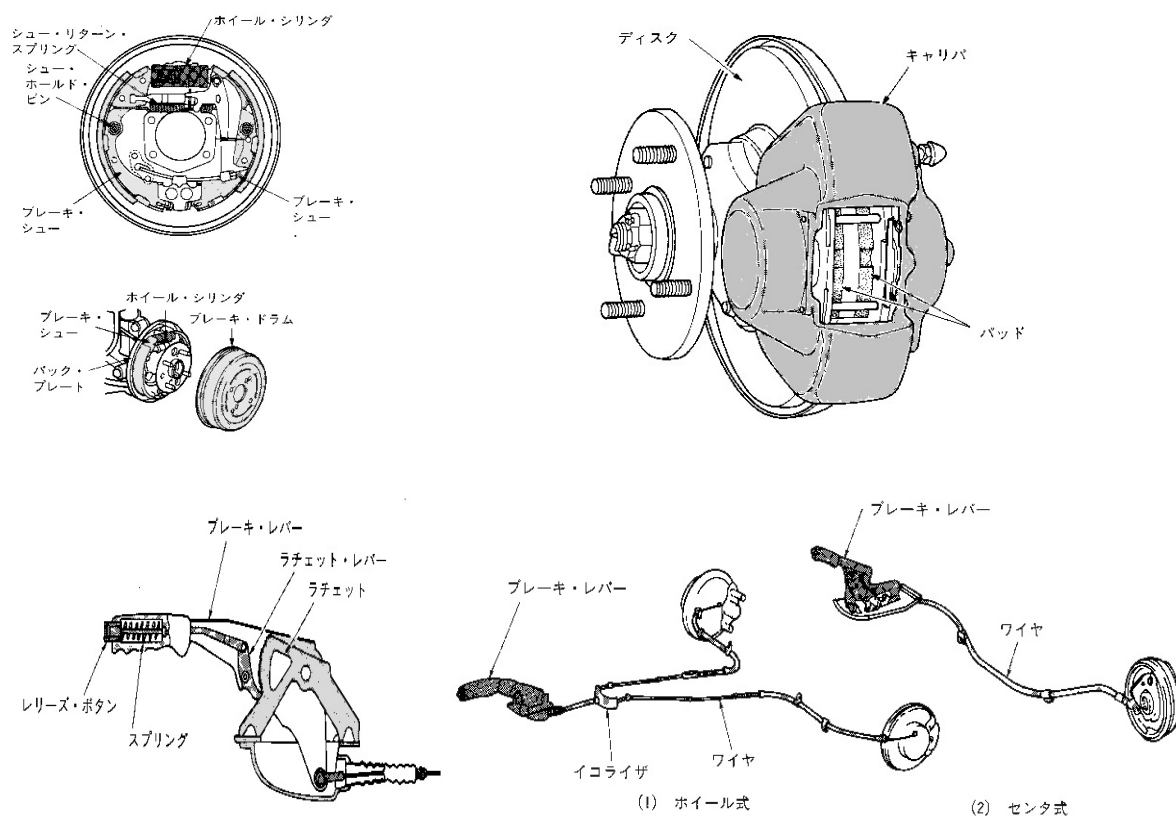
IV. 運転者等に対する指導教育

1. 自動車の構造装置

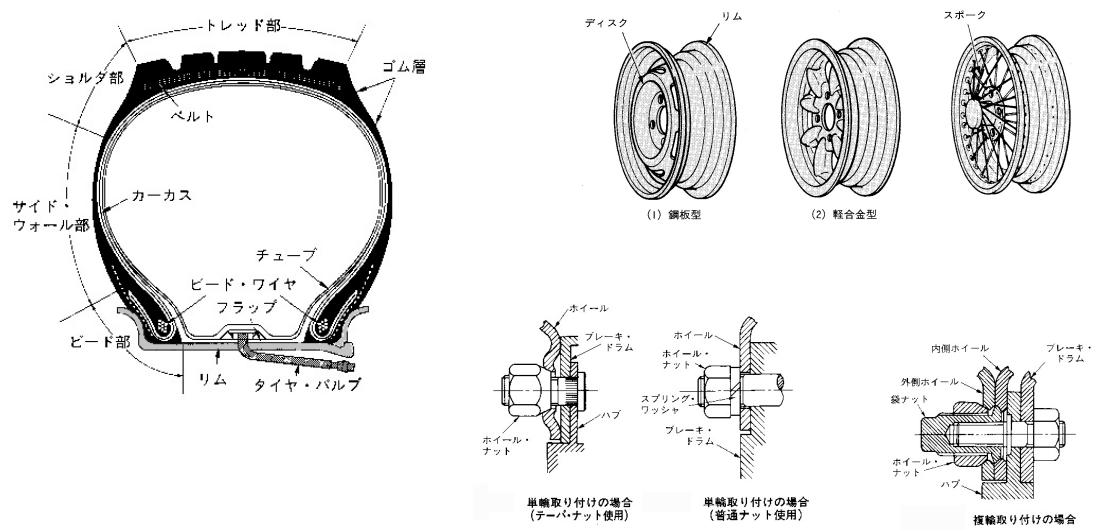
① かじ取り装置



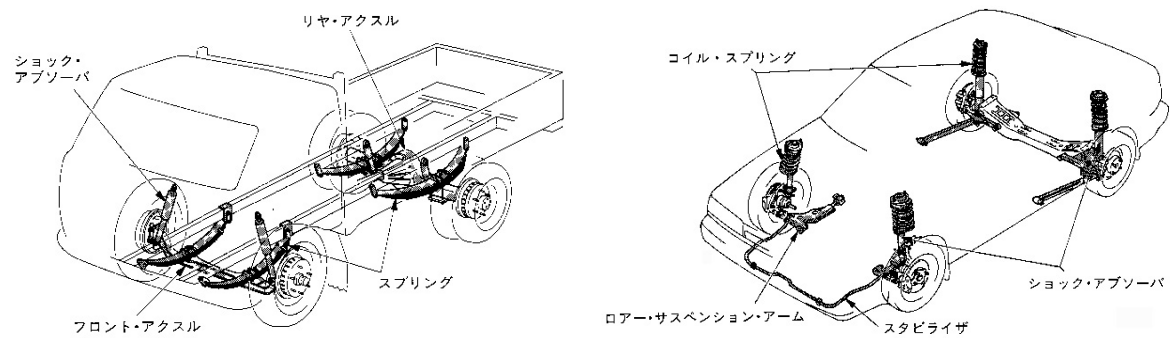
② 制動装置



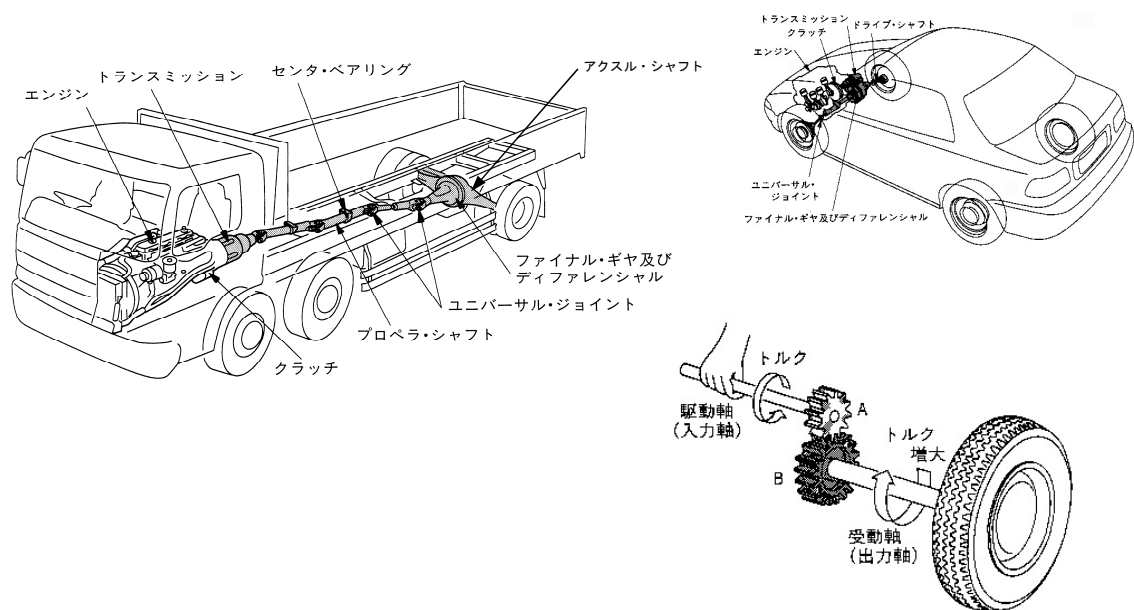
③ 走行装置

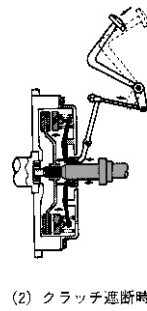


④ 緩衝装置



⑤ 動力伝達装置





⑧ その他

- (1) ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置
- (2) 警音器、窓ふき器、洗浄噴射装置、デフロスタ及び施錠装置
- (3) エキゾースト・パイプ及びマフラ
- (4) エア・コンプレッサ
- (5) 高圧ガスを燃料とする燃料装置等
- (6) 車体及び車枠
- (7) 連結装置
- (8) 座席
- (9) 開扉発車防止装置
- (10) その他

1. 日常点検等点検整備の方法

①運転者に日常点検の必要性を説明する

- ・ 道路運送車両法において実施の義務づけ
- ・ 1日の運転を行うために車両の状態に異常がないか確認
- ・ 走行時のトラブルを未然に回避

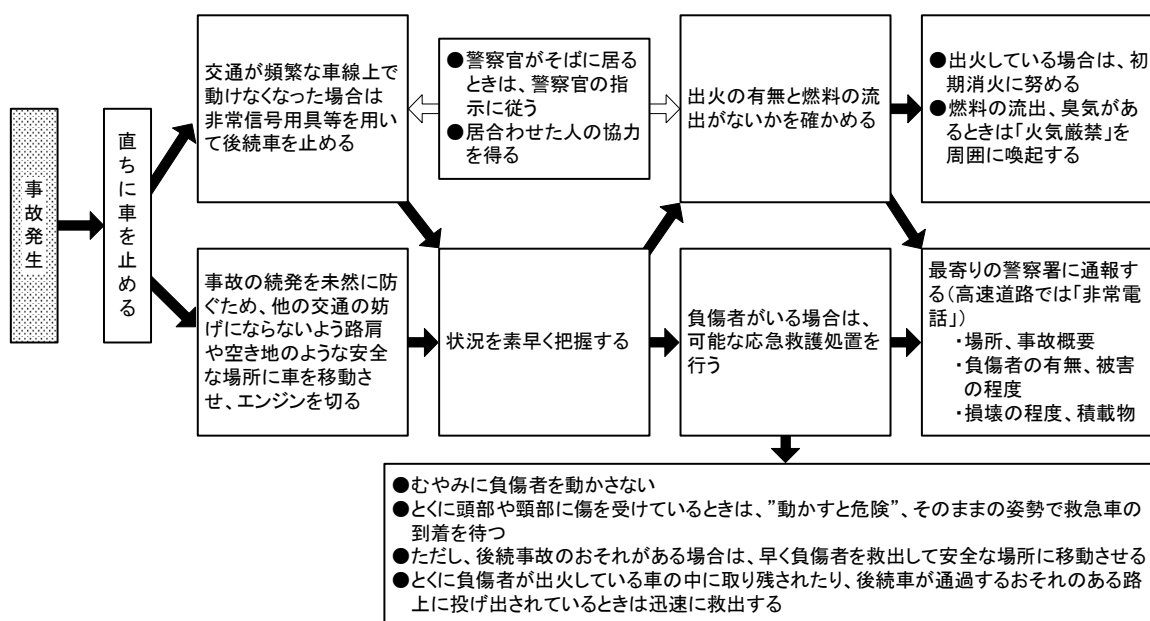
② 日常点検をスムーズに実施するための留意点の説明する

- ・ 平たんな場所での実施
- ・ タイヤに輪止めをかける
- ・ その他

③ 日常点検表やチェックシートを運転者に渡す

④ 効率の良い方法を運転者に指導する

2. 事故車両や事故時の処置方法

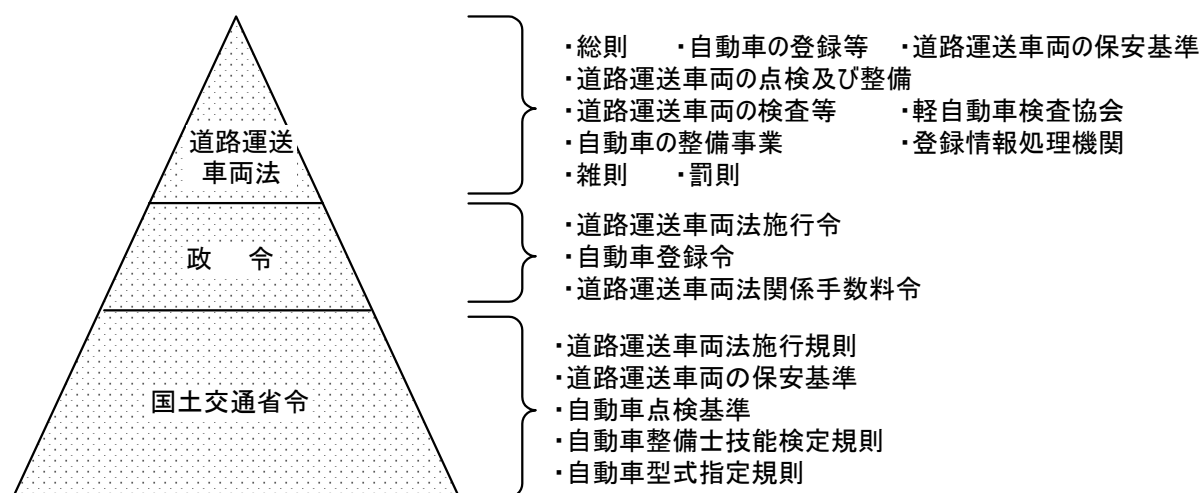


V. 車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系

道路運送車両法の目的

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。



2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、基準等

① 道路運送車両法

	車 両 法	省 令	関係告示・通達
登録関係	第2条(定義) 第3条(自動車の種別) 第11条(自動車登録番号標の封印等) 第12条(変更登録) 第13条(移転登録) 第14条(自動車登録番号の変更) 第19条(自動車登録番号標等の表示の義務) 第28条の3(封印の取り付けの委託)	施行規則第1条(原動機付自転車の範囲及び種別) 施行規則第2条(自動車の種別)別表第1 施行規則第7条(自動車登録番号標の取付け) 施行規則第8条(封印) 登録規則第13条(自動車登録番号)別表第1、第2、第3 登録令第40条(変更登録) 施行規則第8条の2(自動車登録番号標の表示) 施行規則第13条(封印取付受託者の要件)	

	第 29 条(車台番号等の打刻) 第 32 条(職権による打刻等) 第 34 条(臨時運行の許可) 第 35 条(許可基準等) 第 36 条(臨時運行許可番号標表示等の義務) 第 36 条の2(回送運行の許可)	施行規則第 27 条(打刻の届出) 施行規則第 30 条(国土交通大臣の指定) 施行規則第 20 条(臨時運行の許可) 施行規則第 23 条(臨時運行許可証の表示) 施行規則第 26 条の2(許可基準) 施行規則第 26 条の5(回送運行許可証の表示等)	S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等実施要領」(第2章 職権による打刻等)
保安基準関係	第 40 条(自動車の構造) 第 41 条(自動車の装置) 第 42 条(乗車定員又は最大積載量) 第 43 条(自動車の保安上の技術基準についての制限の付加) 第 44 条(原動機付自転車の構造及び装置) 第 45 条(軽車両の構造及び装置) 第 46 条(保安基準の原則)	保安基準第2章(自動車の保安基準) 保安基準第3章(原動機付自転車の保安基準) 保安基準第4章(軽車両の保安基準)	S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等実施要領」他通達(検査関係参照)
点検整備関係	第 47 条(使用者の点検及び整備の義務) 第 47 条の2(日常点検整備) 第 48 条(定期点検整備) 第 49 条(点検整備記録簿) 第 50 条(整備管理者) 第 52 条(選任届) 第 53 条(解任命令) 第 54 条(整備命令等) 第 54 条の2 第 55 条(自動車整備士の技能検定) 第 56 条(自動車車庫に関する勧告) 第 57 条(自動車の点検及び整備に関する手引) 第 57 条の2(自動車の点検及び整備に関する情報の提供)	点検基準第1条(日常点検基準)別表第1、第2 点検基準第2条(定期点検基準)別表第3～第7 施行規則第3条(特定整備の定義) 施行規則第39条(点検整備記録簿の提示) 点検基準第4条(点検整備記録簿の記載事項等) 施行規則第31条の3(整備管理者の選任) 施行規則第31条の4(整備管理者の資格) 施行規則第32条(整備管理者の権限等) 施行規則第33条(整備管理者の選任届) 施行規則第52条(自動車検査証等の提示の命令) 点検基準第5条(点検等の勧告に係る基準) 検定規則第2条(自動車整備士の種類) 検定規則第3条(技能検定の種類) 検定規則第17条～第19条(1級～3級の受験資格) 点検基準第6条(自動車車庫の基準) 点検基準第7条(自動車の点検及び整備に関する情報)	平成 19 年国土交通省告示第 317 号「自動車の点検及び整備に関する手引」 S63.11.16 北北整第 274 号「液化石油ガス(LP ガス)を燃料とする自動車の構造基準について」 H15.3.18 国自整第 216 号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」 平成 19 年国土交通省告示第 317 号「自動車の点検及び整備に関する手引」

	第 58 条(自動車の検査及び自動車検査証)	施行規則第 35 条の2(検査対象外軽自動車) 施行規則第 35 条の3(自動車検査証の記載事項)	
検査関係	第 58 条の2(検査の実施の方法) 第 59 条(新規検査) 第 61 条(自動車検査証の有効期間) 第 62 条(継続検査) 第 66 条(自動車検査証の備付け等) 第 67 条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査) 第 69 条(自動車検査証の返納等) 第 70 条(再交付) 第 71 条の2(限定自動車検査証等) 第 73 条(車両番号標の表示の義務等) 第 74 条の3(軽自動車検査協会の検査等) 第 75 条(自動車の指定) 第 94 条の5(保安基準適合証等) 第 94 条の5の2(限定保安基準適合証) 第 97 条の2(自動車税、軽自動車税) 第 98 条(不正使用等の禁止)	施行規則第 35 条の4(検査の実施の方法)別表第2 施行規則第 37 条(法第 61 条第1項及び第2項第1号の国土交通省令で定める自家用自動車) 施行規則第 44 条(自動車検査証等の有効期間の起算日) 施行規則第 39 条(点検整備記録簿の提示) 施行規則第 37 条の3(検査標章) 施行規則第 37 条の4(保安基準適合標章の表示) 施行規則第 38 条(自動車検査証の記入の申請等) 施行規則第 39 条の2(限定自動車検査証の返納) 施行規則第 40 条(自動車検査証保管証明書の交付等) 施行規則第 41 条の2(検査標章の再交付) 施行規則第 43 条の2(構造等に関する事項) 施行規則第 43 条の7(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示) 施行規則第 46 条(軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)	S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等の実施要領」 H7.11.16 自技第 234 号・自整第 262 号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)」 H7.11.16 自技第 235 号「『自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(依命通達)』の細部取扱いについて」 S50.11.5 自車第 747 号 元.2.10 地技第 23 号 H8.9.30 自技第 159 号「軽自動車の改造について」
その他	第 99 条の2(不正改造等の禁止)		

② その他関係法令

道 路 運 送 法		省 令	関係告示・通達
車 両 関 係	第 22 条(輸送の安全性の向上)		
	第 27 条(輸送の安全等)	運輸規則第 45 条(点検整備等) 運輸規則第 46 条(整備管理者の研修) 運輸規則第 47 条(点検施設等)	
	第 29 条(事故の報告)	事故報告規則	
	第 35 条(事業の管理の受委託)		
	第 79 条の 10 (事故の報告)	事故報告規則	
	第 94 条(報告、検査及び調査)	旅客自動車運送事業等報告規則	
	第 95 条(自動車に関する表示)	運送法施行規則第 65 条(自動車に関する表示)	

貨物自動車運送事業法		省 令	関係告示・通達
車 両 関 係	第 15 条(輸送の安全性の向上)	安全規則第 3 条の 2(点検整備) 安全規則第 3 条の 3(点検等のための施設) 安全規則第 3 条の 4(整備管理者の研修)	
	第 17 条(輸送の安全)		
	第 24 条(事故の報告)		
	第 29 条(輸送の安全に関する業務の管理の受委託)		
	第 60 条(報告の徴収及び立入検査)	貨物自動車運送事業報告規則	

道 路 交 通 法		省 令	関係告示・通達
車 両 関 係	第 62 条(整備不良車両の運転の禁止)		S35.12.19 自車第 975 号・警察庁丙交発第 51 号「故障車両の整備確認の手続等に関する命令の運用等について」
	第 63 条(車両の検査等)		
	第 63 条の 2(運行記録計による記録等)		

- ※ 施 行 規 則 : 道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号)
- 登 録 令 : 自動車登録令 (昭和 26 年政令第 256 号)
- 登 録 規 則 : 自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号)
- 保 安 基 準 : 道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号)
- 点 検 基 準 : 自動車点検基準 (昭和 26 年運輸省令第 70 号)
- 検 定 規 則 : 自動車整備士技能検定規則 (昭和 26 年運輸省令第 71 号)
- 事 故 報 告 規 則 : 自動車事故報告規則 (昭和 26 年運輸省令第 104 号)
- 運 送 法 施 行 規 則 : 道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号)
- 運 輸 規 則 : 旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和 31 年運輸省令第 44 号)
- 安 全 規 則 : 貨物自動車運送事業輸送安全規則 (平成 2 年運輸省令第 22 号)

道路運送車両法（抜粋）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

第4章 道路運送車両の点検及び整備

（使用者の点検及び整備の義務）

第47条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

（日常点検整備）

第47条の2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

（定期点検整備）

第48条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

（1） 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月

（2） 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月

（3） 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

（点検整備記録簿）

第49条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1） 点検の年月日

（2） 点検の結果

（3） 整備の概要

（4） 整備を完了した年月日

（5） その他国土交通省令で定める事項

2 自動車（第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、当該自動車について特定整備（原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連

結装置又は自動運行装置（第41条第2項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をしたときは、遅滞なく、前項の点検整備記録簿に同項第3号から第5号までに掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前条第2項において準用する第47条の2第3項の規定による必要な整備として当該特定整備をしたとき及び第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者が当該特定整備を実施したときは、この限りでない。

3 点検整備記録簿の保存期間は、国土交通省令で定める。

（整備管理者）

第50条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

（選任届）

第52条 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

（解任命令）

第53条 地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

（整備命令等）

第54条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第1項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用を停止することができる。

3～4 （略）

第54条の2 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るま

での間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、前項の規定により整備を命じたときは、当該自動車の前面の見やすい箇所に、国土交通省令で定めるところにより、整備命令標章をはり付けなければならない。

3 何人も、前項の規定によりはり付けられた整備命令標章を破損し、又は汚損してはならず、また、第5項の規定により第1項の規定による命令を取り消された後でなければこれを取り除いてはならない。

4 第1項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から15日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行つた当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

5 地方運輸局長は、前項の提示に係る自動車が保安基準に適合するに至つたときは、直ちに第1項の規定による命令を取り消さなければならない。

6 地方運輸局長は、自動車の使用者が第1項の規定による命令若しくは指示に従わないとき又は第3項若しくは第4項の規定に違反したときは、6月以内の期間を定めて、当該自動車の使用を停止することができる。

7 前項の処分に係る自動車の使用者は、同項の規定による自動車の使用の停止の期間の満了の日までに当該自動車が保安基準に適合するに至らないときは、当該期間の満了後も当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間は、これを運行の用に供してはならない。

（自動車車庫に関する勧告）

第56条 国土交通大臣は、自動車の使用者に対し、その用に供する自動車車庫に関し、国土交通省令で定める技術上の基準によるべきことを勧告することができる。

（自動車の点検及び整備に関する手引）

第57条 国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする手引を作成し、これを公表するものとする。

（1） 第47条の2第1項及び第2項並びに第48条第1項の規定による点検の実施の方法

（2） 前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法

（3） 前2号に掲げるもののほか、点検及び整備に関し必要な事項

第五章 道路運送車両の検査等

（自動車の検査及び自動車検査証）

第58条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 自動車検査証に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

（検査の実施の方法）

第58条の2 この章に定めるところにより国土交通大臣の行なう検査の項目その他の検査の実施の方法は、新規検査その他の検査の種別ごとに国土交通省令で定める。

（新規検査）

第59条 登録を受けていない第4条に規定する自動車又は次条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

なければならない。

2 新規検査（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものを除く。）の申請は、新規登録の申請と同時にしなければならない。

3 国土交通大臣は、新規検査を受けようとする者に対し、当該自動車に係る点検及び整備に関する記録の提示を求めることができる。

4 第7条第3項（第2号に係る部分に限る。）、第4項（第2号に係る部分に限る。）及び第5項の規定は、第1項の場合に準用する。

（継続検査）

第62条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3 第59条第3項の規定は、継続検査について準用する。

4 次条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、継続検査を受けることができない。

5 自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第67条第1項の規定による自動車検査証の記入の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請をしなければならない。

（自動車検査証の返納等）

第69条 自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から15日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

（1）～（2） （略）

（3） 当該自動車について第15条の2第1項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録があつたとき。

（4） 当該自動車について次条第3項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

2 第54条第2項又は第54条の2第6項の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者は、遅滞なく、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3 国土交通大臣は、第54条第3項の規定により使用の停止の取消をしたとき又は第54条の2第6項の規定による自動車の使用の停止の期間が満了し、かつ、当該自動車が保安基準に適合するに至つたときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

4 （略）

（不正改造等の禁止）

第99条の2 何人も、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行つている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

道路運送車両法施行規則（抜粋）

第1章 総則

（特定整備の定義）

第3条 法第49条第2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

- (1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (2) 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (3) 走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く。）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車（二輪の小型自動車を除く。）の整備又は改造
- (4) かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (5) 制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (6) 緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (7) けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボール・カブラを除く。）を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (8) 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）
 - イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
 - ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機
 - ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス
- (9) 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

第5章 道路運送車両の点検及び整備

（整備管理者の選任）

第31条の3 法第50条第1項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

- (1) 乗車定員11人以上の自動車（次号に掲げる自動車を除く。） 1両
- (2) 乗車定員11人以上29人以下の自家用自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可に係るものを除く。） 2両
- (3) 乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自家用自動車及び乗車定員10人以下の自動車運送事業の用に供する自動車 5両
- (4) 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員10人以下で車両総重量8トン未満の自家用自動車であつて、第2号の許可に係るもの 10両

（整備管理者の資格）

第31条の4 法第50条第1項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者でないこととする。

- (1) 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- (2) 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- (3) 前2号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

（整備管理者の権限等）

第32条 法第50条第2項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- (1) 法第47条の2第1項及び第2項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- (2) 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- (3) 法第48条第1項に規定する定期点検を実施すること。
- (4) 第1号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- (5) 第1号、第3号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
- (6) 第3号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
- (7) 法第49条第1項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- (8) 自動車車庫を管理すること。
- (9) 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。

2 整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

（整備管理者の選任届）

第33条 法第52条の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
- (3) 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
- (4) 第31条の3各号に掲げる自動車の数
- (5) 整備管理者の氏名及び生年月日
- (6) 第31条の4各号のうち前号の者が該当するもの
- (7) 整備管理者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）

2 前項の届出書には、同項第5号の者が同項第6号に掲げる者に該当すること及び法第53条に規定する命令により解任され、解任の日から2年（第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年）を経過しない者でないことを信じさせるに足る書面を添付しなければならない。

(整備命令標章)

第34条 整備命令標章は、自動車の前面ガラスに前方から見やすいようにはり付けるものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の前面に見やすいようにはり付けるものとする。

2 法第54条の2第1項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、同条第5項の規定により命令を取り消されたときは、遅滞なく、当該命令に係る整備命令標章を取り除かなければならない。

3 整備命令標章の様式は、第7号様式の2とする。

第6章 道路運送車両の検査等

(点検整備記録簿の提示)

第39条 継続検査、臨時検査又は構造等変更検査を受けようとする者は、法第62条第3項、法第63条第3項又は法第67条第4項において準用する法第59条第3項の点検及び整備に関する記録の提示として、当該自動車に係る点検整備記録簿を提示しなければならない。

第8章 雑則

(届出)

第70条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を国土交通大臣(第3号及び第4号にあつては地方運輸局長)に届け出なければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 法第50条第2項の大型自動車使用者等に関し、第33条第1項第1号から第3号まで、第5号又は第7号に掲げる事項について変更があつた場合

(4) 第33条第1項の届出をした者が、大型自動車使用者等に該当しなくなつた場合

2 前項の届出は、届出事由の発生した日後30日以内に(同項第3号に掲げる場合にあつては15日以内に、同項第6号に掲げる場合にあつては遅滞なく)行わなければならない。

VI. 自動車事故報告について

自動車事故報告規則（昭和 26 年 12 月 20 日運輸省令第 104 号）

最終改正：令和 2 年 3 月 31 日

（定義）

第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- （1） 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- （2） 10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- （3） 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- （4） 10 人以上の負傷者を生じたもの
- （5） 自動車の積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
 - イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第2条第7項に規定する危険物
 - ロ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第2条第1項に規定する火薬類
 - ハ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第2条に規定する高圧ガス
 - ニ 原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
- ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）別表第2に掲げる毒物又は劇物
- ト 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- （6） 自動車の積載されたコンテナが落下したもの
- （7） 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- （8） 酒気帯び運転（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第 64 条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第 85 条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第 117 条の2第3号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの
- （9） 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- （10） 救護義務違反（道路交通法第 117 条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの
- （11） 自動車の装置（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- （12） 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- （13） 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道施設を含む。）を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- （14） 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)第4条第1項の指定都道府県等をいう。以下同じ。))の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあっては、当該指定都道府県等の長)が特に必要と認めて報告を指示したものの

(報告書の提出)

第3条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。)、特定第二种貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。)は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日(前条第10号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第15号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日)から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第11号及び第12号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

- (1) 当該自動車の自動車検査証の有効期間
- (2) 当該自動車の使用開始後の総走行距離
- (3) 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名
- (4) 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は、前進方向に向かつて前後左右の別を明記すること。)
- (5) 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の走行距離
- (6) 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況
- (7) 当該部品の製作者(製作者不明の場合は販売者)の氏名又は名称及び住所

3 運輸監理部長又は運輸支局長は、報告書を受け付けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあっては、報告書を当該指定都道府県等の長に提出するものとする。

(速報)

第4条 事業者等は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第1項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する事故(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(以下「旅客自動車運送事業者等」という。))が使用する自動車を引き起こしたものに限る。)

(2) 第2条第3号に該当する事故であつて次に掲げるもの

イ 2人(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、1人)以上の死者を生じたもの

ロ 5人以上の重傷者を生じたもの

ハ 旅客に1人以上の重傷者を生じたもの

(3) 第2条第4号に該当する事故

(4) 第2条第5号に該当する事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)

(5) 第2条第8号に該当する事故(酒気帯び運転があつたものに限る。)

2 前条第3項の規定は、前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が速報を受けた場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、同項各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は当該指定都道府県等の長の指示があつたときは、当該指定都道府県等の長に速報するものとする。

(事故警報)

第5条 国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告書又は速報に基き必要があると認めるときは、事故防止対策を定め、自動車使用者、自動車分解整備事業者その他の関係者にこれを周知させなければならない。

自動車事故報告書等の取扱要領(抜粋)

最終改正: 令和4年3月23日

1 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。)第2条第11号に規定する「自動車の装置の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの」とは、次に掲げるものをいう。

イ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、運行を再開することができなかったもの

ロ. 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであって、乗務員以外の者の修理 等により運行を再開したもの

12 車両故障に起因する事故

(1)運輸支局長は、規則第3条第2項の添付書面(タイヤのパンク、バッテリー不具合及び灯火装置の不点灯(ヒューズ切れを含む。))の場合は添付を要しない。)等は別表3によるよう事業者等を指導すること。また、必要に応じて、事業者等に対し自動車製作者等からの事故原因等調査結果を添付させるよう指導すること。

(2)地方運輸局長は、規則第2条第11号又は第12号に該当する事故で、被害が大きい場合又は社会的影響が大きいと判断される場合には、次の事項を直ちに自動車局長に報告すること。また、この場合において、地方運輸局長は類似の事故が発生するおそれがあると認めるときは、事故発生防止対策の迅速化を図るため、自動車局長に報告した 事項を他の地方運輸局長に適当な方法により、速やかに通報すること。

①当該事故の概要及び原因

②当該自動車の車名、型式、初度登録年又は初度検査年、車体の形状及び自動車検査証の有効期間

③別表1中第4第4項の事項

なお、運輸支局長は、車両故障に起因する事故が発生した場合において、当該報告者から破損又は脱落した部品の提供があった場合には、調査の必要に応じ当該部品を地方運輸局長に送付すること。

地方運輸局長は、当該部品についてさらに調査の必要があると認めた場合には、当該部品を自動車局長に送付すること。

国土交通大臣

殿

自動車の使用者の氏名又は名称

住所

電話番号

年 月 日 提出

(日本産業規格 A 列 4 番)

(裏)

事故の種類	区 分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他	☆ 危険認知時の速度	km/h		
	☆発生順																☆ 危険認知時の距離	m		
	☆転落の状態	落差				m		水深				m				☆ スリップ距離	m			
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触		2 側面衝突 5 物件衝突		3 追突										当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 4 後退 7 左折 10 転回	2 直進 (減速) 5 追越 8 駐車 11 合流 2 歩道	3 直進 (定速) 6 右折 9 停車 12 その他 3 横断歩道	
	☆車 名	☆型 式		☆車体の形状		☆初度登録年又は初度検査年										道路上での事故の場合には事故発生地点		1 車道 4 路側帯 6 交差点 8 トンネル	2 歩道 5 路肩 7 バス停留所 9 その他	3 横断歩道
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ 特別積合せ貨物 6 特定貨物		2 貸切旅客 4 特定旅客 ロ その他) 7 特定第二種												死傷事故の場合には死傷者の状態		1 左側通行 3 信号無視 5 歩道通行 7 車の直前横断 9 飛び出し 11 路上作業 13 乗降中 15 自転車運転	2 右側通行 4 車道通行 6 横断歩道歩行 8 斜横断 10 酩酊 12 路上遊戯 14 安全地帯 16 その他	
	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送		3 その他												車両の故障に起因する場合には故障箇所		1 原動機 (速度抑制装置を除く) 3 動力伝達装置 6 車軸 10 燃料装置 13 連結装置 16 窓ガラス 18 ばい煙等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 25 内圧容器及びその附属装置 27 その他	2 速度抑制装置 4 車輪 (タイヤを除く) 7 操縦装置 11 電気装置 14 乗車装置 17 騒音防止装置 21 警告器 24 消火器 26 運行記録計	
	種 別	1 普通		2 小型		3 その他														
	☆ 乗車定員	人		☆ 当時の乗車人員		人														
	☆ 最大積載量	kg		kg																
当該自動車の概要	許可等の必要性	制限外許可		1 有		2 無														
	許可等の取得状況	特殊車両通行許可		1 有		2 無														
		保安基準の緩和		1 有		2 無														
		制限外許可		1 有		2 無														
	特殊車両通行許可		1 有		2 無															
	保安基準の緩和		1 有		2 無															
	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等		3 コンテナ														
	4 生コンクリート		5 危険物等		6 冷凍、冷蔵品															
	7 原木、製材		8 引越		9 その他															
	積載危険物等	運搬の有無		1 有		2 無														
種 類		1 危険物		2 火薬類		3 高压ガス														
☆品名及び積載量又は放射能の量		品名 () kg、1 Bq																		
道路等の状況	種 類	1 道路 (イ 高速自動車国道 ハ その他)		ロ 自動車専用道路等 その他の場所																
	☆道路の幅員	m																		
	こ う 配	1 平たん		2 上り		3 下り														
	道路の形態	1 直線		2 右曲り		3 左曲り														
	路面の状態	1 乾		2 湿		3 積雪		4 氷結												
	警戒標識の設置	1 有		☆ 当該道路の制限速度		km/h														
	踏切の状態	1 遮断機付き		2 警報機付き		3 その他														
	☆当 時 の 運行計画	(発地・経由地・着地)																		
	◆営業所及び運行等の状況	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)																		
		安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	1 有		2 無															
運送形態		1 下請運送		2 その他																
☆荷送人の氏名又は名称及び住所																				
☆荷受人の氏名又は名称及び住所																				
☆運行管理者		氏 名																		
☆運行管理者資格者証番号																				
☆損害の程度		◆死亡		人 (うち乗客)		人														
◆重傷		人 (うち乗客)		人																
軽傷		人 (うち乗客)		人																
※事業者番号																				
※再発防止対策																				

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第5号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通傷害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (11) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (12) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (13) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (14) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (15) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (16) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (17) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行者等」という。）である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行者等登録番号を記載すること。
- (18) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (19) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (20) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (21) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (22) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第72条第1項の交通事故に関して記入する。
- (23) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (24) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第5号に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (25) 「運行管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者のことである。
- (26) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。

自動車事故報告書	
国土交通大臣 ○○ ○○ 殿 自動車の使用者の氏名又は名称 国土交通株式会社 住所 宮城県仙台市宮城野区○○ー○ 電話番号 ×××ー×××ー×××× 令和 4 年 5 月 19 日 提出 事故発生から1ヶ月以内に4部提出すること	
☆発生日時	令和4年4月20日 17時30分
天 候	1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪 5 霧 6 その他
☆発生場所	宮城県仙台市宮城野区原町3丁目 坂下交差点
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置	被けん引車を伴う場合はそれぞれ併せて記載すること （報告するのはけん引車を使用していた事業者） 自動車登録番号又は車両番号 仙台100あ○○○○
国土交通株式会社 本社営業所 宮城県仙台市宮城野区○○ー× 営業所名も記載すること 営業所名・住所は事故発生時のものとする	
☆当時の状況 当該車両は4／20（水）17：20に本社営業所を出発し、宮城運輸支局へ向かった。国道45号線の左側車線を苦竹方面に向かって60km/hで走行中、事故発生地点の交差点にさしかかった際に、車道を走行していた自転車に気を取られたことで前方にて信号待ちをしていた乗用車に気づくのが遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず追突した。 この事故で当該車両の運転者は頭部に軽傷、相手乗用車の運転者が右足の骨を折る重傷を負った。相手車両に同乗者はいなかった。	
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにし、 だれがいつ・どこで・なにを・どうしたの形式で記入すること 可能な限り詳しく記入すること 誰がどの程度の負傷（骨折の部位・度合い）だったのか分かるように記載すること （健康起因事故の場合は病名も含めて）	
☆当時の処置	被害者の負傷の程度を確認し、消防及び警察に連絡した。 車両を路肩に寄せ、警察が着くまで発煙筒をおいて注意を促した。
☆事故の原因	自転車に気を取られて前方への注意が散漫となった。 また、速度超過によりブレーキが間に合わなかった。
☆再発防止策	全ての乗務員に対して事故事例として周知するとともに、運行時には周囲の状況に気をつけるとともに安全速度を遵守するよう指導した。
※備考	記入しないこと ・事業者として講じたものを具体的に記入 ・事故原因が明らかになってから講ずることとしている場合は、「原因究明結果待ち」と記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること

「死傷」
・歩行者又は自転車運転者を撥ね死傷した場合
・走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合

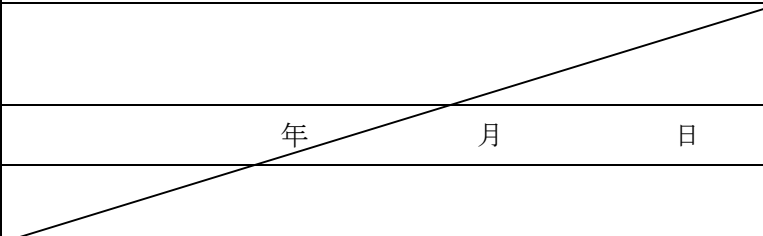
(裏)

事故の種類	区分	1 転	2 転	3 路外	4 小	5 小	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 救護違反	13 車両故障	14 交通障害	15 その他		
	発生した事故の種類の区分番号を○で囲むこと 2種類以上の事故が発生した場合、発生順に番号を振るとともに、最も大きな被害が発生した区分に○をつけること 飲酒等・救護違反を伴う場合はこれらの区分にも○をつけること																	
	1																	
	m		水深		m													
	2 側面衝突		3 追突															
	5 物件衝突																	
	☆車体の形状																	
	☆初度登録年又は初度検査年																	
	□□□		ABC-DFG123		キャブオーバ		平成18年1月											
	当該自動車の概要	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 6 特定貨物				2 貸切旅客 4 特定旅客 ロその他 7 特定第二種											
自家用		1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送				3 その他												
種別		1 普通				2 小型				3 その他								
☆乗車定員		3 人				☆当時の乗車人員				1 人								
☆最大積載量						☆当時の積載量												
2000 kg				500 kg														
kg				kg														
許可等の必要性		制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和				1 有 2 無 2 無 2 無 2 無												
許可等の取得状況		制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和				1 有 2 無 2 無 2 無 2 無												
貨物の内容		1 土砂等 4 生コンクリート 7 原木、製材				2 長大物品等 5 危険物等 8 引越				3 コンテナ 6 冷凍、冷蔵品 9 その他								
道路等	種類	1 道路 (イ高速自動車国道 2 その他の場所				ロ自動車専用道路等 ハその他												
	☆道路の幅員	路肩を含む道路の総幅員 ※歩道は除く				15 m												
	こう配	1 平たん				2 上り				3 下り								
	道路の形態	1 直線 4 交差				2 右曲り 5 つづら折り				3 左曲り								
	路面の状態	1 乾				2 湿				3 積雪				4 氷結				
	警戒標識の設置	1 有 2 無				☆当該道路の制限速度				50 km/h								
	踏切の状態	1 遮断機付き 3 その他				2 警報機付き												
	☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地) 営業所～宮城運輸支局～営業所																
	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)	旅行者等の場合には、氏名又は名称、住所のほか旅行者等の登録番号を記載 (1種は観光庁HP、2種、3種は、都道府県HPでも確認できる)																
	安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)	1 有				2 無												
営業所及び運行等の状況	運送形態	1 下請運送				2 その他												
	☆荷送人の氏名又は名称及び住所	(株) 国土交通省 宮城県仙台市宮城野区宮城野区扇町3-3-15				運送会社から依頼を受けて運送をした場合、下請運送とすること												
	☆荷受人の氏名又は名称及び住所	宮城県仙台市宮城野区宮城野区扇町3-3-15																
	☆運行管理者	氏名 国土 太郎				運行管理者資格者証番号 東宮貨物第〇〇〇号												
	☆死亡	人 (うち乗客)				人												
	☆重傷	1 人 (うち乗客)				人												
	☆軽傷	1 人 (うち乗客)				人												
	☆死亡は、事故発生後から24時間以内に死亡した場合・原則、医師の診断結果に基づき記入																	
	☆事業者選定対策																	
	☆運行管理者	氏名 国土 太郎				運行管理者資格者証番号 東宮貨物第〇〇〇号												

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証 の有効期間		年 月 日まで	
使用開始後の 総走行距離		km	
最近における 大規模な改造	内 容		
	施行期日	年 月 日	
	施 行 者		
破 損 又 は 脱 落 部 品 名			
同 上 部 品 の 名 称			前 後 左 右
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ		km	
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)			
当該部品の製作者（不明 の場合は販売者）の氏名 又は名称及び住所			
疲労又は急進破損の別			
材質、加工、設計等に対する意見			

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証 の有効期間		令和 3 年 4 月 1 日まで		
使用開始後の 総走行距離		100,000km		
最近における 大規模な改造	内 容			
	施 行 期 日			年 月 日
	施 行 者			
破 損 又 は 脱 落 部 品 名		部品名を記載		
同 上 部 品 の 名 称		部品名称を記載	前 後 左 右	
当該部品を取付けてから 事故発生までの走行キロ		1,000km		
当該部品を含む装置の 整備及び改造の状況		令和3年3月1日	故障修理で交換	
		令和3年1月1日	3ヶ月定期点検	
		令和2年10月1日	3ヶ月定期点検	
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)		故障箇所がわかる略図や別紙としてパーツリスト等や 写真を添付し確認できる状態を示すこと。		
当該部品の製作者（不明 の場合は販売者）の氏名 又は名称及び住所		国土交通株式会社 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1		
疲労又は急進破損の別		疲労（経年劣化等）、急進破壊（不良品使用や外的要因等）		
材質、加工、設計等に対する意見				

車輪脱落事故等調査票

事業者情報

1. 事業者情報	事業者名	
	営業所名	営業所
	代表者名	
	事業者住所	
	営業所住所	
	営業所配置車両数	両
	整備管理者氏名(兼職者は兼職内容、外部委託者はその旨を記載)	
	整備管理補助者選任の有無(有の場合は、氏名を記載)	無 ・ 有()
	自社整備工場の保有	無 (過去に保有していた・過去から保有なし) 有 (特定整備認証有・特定整備認証無)
2. 車両メンテナンスの状況	①車両管理の担当者	【氏名、役職等】
	②車両管理の責任者	【氏名、役職等】
	③整備計画表の有無	整備計画表: 有 ・ 無
	④定期点検整備の実施状況等	【3ヶ月点検】 ◆実施者: 自社 ・ 認証工場 ・ その他() ※自社の場合は実施者氏名、役職:
		【12ヶ月点検】 ◆実施者: 自社 ・ 認証工場 ・ その他() ※自社の場合は実施者氏名、役職:
		◆実施者: 運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可
		◆実施時期: 運行前 ・ 運行途中 ・ 帰庫時 ※複数選択可
	⑤日常点検の実施状況等 ※ホイールナットの締付状態の点検について記載	◆実施方法: マーキング確認・点検ハンマー・トルクレンチ・その他()
		◆目視確認の導入: 有 (マーキング確認 ・ マーカー(インジケータ)装着) ・ 無
		◆事故防止通達に基づく日常点検表の使用: 有 ・ 無
		◆最終確認者名:
		◆実施者: 運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可。外注選択の場合は【3.】へ
	⑥タイヤローテーションの実施状況等	◆使用工具: インパクト・トルクレンチ・その他()※複数選択可
		◆締め付けトルク: N・m ・ 不明
		◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検実施: 有 ・ 無
		◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の清掃実施: 有 ・ 無
		※有の場合は具体的な清掃方法: ワイヤブラシ ・ (その他:)
		◆ホイールボルトのねじ部の潤滑剤塗布: 有 ・ 無
		◆ホイールナットとワッシャーの間の潤滑剤塗布: 有 ・ 無 ・ 不明
		※有の場合は潤滑剤の種類: メーカー指定品 ・ 指定品以外
⑦タイヤ交換の実施状況等	◆事故防止通達に基づく作業管理表の使用・管理: 有 ・ 無	
	◆タイヤローテーション頻度 年間 回実施(月 ・ 月)	
	◆実施者: 運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可。外注選択の場合は【3.】へ	
	◆使用工具: インパクト・トルクレンチ・その他()※複数選択可	
	◆締め付けトルク: N・m ・ 不明	
	◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検実施: 有 ・ 無	
	◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の清掃実施: 有 ・ 無 ・ 不明	
	※有の場合は具体的な清掃方法: ワイヤブラシ ・ (その他:)	
	◆ホイールボルトのねじ部の潤滑材塗布: 有 ・ 無	
	◆ホイールナットとワッシャーの間の潤滑剤塗布: 有 ・ 無 ・ 不明	
	※有の場合は潤滑剤の種類: メーカー指定品 ・ 指定品以外	
	◆事故防止通達に基づく作業管理表の使用・管理: 有 ・ 無	
◆タイヤの交換頻度 年間 回交換(冬用タイヤ 月交換・夏用タイヤ 月交換)		

		実施 ・ 緩みがあれば実施 ・ 未実施
		【実施の場合】
	⑧増し締めの実施(50～100km走行後の増し締め)	◆実施時期: 交換後(km・ 日) で実施 ・ 帰庫時に実施 ※複数選択可 ◆実施者名: 運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可 ◆使用工具: インパクトレンチ ・ トルクレンチ ・ 車載工具 ・ その他() ◆締め付けトルク: N・m ・ 不明 ◆増し締めの認知状況: 知っている ・ 聞いたことはある ・ 知らない ・ 不明 ◆事故防止通達に基づく作業管理表の使用・管理: 有 ・ 無
	⑨ホイールボルト、ホイールナットの交換頻度	定めていない ・ 定めている(交換頻度 年毎) 直近の交換日(年 月 日) 外注先に任せている
	⑩トルクレンチの保有状況等	◆トルクレンチ保有: 有 ・ 無 ※有の場合は校正実施: 有(年毎に実施) ・ 無 ※校正実施無の場合: 知らない ・ 知っているが実施していない
3. 外注事業者における作業状況	①タイヤローテーション作業事業者	◆実施事業者名: ◆トルクレンチ保有: 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は外注先の校正実施: 有 ・ 無 ・ 不明 ◆使用工具: インパクトレンチ ・ トルクレンチ ・ その他()※複数選択可 ◆締め付けトルク: N・m ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検実施: 有 ・ 無 ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の清掃実施: 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は具体的な清掃方法: ワイヤブラシ ・ (その他:) ◆ホイールボルトのねじ部の潤滑剤塗布: 有 ・ 無 ・ 不明 ◆ホイールナットとワッシャーの間の潤滑剤塗布: 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は潤滑剤の種類: メーカー指定品 ・ 指定品以外 ◆ホイールボルトやナットの交換基準: 有 ・ 必要に応じて交換 ・ 特になし ◆ホイールボルトやナットの交換状況: 必ず交換 ・ 交換を勧められる ・ 特になし ◆増し締めに関するアドバイス: 受けている ・ 受けていない ・ 不明 ◆事業者からの作業報告: 有 ・ 無
	②タイヤ交換作業事業者	◆実施事業者名: ◆トルクレンチ保有 { 有 ・ 無 ・ 不明 } ※有の場合は外注先の校正実施 { 有 ・ 無 ・ 不明 } ◆使用工具: インパクト・トルクレンチ・その他()※複数選択可 ◆締め付けトルク: N・m ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検実施: 有 ・ 無 ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の清掃実施: 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は具体的な方法: ワイヤブラシ ・ (その他:) ◆ホイールボルトのねじ部の潤滑剤塗布: 有 ・ 無 ・ 不明 ◆ナットとワッシャーの間の潤滑剤塗布: 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は潤滑剤の種類: メーカー指定品 ・ 指定品以外 ◆ホイールボルトやナットの交換基準: 有 ・ 必要に応じて交換 ・ 特になし ◆ホイールボルトやナットの交換状況: 必ず交換 ・ 交換を勧められる ・ 特になし ◆増し締めに関するアドバイス: 受けている ・ 受けていない ・ 不明 ◆事業者からの作業報告: 有 ・ 無
4. タイヤ交換等における整備管理者の関与	①交換作業	作業立ち会い・作業報告で確認・関与していない・その他()
	②増し締め作業	作業立ち会い・作業報告で確認・関与していない・その他()
	③外注作業	作業報告書を確認 ・ 関与していない ・ その他()
5. 脱輪事故防止に関する社内教育の状況	①脱輪事故防止のための4つのルールを知っていたか。	聞いており、内容も知っている ・ 聞いたことはあるが、内容は知らない ・ 聞いたこともないし、内容も知らない
	②上記のルールは社内で誰が知っているか。(複数選択可)	役員 ・ 整備管理者 ・ タイヤ交換者 ・ 運転者 その他()
	③国土交通省から通知している脱輪防止対策の社内周知方法	周知していない ・ 掲示、回覧で周知 ・ 定例会議等で周知 その他方法()
	③脱輪事故防止対策の実行状況の把握方法	把握していない ・ 作業者、運転者から報告させている ・ 整備管理者が確認している ・ その他方法()

事故情報

6. 事故発生年月日	令和 年 月 日 時 分頃 ・ 当日の天候:							
7. 事故発生場所	一般道路(名称:) ・ 高速道路又は自動車道(名称:)							
8. 事故車両概要	登録番号							
	車名							
	通称名							
	当日の積載物品名							
	総走行距離	km						
	脱輪箇所	右側 ・ 左側 前輪(二軸の場合: 前々 ・ 前後) ・ 後輪(二軸の場合: 後前 ・ 後中 ・ 後々)						
	脱輪本数	1本(複輪の場合: 外輪・内輪) ・ 2本						
	脱輪の主な原因	ナットの緩み ・ ボルトの折損 事故現場からのナットの回収状況(個回収 ・ 見つからなかった ・ 不明)						
	脱輪車輪以外の車輪のナットの緩みの有無	有 ・ 無						
		※有の場合の緩みの箇所 箇所 (輪 ・ 輪 ・ 輪)						
		※緩んでいる車輪の締め付けトルク値 輪 N・m						
		※緩んでいる車輪の締め付けトルク値 輪 N・m						
	ホイールの種類	アルミホイール ・ スチールホイール						
	ホイールボルト・ナット方式	JIS方式 { 6穴 ・ 8穴 、 アルミ用 ・ スチール用 } ISO / 新ISO方式 { 8穴 ・ 10穴 、 アルミ用 ・ スチール用 }						
	履き替え等からの走行距離	km ・ 不明						
	9. 事故概要	【概要】						
		【事故当日の運行経路】						
		【運転者の口述概要】						
【車輪脱着作業実施者等の口述概要】								
【損害の程度】								
有 (死亡 人 ・ 重傷 人 ・ 軽傷 人) ・ 物損 無								
10. 車両見分等概要	[]実施	令和 年 月 日						
	概要							
11. 車輛、部品等の調査結果(車両見分等実施の場合は【10. 】に記載)								

12. 事故直近の車両 点検、整備状況	[]か月点検	●令和 年 月 日実施 ●実施者名:
	臨時整備	●令和 年 月 日実施 ●実施者名:
13. 事故直近の車輪 (タイヤ、ホイール)整備 状況	車輪脱着作業の状況	◆直近の車輪脱着日:令和 年 月 日 ◆作業内容: ◆実施者:運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可 ◆使用工具:インパクト・トルクレンチ・その他() ◆締め付けトルク: N・m 不明 ◆ホイールボルト・ナットの汚れの状況: 有 ・ 少し有 ・ 無 ・ 不明 ◆ホイールボルト・ナットの錆の状況: 有 ・ 少し有 ・ 無 ・ 不明 ◆作業時のホイールナットの回り具合: スムーズ ・ 少し引っかかり有 ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検実施: 有 ・ 無 ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の清掃実施: 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は具体的な清掃方法: ワイヤブラシ ・ (その他:) ◆ホイールボルトのねじ部の潤滑剤塗布: 有 ・ 無 ・ 不明 ◆ホイールナットとワッシャーの間の潤滑剤塗布: 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は潤滑剤の種類: メーカー指定品 ・ 指定品以外 ◆事故防止通達に基づく作業管理表(外注は作業報告)の記録・管理: 有 ・ 無
	直近のホイールボルト・ホイールナット交換の有無	有(交換時期 年 月) ・ 無 ・ 不明 ※ホイールボルトやナットの交換基準: 有 ・ 必要に応じて交換 ・ 特になし
	事故当日の日常点検の実施 状況等 ※ホイールナットの締付状態 の点検について記載	◆実施者:運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可 ◆実施時期:運行前 ・ 運行途中 ・ 帰庫時 ※複数選択可 ◆実施方法:マーキング確認・点検ハンマー・トルクレンチ・その他() ◆目視確認の導入: 有 (マーキング確認 ・ マーカー(インジケータ)装着) ・ 無 ◆事故防止通達に基づく日常点検表の使用: 有 ・ 無
	増し締めの実施(50～100km 走行後の増し締め)	実施 ・ 未実施 【実施の場合】 ◆実施時期: 交換後(km ・ 日) で実施 ◆実施者名:運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可 ◆使用工具:インパクト・トルクレンチ・車載工具・その他() ◆締め付けトルク: N・m 不明 ◆増し締めの認知状況: 知っている ・ 聞いたことはある ・ 知らない ・ 不明 ◆事故防止通達に基づく作業管理表の記録・管理: 有 ・ 無
	14. 補足事項等 (『「2. ⑤～⑧」「3. 」で実施することになっている が、今回実施を失念した理由』等を記載)	
15. 事業者による原因 調査の実施状況	実施 ・ 未実施 ◆実施の場合は実施状況	
16. 推定原因		
17. 再発防止策		

※本調査は、車輪脱落事故防止対策への基礎資料とするために行っております。本調査のみをもって処分等を行うものではありませんので、ありのままの実態を記入してください。その上で、同事故防止対策についての意見・要望がありましたら17の欄に記入をお願いします。

車輪脱落事故等調査票

事業者情報

1. 事業者情報	事業者名	●●運輸株式会社
	営業所名	●● 営業所
	代表者名	●● ●●
	事業者住所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	営業所住所	同上
	営業所配置車両数	●● 両
	整備管理者氏名(兼職者は兼職内容、外部委託者はその旨を記載)	●● ●●(代表取締役兼運行管理者)
	整備管理補助者選任の有無(有の場合は、氏名を記載)	無・有(●● ●●、●● ●●)
	自社整備工場の保有	無(過去に保有していた・過去から保有なし) 有(特定整備認証有・特定整備認証無)
2. 車両メンテナンスの状況	①車両管理の担当者	【氏名、役職等】●● ●●(整備係長)
	②車両管理の責任者	【氏名、役職等】●● ●●(整備管理者)
	③整備計画表の有無	整備計画表: 有・無
	④定期点検整備の実施状況等	【3ヶ月点検】 ◆実施者: 自社・ <u>認証工場</u> ・その他() ※自社の場合は実施者氏名、役職:
		【12ヶ月点検】 ◆実施者: 自社・ <u>認証工場</u> ・その他() ※自社の場合は実施者氏名、役職:
	⑤日常点検の実施状況等 ※ホイールナットの締付状態の点検について記載	◆実施者: <u>運転者</u> ・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可
		◆実施時期: <u>運行前</u> ・運行途中・帰庫時 ※複数選択可
		◆実施方法: マーキング確認・点検ハンマー・トルクレンチ・その他(目視)
		◆事故防止通達に基づく日常点検表の使用: 有・ <u>無</u>
	⑥タイヤローテーションの実施状況等	◆最終確認者名: ●● ●●
◆実施者: <u>運転者</u> ・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可。外注選択の場合は【3.】へ		
◆使用工具: <u>インパクトトルクレンチ</u> ・その他() ※複数選択可		
◆締め付けトルク: 600 N・m・不明		
⑦タイヤ交換の実施状況等	◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検・清掃実施: <u>有</u> ・無	
	◆ホイールボルトのねじ部の潤滑材塗布: <u>有</u> ・無	
	※有の場合は潤滑材の種類: <u>メーカー指定品</u> ・指定品以外	
	◆事故防止通達に基づく作業管理表の使用・管理: <u>有</u> ・無	

		<u>実施</u> ・ 緩みがあれば実施 ・ 未実施 【実施の場合】 ◆実施時期： 交換後（ 100 km ） で実施・ 帰庫時に実施 ※複数選択可 ◆実施者名（<u>運転者</u>・整備管理者・整備担当者・外注・その他（ ）） ※実施者が複数の場合は、複数選択可 ◆使用工具：<u>インパクト・トルクレンチ</u>・車載工具・その他（ ） ◆締め付けトルク： 550 N・m ・ 不明 ◆事故防止通達に基づく作業管理表の使用・管理： 有 ☒ 無 ☐
	⑧増し締めの実施（50～100 km走行後の増し締め）	
	⑨ホイールボルト、ホイールナットの交換頻度	定めていない <u>定めている</u>（交換頻度 6 年毎） <u>直近の交換日</u>（<u>●●年●月●日</u>） 外注先に任せている
	⑩トルクレンチの保有状況等	◆トルクレンチ保有 <u>有</u> ・ 無 ※有の場合は校正実施 <u>有</u>（ 1 年毎に実施） ・ 無 ※校正実施無の場合： 知らない ・ 知っているが実施してない
3. 外注事業者における作業状況	①タイヤローテーション作業事業者	◆実施事業者名： ◆トルクレンチ保有： 有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は外注先の校正実施： 有 ・ 無 ・ 不明 ◆使用工具：<u>インパクト・トルクレンチ</u>・その他（ ）※複数選択可 ◆締め付けトルク： N・m ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検・清掃実施：有 ・ 無 ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部の潤滑材塗布：有 ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は潤滑材の種類： メーカー指定品 ・ 指定品以外 ◆事業者からの作業報告： 有 ・ 無
	②タイヤ交換作業事業者	◆実施事業者名：<u>●●タイヤ ●●サービスセンター</u> ◆トルクレンチ保有 [<u>有</u> ・ 無 ・ 不明] ※有の場合は外注先の校正実施 [<u>有</u> ・ 無 ・ 不明] ◆使用工具：<u>インパクト・トルクレンチ</u>・その他（ ）※複数選択可 ◆締め付けトルク： 570 N・m ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検・清掃実施：<u>有</u> ・ 無 ・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部の潤滑材塗布：<u>有</u> ・ 無 ・ 不明 ◆<u>ナットとワッシャーの間の潤滑材塗布</u>：<u>有</u> ・ 無 ・ 不明 ※有の場合は潤滑材の種類：<u>メーカー指定品</u> ・ 指定品以外 ◆事業者からの作業報告：<u>有</u> ・ 無
4. タイヤ交換等における整備管理者の関与	①交換作業	<u>作業立ち会い</u> ・作業報告で確認・関与していない・その他（ ）
	②増し締め作業	<u>作業立ち会い</u> ・ <u>作業報告で確認</u> ・関与していない・その他（ ）
	③外注作業	<u>作業報告書を確認</u> ・ 関与していない ・ その他（ ）
5. 脱輪事故防止に関する社内教育の状況	①脱輪事故防止のための4つのルールを知っていたか。	<u>聞いており、内容も知っている</u> ・ 聞いたことはあるが、内容は知らない ・ 聞いたこともない
	②上記のルールは社内で誰が知っているか。（複数選択可）	役員 ・ <u>整備管理者</u> ・ <u>タイヤ交換者</u> ・ <u>運転者</u> ・ その他（ ）
	③国土交通省から通知している脱輪防止対策の社内周知方法	周知していない ・ 掲示、回覧で周知 ・ <u>定例会議等で周知</u> ・ その他方法（ ）
	③脱輪事故防止対策の実行状況の把握方法	把握していない ・ <u>作業者、運転者から報告させている</u> ・ 整備管理者が確認している ・ その他方法（ ）

事故情報

6. 事故発生年月日	令和 ●年 ●月 ●●日	
7. 事故発生場所	●●県●●市●●町／県道●号線	
8. 事故車両概要	登録番号	品川100あ●●●●●
	車名	●●●●●
	通称名	●●●●●
	総走行距離	780, 675 km
	脱輪箇所	右側・ <u>左側</u> 前輪(二軸の場合:前々・前後)・後輪(二軸の場合:後前・後中・後々)
	脱輪本数	1本(複輪の場合:外輪・内輪)・ <u>2本</u>
	脱輪の主な原因	<u>ナットの緩み</u> ・ボルトの折損
	脱輪車輪以外の車輪のナットの緩みの有無	<u>有</u> ・無
	ホイールの種類	アルミホイール・ <u>スチールホイール</u>
	ホイールボルト・ナット方式	JIS方式【6穴・8穴、アルミ用・スチール用】 ISO <u>新ISO方式</u> 【8穴・ <u>10穴</u> 、アルミ用・ <u>スチール用</u> 】
履き替え等からの走行距離	1,700 km・不明	
9. 事故概要	【概要】●●市で荷積み後、●●市にむけて運行中、●時●分頃当該地点において、前方の信号が赤だったことから減速していたところ、後前軸左側の車輪2本が脱落し、脱落した車輪が前方を走行していたバスの車体後部に衝突した。この事故によるけが人は無かった。 【運転者の口述概要】走行中、特に大きな音や衝撃が発生することなく、車輪が転がっていくのが見えたため、とっさに自車の車輪であると考え、路肩に停止し確認したところ、当該車輪が脱落していた。ホイールボルトの折損は無く、損傷も認められなかった。 【車輪脱着作業実施者等の口述概要】(●●タイヤ ●●サービスセンターが作業実施) ○作業員A:●月●日、作業員2人で当該車両の冬用タイヤへの交換を実施した。タイヤ交換作業が終わり車輪を固定する際、作業員Bがインパクトレンチを使用してホイールナットの締め付けを行い、最後に自分がトルクレンチを用いて適正トルクでの締め付けを実施した。当該作業の記録は自分が行った。 ○作業員B:●月●日、作業員2人で当該車両の冬用タイヤの交換を実施した。自分がインパクトレンチで締め付けを行った後、規定トルクでの締め付けは作業員Aが行った。	
	10. 車両見分等概要	〔警察見分〕実施 令和 ●年 ●月●●日
		概要 ●●県警が●●市の●●●●において実施。(自動車ディーラー)本社、(自動車メーカー)本社、●●運輸株式会社本社、●●運輸支局が立会う(10時10分～11時30分)。 ・ホイールボルト6本のうち、4本について伸び(ピッチの増大)が確認された。また、そのうち2本についてねじ山の潰れが確認された。 ・ホイールボルトが経年使用によりピッチが増大していたほか、ねじ山の潰れによりホイールナットが緩み易くなっていたと考えられ、●月●日に冬用タイヤの交換を実施してから増し締めを行わなかったことにより、ホイールナットの緩みが進行していったものと考えられる。なお、当該ホイールナットは脱落后発見されていないため状態を確認できないが、他の車輪に使用しているホイールボルトを確認したところ異常は認められなかった。(立会者合意による)
11. 車両、部品等の調査結果(車両見分等実施の場合は【10.】に記載)		

12. 事故直近の車両点検、整備状況	[3]か月点検	●令和 ●年 ●月 ●日実施 ●実施者名: ●●自動車整備株式会社
	臨時整備	●令和 年 月 日実施 ●実施者名:
13. 事故直近の車輪(タイヤ、ホイール)整備状況	車輪脱着作業の状況	◆直近の車輪脱着日: 令和 ●年 ●月 ●日 ◆作業内容: 冬用タイヤへの交換 ◆実施者: 運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可 ◆使用工具: インパクトトルクレンチ・その他() ◆締め付けトルク: 570 N・m ・ 不明 ◆ホイールボルト・ホイールの錆の状況: 有・ ☒ 少し有・ 無・ 不明 ◆作業時のホイールナットの回り具合: ☒ スムーズ・ 少し引っかかり有・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部及びナット部の点検・清掃実施: ☒ 有・ 無・ 不明 ◆ホイールボルトのねじ部の潤滑材塗布: ☒ 有・ 無・ 不明 ※有の場合は潤滑材の種類: ☒ メーカー指定品・ 指定品以外 ◆事故防止通達に基づく作業管理表(外注は作業報告)の記録・管理: ☒ 有・ 無
	直近のホイールボルト・ホイールナット交換の有無	☒ 有(交換時期 平成●●年 ●月)・ 無・ 不明
	事故当日の日常点検の実施状況等 ※ホイールナットの締付状態の点検について記載	◆実施者: ☒ 運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可 ◆実施時期: ☒ 運行前・ 運行途中・ 帰庫時 ※複数選択可 ◆実施方法: マーキング確認・点検ハンマー・トルクレンチ・その他(目視) ◆事故防止通達に基づく日常点検表の使用: 有・ ☒ 無
	増し締めの実施(50~100km走行後の増し締め)	☒ 実施・ ☐ 未実施 【実施の場合】 ◆実施時期: 交換後(150 km) で実施 ◆実施者名: ☒ 運転者・整備管理者・整備担当者・外注・その他() ※実施者が複数の場合は、複数選択可 ◆使用工具: インパクトトルクレンチ・車載工具・その他() ◆締め付けトルク: N・m ・ ☒ 不明 ◆事故防止通達に基づく作業管理表の記録・管理: 有・ ☒ 無
14. 補足事項等 (『「2. ⑤~⑧」「3. 」で実施することになっているが、今回実施を失念した理由』等を記載)		車載工具による増し締めを行った場合は、帰庫後にトルクレンチを用いて規定トルクで締め付けを行うようにしているが運転者が失念し、また、整備管理者も実施状況の確認を忘れていた。
15. 事業者による原因調査の実施状況	実施 ・ ☒ 未実施 ◆実施の場合は実施状況	
16. 推定原因	自動車メーカーにおいて調査中	
17. 再発防止策	原因特定後に策定予定。 事故後、全車のホイールボルト及びナットの状態を自動車ディーラーにおいて確認した(●月●●日終了)が、異常は認められなかった。	

※本調査は、車輪脱落事故防止対策への基礎資料とするために行っております。本調査のみをもって処分等を行うものではありませんので、ありのままの実態を記入してください。その上で、同事故防止対策についての意見・要望がありましたら17の欄に記入をお願いします。

VII. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策

1. 車両故障の発生状況

(1) 令和3年度路上故障の実態調査結果

(国土交通省自動車局審査・リコール課公表資料「路上故障車両の実態調査結果」より)

国土交通省では、自動車の不具合に対するユーザーの関心を高め、適切な使用や保守管理及び不具合発生時の適切な対応が促進されることを目的として、(一社)日本自動車連盟(JAF)の協力のもと、令和3年9月から11月までの間に発生した自動車の路上故障について、装置別及び部位別の故障発生状況の分析を行いましたので、その分析結果を表1～表3及び図1に示します。

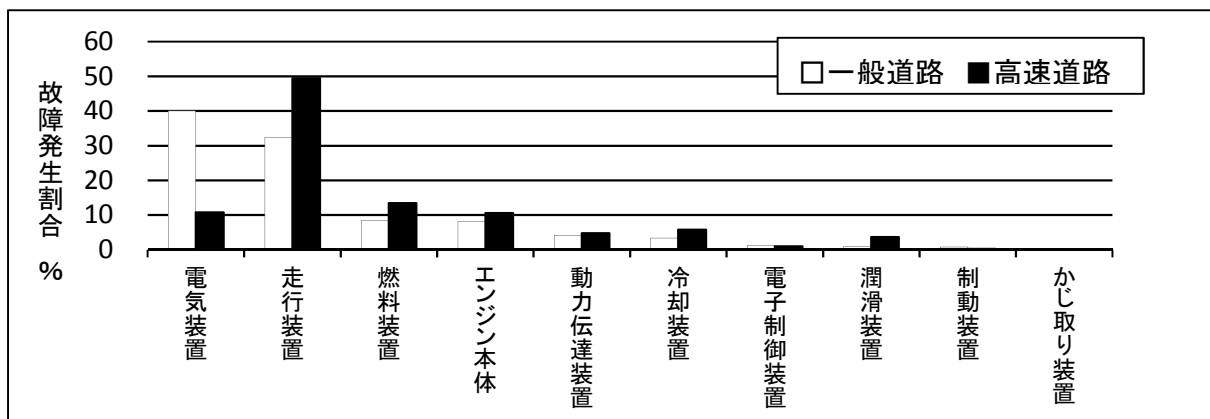
道路別の路上故障発生件数及び割合についてまとめたものを表1及び図1に示します。表1の「一般道路」の装置別故障発生件数の割合をみると、①電気装置 40.0%(前年 41.3%)、②走行装置 32.4%(前年 31.7%)、③燃料装置 8.4%(前年 7.9%)と、電気装置による故障発生件数の割合が最も高くなっています。また、表1の「高速道路」では、①走行装置 49.4%(前年 54.0%)、②燃料装置 13.5%(前年 12.5%)、③電気装置 10.8%(前年 6.0%)と、走行装置による故障発生件数の割合が最も高くなっています。

このように、「一般道路」と「高速道路」では路上故障の発生状況に違いがみられます。

(表1)道路別装置別故障発生件数及び割合

No.	装置名	発生件数 (括弧書きの数値は割合(%)を示す)					
		一般道路		高速道路		全 体	
1	電気装置	33,674	(40.0)	67	(10.8)	33,741	(39.8)
2	走行装置	27,304	(32.4)	307	(49.4)	27,611	(32.6)
3	燃料装置	7,034	(8.4)	84	(13.5)	7,118	(8.4)
4	エンジン本体	6,919	(8.2)	66	(10.6)	6,985	(8.2)
5	動力伝達装置	3,498	(4.2)	30	(4.8)	3,528	(4.2)
6	冷却装置	2,834	(3.4)	36	(5.8)	2,870	(3.4)
7	電子制御装置	1,083	(1.3)	6	(1.0)	1,089	(1.3)
8	潤滑装置	812	(1.0)	23	(3.7)	835	(1.0)
9	制動装置	649	(0.8)	2	(0.3)	651	(0.8)
10	かじ取り装置	362	(0.4)	1	(0.2)	363	(0.4)
総計		84,169	(100.0)	622	(100.0)	84,791	(100.0)

(図1)道路別装置別故障発生状況



次に、道路別に路上故障部位別発生件数の割合をまとめたものを表2及び表3に示します。

表2の「一般道路」についてみると、①タイヤ 32.1%(前年 31.4%)、②バッテリー29.7%(前年 30.8%)、③オルタネータ 4.9%(前年 4.8%)となっており、表3の「高速道路」については、①タイヤ 49.0%(前年 53.5%)、②オルタネータ 4.3%(前年 2.6%)、③冷却水 4.0%(前年 5.0%)となっています「一般道路」、「高速道路」どちらにおいてもタイヤの故障発生件数の割合が高く、過去の統計からもタイヤの故障発生件数の割合が高いことから、走行前にタイヤの摩耗量や外観の傷の確認及び空気圧の確認等の日常点検を確実に実施することにより、このような路上故障の発生を未然に防ぐ事ができると考えられます。

また、「一般道路」については、バッテリーの故障発生件数の割合も高くなっています。

その中でも、過放電の割合がバッテリー故障全体の 74.3%(前年 75.1%)を占めており、バッテリーの長期使用による劣化、あるいは電装品の複数同時使用等によりオルタネータからの発電量を超えて電力を消費する状況が続くことで、バッテリーが過放電状態になったことが原因であると考えられます。

(表2)一般道路における故障部位別発生件数の割合

順位	部位	発生割合	主な故障状況
1	タイヤ	32.1%	●パンク、バースト ●空気圧不足
2	バッテリー	29.7%	●過放電 ●破損、劣化 ●端子部接続不良 ●液不足
3	オルタネータ	4.9%	●ブラシ不良 ●レギュレータ不良 ●ダイオード不良 ●コイル断線
4	冷却水	1.8%	●不足、水漏れ ●汚れ ●凍結
5	クラッチ	1.3%	●すべり ●オイル漏れ ●ワイヤ(リンク)不良 ●切れ不良
5	トランスミッション(A/T)	1.2%	●ギヤ操作不能 ●オイル漏れ・不足 ●異音
7	スタータ	1.0%	●リレー不良 ●端子部接続不良 ●かみ合い不良 ●イグニッションスイッチ不良
8	潤滑油	0.9%	●オイル不良 ●オイルパンからの漏れ
9	ファンベルト	0.7%	
10	ラジエータファン	0.6%	
	その他	25.8%	

(表3)高速道路における故障部位別発生件数の割合

順位	部位	発生割合	主な故障状況
1	タイヤ	49.0%	●パンク、バースト ●空気圧不足
2	オルタネータ	4.3%	●ブラシ不良 ●レギュレータ不良 ●ダイオード不良 ●コイル断線
3	冷却水	4.0%	●不足、水漏れ ●汚れ ●凍結
4	潤滑油	3.7%	●オイル不良 ●オイルパンからの漏れ
5	トランスミッション(A/T)	2.4%	●ギヤ操作不能 ●オイル漏れ・不足 ●異音
6	バッテリー	1.1%	●過放電 ●破損、劣化 ●端子部接続不良 ●液不足
7	ラジエータファン	0.8%	
8	クラッチ	0.8%	●すべり ●オイル漏れ ●ワイヤ(リンク)不良 ●切れ不良
9	ファンベルト	0.6%	
10	IGコイルイグナイタ	0.6%	
	その他	32.5%	

(2) 自動車事故報告規則に基づく車両故障発生状況(全国)

令和3年中に発生し、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づき、国土交通大臣に報告された全国における事業用自動車等の車両故障に起因する事故は、2,177件となっています。

装置別にみると、「原動機」が544件(24.9%)と最も多く、次いで「動力伝達装置」373件(17.1%)、「電気装置」260件(11.9%)となっています。(図2)

最近の推移をみると、令和3年は前年より報告件数が増加しているが、車両故障件数は前年より減少している。車両故障の割合が減ってはいるものの全体は50%を超える結果となりました。(表4)

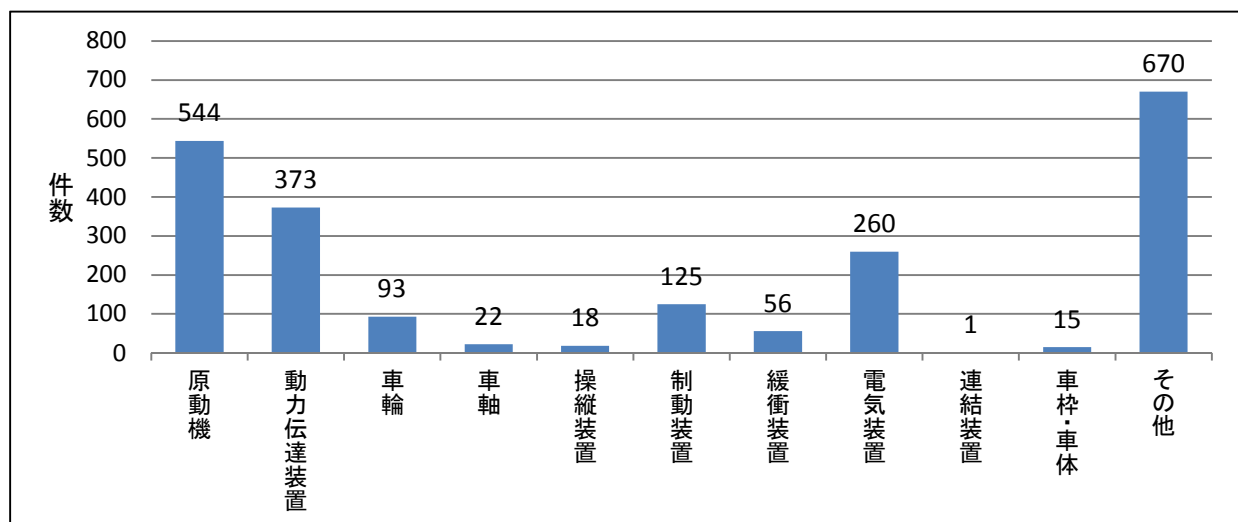
(表4) 事業用自動車等の装置別車両故障件数の推移(全国)

装置名 \ 年	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元年	令和 2年	令和 3年
原動機	526	625	627	581	679	601	743	752	529	544
動力伝達装置	408	440	429	431	471	416	406	372	291	373
車輪※	37	29	38	36	49	54	92	72	90	93
車軸	18	21	17	22	26	24	23	23	27	22
操縦装置	32	22	22	22	17	16	19	17	17	18
制動装置	132	149	142	134	149	159	166	176	216	125
緩衝装置	89	94	113	87	88	76	80	74	48	56
電気装置	488	410	400	341	316	320	316	282	262	260
連結装置	1	0	2	0	0	0	2	2	1	1
車枠・車体	11	15	12	14	13	8	16	19	23	15
その他	574	650	673	726	824	821	750	763	716	670
車両故障事故件数(A)	2316	2455	2475	2394	2632	2495	2613	2552	2220	2177
事故報告件数(B)	5366	5573	5446	5280	5420	5305	5459	5073	4224	4332
A/B(%)	43.2%	44.1%	45.4%	45.3%	48.6%	47.0%	47.9%	50.3%	52.6%	50.2%

※「車輪」欄は、タイヤを含まない

※「電気装置」欄は、バッテリー、冷暖房の配線等を含む電気系統全般

(図2) 令和3年 事業用自動車等の装置別車両故障件数(全国)



(3) 自動車事故報告規則に基づく車両故障発生状況(東北運輸局)

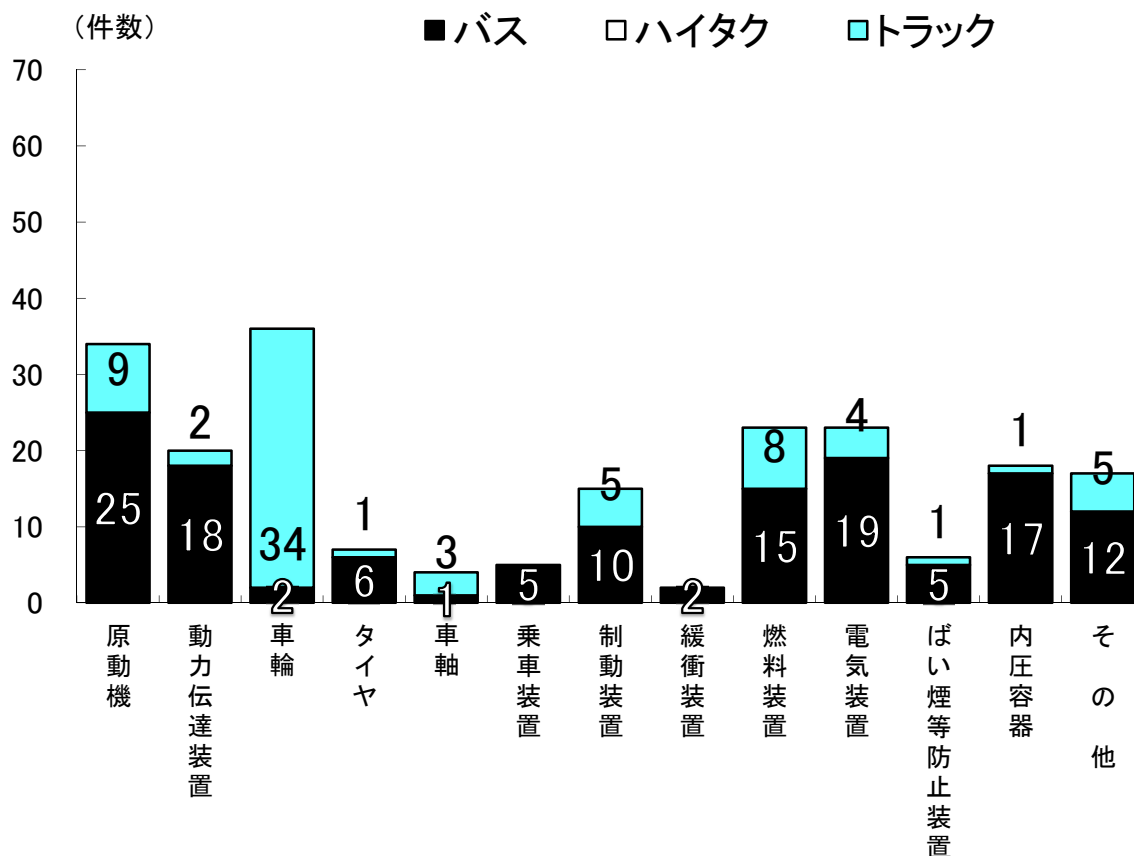
令和2年の東北運輸局管内における事業用自動車の車両故障発生状況(火災に至ったものを含む)は(表5)のとおりです。

令和2年における件数は前年と同じ件数となっております。業態ではバスが全体の約65.4%を占めています。また、故障部位別でみると、車輪が多く約17.1%、原動機が約16.1%、燃料装置及び電気装置が約10.9%を占めています。

(表5)車両故障発生状況(東北運輸局管内)

故障部位	バス		ハイタク		トラック		合計	
	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年
原動機	43	25			17	9	60	34
動力伝達装置	21	18			10	2	31	20
車輪	3	2			27	34	30	36
タイヤ	6	6			4	1	10	7
車軸	2	1			1	3	3	4
乗車装置	4	5					4	5
制動装置	7	10			4	5	11	15
緩衝装置	8	2			1		9	2
燃料装置	7	15			2	8	9	23
電気装置	18	19				4	18	23
騒音防止装置		1						1
ばい煙等防止装置	3	5			2	1	5	6
内圧容器	1	17				1	1	18
その他	18	12			2	5	20	17
計	141	138			70	73	211	211

(図3)令和2年事業用自動車の車両故障事故発生状況(東北運輸局管内)



②火災事故発生状況

令和2年の東北運輸局管内における事業用自動車の火災事故の原因別発生状況は(表6)のとおりです。

業態別にみると、令和元年はトラックのみで発生していましたが令和2年は全業態で発生しています。
また車両の故障に起因するものが全体に占める割合が高く、令和2年は特に制動装置の故障に起因するものが多く発生しています。

(表6)火災事故原因別発生状況(東北運輸局管内)

原因		業態		バス		ハイタク		トラック		合計	
		令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年
車両の故障	原動機							3		3	
	動力伝達装置										
	車輪								1		1
	タイヤ							1		1	
	車軸							1	2	1	2
	操縦装置										
	制動装置							1	4	1	4
	緩衝装置										
	燃料装置										
	電気装置		2						1		3
	騒音防止装置										
	ばい煙等防止装置							1	1	1	1
	内圧容器										
	その他							2	1	2	1
衝突											
その他					2			3	3	3	5
計			2		2			12	13	12	17

③車輪脱落事故発生状況(東北運輸局管内)

令和2年の東北運輸局管内における事業用自動車の車輪脱落事故の故障部位別発生状況は(表7)のとおりです。

業態別にみると、令和元年はバスとトラック、令和2年からはトラックのみで発生しており、ハイタクでの車輪脱落事故はありませんでした。

また、故障部位別にみると、車輪脱落事故のうちハブボルト・ナットに起因するものが、令和元年においては100%を、令和2年においては約91.2%を占めています。

ハブボルト・ナットに起因する車輪脱落事故のうち、日常点検不備等により事故に至ったと判断されるものが、令和元年においては約96.2%を占め、令和2年においては約90.3%を占めています。

(表7)車輪脱落事故故障部位別発生状況

故障部位		業態		バス		ハイタク		トラック		合計	
		令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年	令和2年
ハブボルト・ナット		1						25	31	26	31
(日常点検不備等によるもの)		(1)						(24)	(28)	(25)	(28)
その他の部品									3		3
(日常点検不備等によるもの)									(2)		(2)
合計		1						25	34	26	34
(日常点検不備等によるもの)		(1)						(24)	(30)	(25)	(30)

カッコ内は内数

2. 車両故障の事例及びその防止対策

(1) 令和2年 主な装置別車両故障事故事例（東北運輸局管内）

装置名	事業の種類	概要
原動機	バス	高速道を走行中、ラジエーターの警告ランプが点灯したため最寄りのPAに入って確認したところ、冷却水が漏れているのを発見し会社へ連絡し、冷却水が空になっていること、漏れている箇所が目視できなかったため運行の継続は不可能と判断し、代車の手配をした。 原因は、EGRウォーターホースが破損したことにより冷却水が漏れたため。
	トラック	高速道を走行中、冷却水異常のランプが点灯したが片側1車線で路肩にもバリケードがあり、停車せずそのまま走行しオーバーヒートしてしまい自走不可となった。 原因は、ラジエーターのゴムホースが切れ冷却水が漏れたまま走行してしまい、エンジンがオーバーヒートしてしまったため。
動力伝達装置	バス	一般道を走行中、赤信号で停車した際、クラッチペダルが異常な重さで踏込ができなくなったためエンジンを停止し再始動を何度か繰り返し試みたが変化しなかったため、会社へ連絡し代車の手配をした。 原因は、レリーズベアリングの焼付によるリリースレバーが破損していたため。
	トラック	運行途中の点検時に運転席下部からの異音を感じ、会社に状況を報告した。現場にて修理業者による点検を行い、ミッション部分からの異音と判断し運行を中止した。 原因は、クラッチディスク及び付属ボールベアリングが損傷していたため。
電気装置	バス	バス停待機場所にてエンジンを止めて待機し、出発時刻になりエンジンを始動しようとしたところエンジンが掛からず運行の継続が不可能となった。 原因は、スターターセーフティリレー配線がショートしたことにより、スターターヒューズが溶断したため。
	トラック	配送先にて車両を停止し作業開始し作業終了後に乗車するもエンジンが始動せずブースターケーブルをつなぐもエンジン始動できず走行不可となった。 原因は、バッテリーの経年劣化によるため。
制動装置	バス	始発停留所で出発時に駐車ブレーキが解除できず操作を何度か行ったが解除できなかったため運行の継続が不可能となった。 原因は、駐車ブレーキのハンドコントロールバルブの内部部品（スプリングピン）が破損したため。
	トラック	一般道を走行中、左後輪がロックしていることに気付き営業所へ戻り、通常の状態になったことを確認し再度出発し走行していたところ、ABS、ASRランプが点灯したため、路側帯に停車し確認したところ、左右後輪のブレーキドラム付近が赤くなっており煙を確認した。消防へ通報し出火はなかったがしばらく熱で赤くなっていた。 原因は、ブレーキが凍結により固着した状態であったため。
燃料装置	バス	一般道を走行中、交差点で停車し発車しようとクラッチを繋ごうとした際、エンジンが停止した。再始動を数回試みるが始動できなかったため、運行の継続が不可能となった。 原因は、燃料噴射装置（インジェクター）の詰まりで燃料が供給されない状態となっていたため。
	トラック	一般道を走行中、交差点を左折した直後に燃料タンク付近で衝撃があり、道路左側に停車し確認したところ、燃料タンクが落下し、タンクから軽油が道路に漏れていた。 原因は、燃料タンクを取り付けている金属製のバンドが腐食により切断したため。

装置名	事業の種類	概要
緩衝装置	バス	高速道を走行中、車両後方に傾いている違和感を感じ、会社へ連絡し、最寄りのPAで後方の確認を行ったところ、右側ペローズのエアーが抜け車体が傾いていたため、運行の継続は不可能となった。 原因は、ペローズエアー調整バルブのロッド部分のボールジョイントが摩耗していたため。
ばい煙等の発散防止装置	トラック	高速道を走行中、アドブルー警告ランプ点灯し異常を確認。ICから高速を出て状況を確認したが特に異常を確認できなかったためそのまま走行再開。その後、配送先に到着したためエンジン停止し車両を移動するために乗車した際、エンジンが始動しなかったため会社へ連絡した。 原因は、尿素水噴射装置のドージングホースの緩みによりアドブルーが噴射されずオイル燃焼効率が下がったため。部品の劣化もなかったためホースの緩みの原因は特定できなかったが、簡単に外れる部品では無いので走行中に飛び石を受けホースが緩んだと推測される。
	バス	一般道を走行中、交差点付近で車両下部付近から異音がしたので安全な場所で停車し確認したところ、車両右側方のクーラーコンデンサが取付部より半分脱落していた。 原因は、クーラーコンデンサ取付部付近の土台が劣化し腐食していたため。
その他	バス	一般道を走行中、突然ブレーキがかかったため停車し確認したところ、排気漏れによりブレーキがかかっていた。 原因は、マフラー腐食による高温な排気ガスの吹き付けでエアーホースが溶損しエアー漏れが発生したため。

※自動車事故報告規則第2条第12号に該当し、報告書の提出のあったもの

(防止対策)

車両故障の発生を防止するためには、車両故障発生状況について、車種別、部位別、道路別等の特徴を把握し、使用実態も考慮した上で対策を講じることが重要です。

①日常点検

車両故障防止の具体的方法は、このような車両故障の発生状況を基に、管理する車両の運行状況に応じて、日常点検を確実に励行することです。

②定期点検

車両故障防止には、過去の車両故障の発生状況を踏まえて重点項目を定めるとともに、「定期点検整備を確実に実施すること」が重要です。

③重点項目

重点項目は、車両故障の発生状況を踏まえて定め、日常点検及び定期点検整備の際は、各々の点検項目にこれらの重点項目を加えて実施することになります。

④点検実施体制

これらの点検を継続的に行うためには、運行実態に合わせた点検実施体制を整える必要があります。年間を通して毎月の重点項目を定めて、年間予防整備計画を立てることも効果的な方法です。

(2) 令和2年 主な車両火災事故事例(東北運輸局管内)

番号	発生月	事業の種類	概要
1	2月	トラック	一般道路を走行中、赤信号で停車中に異臭を感じたため、停車した後、降車してセミトレーラのタイヤを確認した直後にタイヤから出火しており火災が発生した。 【原因】 リレーエマージェンシバルブ内のオイル汚れにより作動不良となり、ブレーキの引きずりが発生、ブレーキドラム及びホイールが過熱されタイヤより発生した可燃ガスに着火し、タイヤが炎上したものと推定される。 【車両情報】 ○車体の形状 (初度登録年) セミトレーラ (平成30年) ○事故発生時の総走行距離 ー km
2	4月	トラック	一般道を走行中、右後輪がバーストし、出火していることを確認したため、道路の左側にあった駐車場に停車し、駆け付けた消防により火は消し止められた。この火災によるケガ人や交通等の被害はなかった。 【原因】 ブレーキブースター内部の作動不良で戻りが不良となり、ブレーキに引きずりが発生し、気付かず走行したことから過熱し発火したものと推定される。 【車両情報】 ○車体の形状 (初度登録年) キャブオーバ (平成7年) ○事故発生時の総走行距離 521千km
3	6月	トラック	運行途中、所用のため施設駐車場に駐車し、数分後に戻ったところ、キャビン右側から煙と炎が見えたことから、周囲に被害が広がらないよう空いている場所へ移動し、その後、駆け付けた消防により火は消し止められた。この火災によるケガ人や交通等の被害はなかった。 【原因】 エキゾーストマニホールド周辺に植物繊維の燃え殻が確認されたことから、付着した可燃物が熱を持ち発火し、エンジンルーム内から燃え広がったものと推測される。 【車両情報】 ○車体の形状 (初度登録年) キャブオーバ (平成19年) ○事故発生時の総走行距離 不明
4	6月	トラック	高速道を走行中、後方を走っていた運転者から積み荷から煙が出ていないと異常に気づき、左車線に停車させ確認したところ、積み荷内部より出火していた。常備していた消火器等にて消火を試みたが勢いが強く、対処しきれないと判断し消防に通報し駆け付けた消防により火は消し止められた。この火災により積み荷は全焼したが、車両等に被害はなかった。 【原因】 積み荷内部のバッテリーの損傷が激しいため、そのバッテリーの端子部と他に積んでいた物が接触しスパークし、そこから燃え広がったと推測される。 【車両情報】 ○車体の形状 (初度登録年) セミトレーラ (平成17年) ○事故発生時の総走行距離 ー km

番号	発生月	事業の種類	概要
5	7月	バス	一般道を走行中、運転者が後方右から煙が出ているのを発見。すぐに路肩に停車させ、搭載の消火器で出火場所を消火し鎮火に至る。当該運転者及び乗客にケガはな 【原因】 バッテリー固定ブラケット取付ボルト2本中1本の脱落によりブラケットとバッテリーケーブルがショートしワイヤーハーネスから出火したと推定される。 【車両情報】 ○車体の形状 (初度登録年) リヤエンジン (平成16年) ○事故発生時の総走行距離 592千km
6	9月	バス	一般道を走行中、煙が出ていることに気づき停車させ、搭載の消火器により消火活動にあたる。消火器で鎮火できたが煙がくすぶっていたため、目の前に消防署があり消火活動を要請した。当該運転者及び乗客にケガはなかった。 【原因】 エンジンルーム右側後部にあるメインハーネスをボルトで車体へ留めてある場所が振動等により配線が劣化し直接ボディに触れてショートしたため出火したと推測さ 【車両情報】 ○車体の形状 (初度登録年) リヤエンジン (平成8年) ○事故発生時の総走行距離 316千km

※自動車事故報告規則第2条第1号に該当し、報告書の提出のあったもの

(防止対策)

車両火災事故の多くは車両故障に起因するものであり、近年は特に原動機の不具合によるものが多い傾向が見受けられます。

車両故障に起因する車両火災事故の多くは、日常点検や定期点検整備が適切に実施されていれば、それら不具合の発生を防ぐことができたものと推定されます。特に寒冷地においては、道路に散布される融雪剤の影響による車両内外の各装置の腐食や、ブレーキのエア配管内の水分凍結といった不具合なども考慮し、より適切な車両管理が求められます。

また、故障によらない火災の場合、高温部分からの発熱により付近から出火する事例があるため、高温部付近の定期的な清掃等を行うことで防ぐことができると思慮されます。

よって、日常点検や定期点検整備を確実にいき※1、車両の使用状態を把握することが必要であり、日頃車両を使用する乗務員等への指導も重要です（・日常点検の正しい実施方法。・装置の正しい使用方法を指導し、不具合等を発見したら速やかに整備管理者に報告すること。・走行中、車両の挙動に違和感があった場合は、直ちに停車して車両を確認すること※2など）。

※1 大型車に用いられるブレーキチャンパ内のダイヤフラムなど、メーカーが指定する時期に交換を要する部品もありますので、使用する車両の取扱説明書などをよく確認しておく必要があります。

※2 車両が故障した場合、乗務員としては、会社や到着地点まで何とかそのまま走りたい、低速で走行すれば大丈夫、という気持ちになりがちですが、それは大変危険な行為です。車両が故障した状態で走り続けた場合、例えばタイヤがバーストしたまま走り続けた場合などは、ディスクホイールと路面が接触して発生した火花や、加熱された走行装置が火種となってタイヤが燃焼し車両火災に至るといった危険があります。したがって、「車両の故障が発生した場合は、直ちに停車して車両を確認すること」が重要です。

(3) 令和2年 主な車輪脱落事故事例（東北運輸局管内）

番号	発生月	事業の種類	概要
1	1月	トラック	自動車専用道を走行中、突然異音がしたので路肩に寄り停止すると、左側後輪2本が脱落、車両の前に転がりガードレールで止まった。 けが人及び他の車両などへの被害無し。 【原因】 ホイールナットの緩み。 自社にてタイヤローテーションを実施、インパクトによる締め付けでトルクレンチは使っていなかった。トルクレンチによる走行後の増し締めも未実施であった。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） タンク車（平成25年） ○事故発生時の総走行距離 502千km
2	1月	トラック	高速道SAで休憩し出発前に車両周囲を見回したが、タイヤ周辺の異常は発見されなかった。 走行中、車両左側に異音が発生し、その後走行不能となり、路肩に停止し点検したところ、左後方の中間軸の後輪のタイヤ2本が脱落していたことが判明した。 【原因】 タイヤ交換実施後、増し締めを実施していなかった。 また、日常点検が確実に実施されていなかったことから、走行中にナットが緩み脱落したものと推定される。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） バン（平成25年） ○事故発生時の総走行距離 1031千km
3	2月	バス	一般道を走行中、減速していたところ、エンジンの回転数に異常を感じたため、路肩に停車し確認したところ、左後後輪内外2本が脱落していた。 けが人及び他の車両などへの被害無し。 【原因】 ホイールナットの緩み。 外注先にて、タイヤローテーションを実施。トルクレンチで締め付けていたが、トルクレンチによる走行後の増し締めは未実施であった。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） ダンプ（平成26年） ○事故発生時の総走行距離 402千km
4	10月	トラック	一般道を走行中、違和感を感じて停車しようとしていたところ、左後々軸のタイヤ2本が脱落した。外側タイヤは車両停止位置の後方で脱落し、右斜め前方の路肩まで転がっている。内側タイヤが脱落した直後、車両が左側に傾き車軸部が路面に接触し、数m走行後に車両を停止させている。 【原因】 タイヤ脱着実施後、増し締めを実施していなかった。 現場検証結果により、全てのナットが緩み脱落した結果、外側タイヤと内側タイヤが外れたものと推定される。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） ダンプ（平成28年） ○事故発生時の総走行距離 302千km

番号	発生月	事業の種類	概要
5	10月	トラック	高速道を走行中、バックミラーにてタイヤが転がり中央分離帯にもたれる様子が気付いたことから、SAに停車し車両を確認したところ、後々軸左外側の車輪が脱落していた。NEXCO東日本により回収された車輪を受け取り、警察の聴取を受けたが、この事故によるけが人や物損及び、交通障害は発生しなかった。 【原因】 ナットに緩みが生じたことが原因。後々軸の左右のタイヤローテーションを実施し、3ヶ月点検（整備工場で適正トルクによる締付けを確認。このとき脱着はしていない。）を受けたが、それ以降は増し締めを実施していなかった。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） バン（平成25年） ○事故発生時の総走行距離 548千km
6	11月	トラック	自動車専用道を走行中、トンネル内でかすかな異音がし、トンネルを出てから異音がひどくなったのでトンネルより先の右側駐車帯に入ったところ、左側車体がガクンと下がり停車した。確認したところ左側3軸目のダブルタイヤが両方外れており、1本はトンネルを出た付近で発見、道路公団の車で駐車帯まで運んだ。もう1本は見つからなかった。 【原因】 タイヤ交換実施後、ナットの締め付けが甘かったと思われる。増し締めも実施していなかったことからナットが緩み脱落したものと推定される。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） 冷蔵冷凍車（平成23年） ○事故発生時の総走行距離 1417千km
7	12月	トラック	荷卸しを完了し、回送のため一般道を走行中、異常な音が聞こえたため左ドアミラーに目を向けたところ、左側後々輪外側のタイヤが脱落し後方に転がっていくのが見えた。すぐに停車しようと減速したところ、今度は左側後輪内側のタイヤが脱落し前方に転がっていった。後方に転がっていったタイヤは交差点で右折待ちをしていた乗用車の前方に衝突し、前方に転がっていったタイヤは道路上に落下した。 【原因】 タイヤ交換を実施した際の締め付け不良と、走行後の増し締め未実施によるナットの緩みが原因と推定される。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） ダンプ（平成26年） ○事故発生時の総走行距離 357千km
8	12月	トラック	一般道を走行中、交差点で、赤信号での停車後に発進しようとした際に異変を察知し、降車し確認を行なったところ、4軸中左3軸目の車輪が外れていることに気付いた。車輪2本のうち、一本は当該場所に落下していたものの、もう1本の外側車輪及びグリップナット8個は落下場所が特定できず紛失状態の為、110番にて警察へ紛失の旨を通報した。 【原因】 タイヤ交換実施後、増し締めを実施し、運行前点検（打音確認）では異常が見つからなかったことから、ホイールボルト等の経年劣化もあり、タイヤ交換時に錆の除去が不十分だったことにより、適正な締付力が得られず、走行中ナットに緩みが発生したものと推定される。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） バン（平成23年） ○事故発生時の総走行距離 987千km

番号	発生日	事業の種類	概要
9	12月	トラック	高速道を走行中、料金所手前で左後輪が脱落してしまい、タイヤが料金所の設備及び前方を走行中の乗用車に追突した。 【原因】 タイヤ交換実施後、増し締めを実施していたが、経年劣化によりホイールやハブの当たり面に錆が発生していたことから、規定トルクで締め付けても適正な締付力が得られず、全てのナットが緩み脱落したものと推定される。 【車両情報】 ○車体の形状（初度登録年） バン（平成24年） ○事故発生時の総走行距離 1022千km

※自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、報告書の提出のあったもの

（防止対策）

車輪脱落事故の大きな要因として、ホイールナットの締め付け不良、即ち、締め付けトルク不足、締め付けトルク過大、ホイールボルトの誤組等があります。これらはタイヤの脱着時に発生することから、タイヤ交換やタイヤローテーション作業の際は注意が必要です。

特に降積雪地においては、通常タイヤから冬用タイヤ（冬用タイヤから通常タイヤ）への交換のため、交換作業の頻度が高くなります。車輪脱着から脱落発生までの期間は作業後の1ヶ月以内に多く発生していることから、車輪脱着作業時からの確認が重要です。また、すぐには脱輪に至らずともタイヤの脱着作業の際の締め付け不良により、数ヶ月かけてホイールナットの緩みやホイールボルトの疲労破壊が生じたと推定される事故も発生しています。これらのことから、タイヤの脱着作業時には、以下に注意することが車輪脱落事故防止の重要なポイントです。

①規定トルクでの確実な締め付け

車輪を取り外した際に、ホイールボルト及びナット並びにホイールに損傷が無いかを確認し、車輪を取り付ける際には、トルクレンチを用いるなどにより規定のトルクで締め付けること。この場合にホイールナットの締め付け忘れを生じないよう注意すること。

②一定走行後の増し締め

ホイールナットの締め付け後は、初期なじみによりホイールナットの締め付け力が低下することから、車輪脱着作業後、50～100km走行後を目安に増し締めを行うこと。特にJIS方式のダブルタイヤの場合には、締め付け方法について自動車メーカーが示す方法に従って実施すること。確実な一定走行後の増し締めの実施を行ってください。

③日常（運行前）点検での車輪の取付状態の確認

一日一回、運行の前に、全ての車輪についてホイールボルトの折損や緩み等を、点検ハンマなどを用いて確実に点検すること。

なお、ISO方式にあっては、ホイールナットへのマーキング（合いマーク）やホイールナットマーカ（インジケータ）を目視により確認する方法に代えることができる。

④ホイールに適合したボルト及びナットの使用

スチールホイールからアルミホイール、またはその逆に履き替える場合には、それぞれのホイールに適合したホイールボルト及びナットを使用して確実に取付けること。

⑤左後輪の車輪脱落防止を留意した点検

全国的な車輪脱落事故の特徴として、大型自動車の車輪脱落箇所の大半が左後輪となっているので、特に当該箇所の車輪脱落の発生が多いことに留意して、ホイールナットの不適切な締め付け（締付力不足など）や、ホイールボルト及びナットの経年劣化を確認すること。

⑥タイヤ交換時等の作業時における注意点

ホイールナット締め付け時において、ホイール取付面、ナット当たり面、ハブ取付面、ホイールボルト、ナットに錆やゴミ、泥等があると規定トルクでの締付の妨げとなります。作業にあたっては、各種部品の清掃をした上で、ナットとワッシャーの間を含めて適切に潤滑剤を塗布等行い、状態を良好に保つことが重要です。また、部品の状況に応じて交換することも重要です。

特にホイールボルトやナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。

令和3年8月31日
東北運輸局

事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

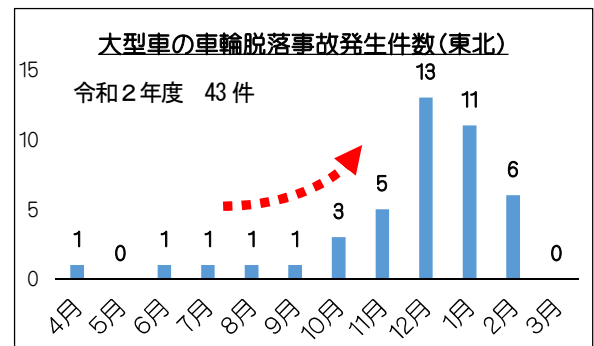
～ 東北の大型車の車輪脱落事故を防げ！！ ～

東北運輸局管内の大型車のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、9月1日から東北運輸局管内の関係者が一丸となって「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 東北運輸局管内の令和2年度大型車※の車輪脱落事故の発生状況（速報値）

（詳細は「別紙」参照）

- ✓ 事故発生件数は43件（過去最多となった前年度比5件減）。
- ✓ 冬期（11月～2月）に多く発生。特にタイヤ交換作業が集中する11月に交換したトラックの事故が多い。
- ✓ 車輪脱着作業後1ヶ月以内に脱落が多く発生し、車輪脱落箇所は左後輪に集中。



※ 大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

※令和元年度 48件（過去最多）

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

東北運輸局では、大型車の車輪脱落事故防止の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和3年9月1日～令和4年2月28日

【主な実施項目】

- ✓ 運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ✓ 運送事業者において、
 - ・ 大型車のホイール・ナットの緩みの総点検実施
 - ・ タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
 - ・ トラックのホイール・ナットへのマーキング等、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施
- ✓ 東北運輸局作成の啓発チラシ（「参考」参照）による周知活動を展開する他、関係団体の協力のもと、傘下事業者等への周知活動を展開
- ✓ 整備管理者研修等、あらゆる研修・講習において車輪脱落事故防止に係る講習を実施
- ✓ 令和3年3月「自動車の点検及び整備に関する手引き」の改正概要について周知
- ✓ 東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する特別ページを開設（今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。）



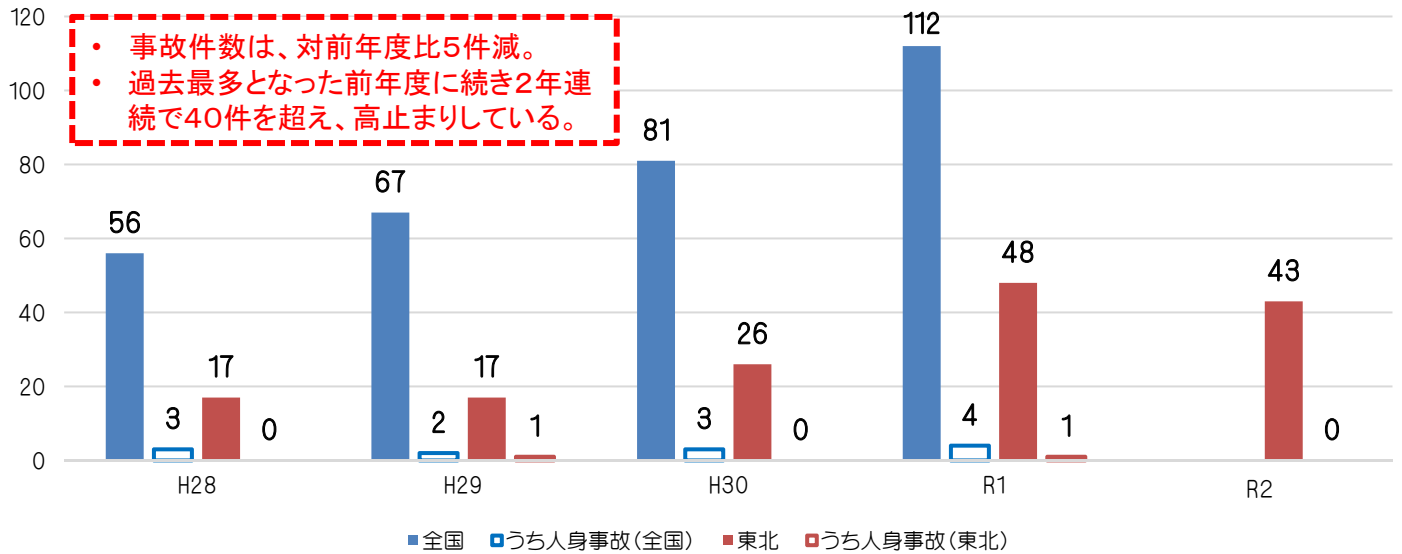
[特別ページQRコード]

〈問い合わせ先〉

東北運輸局自動車技術安全部 保安・環境調整官 高橋、鹿島
TEL:022-791-7534、FAX:022-299-8872

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）【別紙】

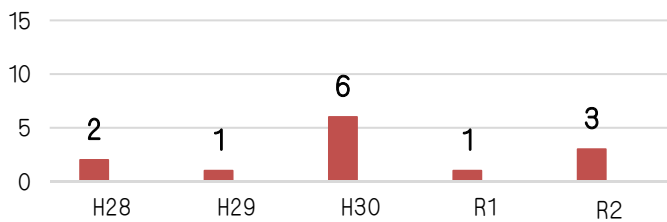
大型車の車輪脱落事故※発生件数の推移



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

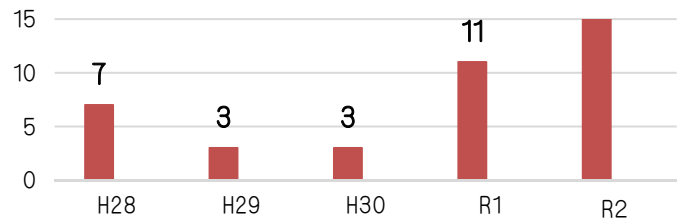
青森

■青森発生件数 ■うち人身事故(青森)



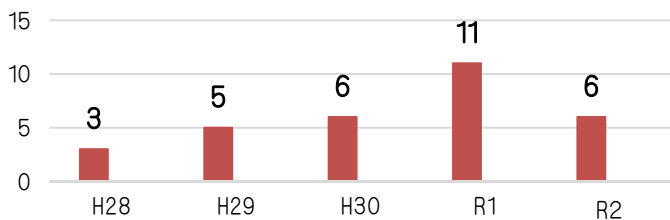
岩手

■岩手発生件数 ■うち人身事故(岩手)



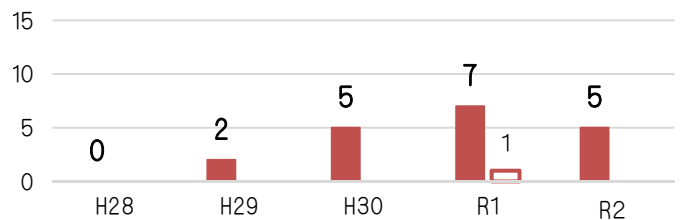
宮城

■宮城発生件数 ■うち人身事故(宮城)



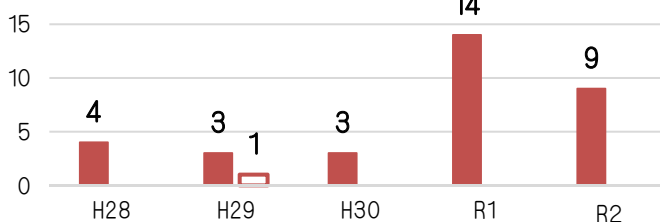
秋田

■秋田発生件数 ■うち人身事故(秋田)



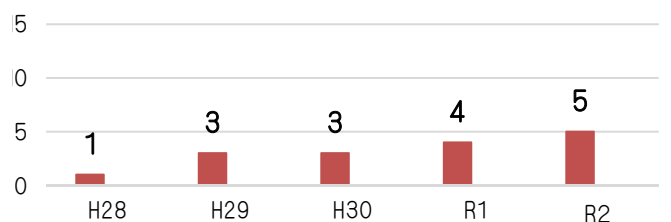
山形

■山形発生件数 ■うち人身事故(山形)



福島

■福島発生件数 ■うち人身事故(福島)

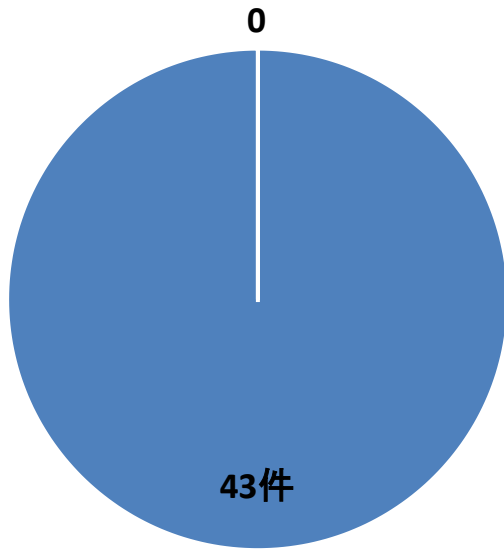


出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

業態別（大型バス・大型トラック）

n=43

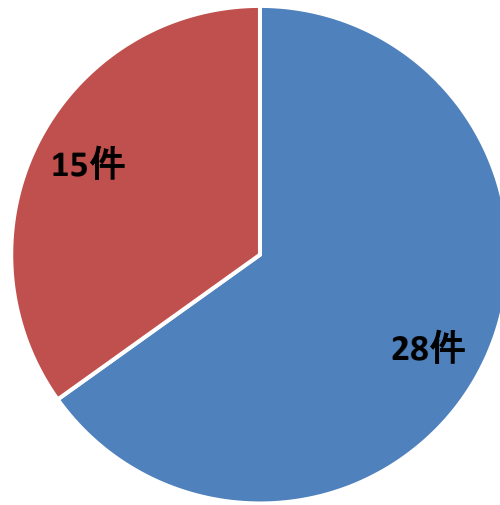


■ バス ■ トラック

・令和2年度の発生はトラックのみ。

事業用・自家用別

n=43



■ 事業用 ■ 自家用

・対前年度比は事業用9件減、自家用4件増、自家用トラックの発生が増加傾向。

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数

n=43

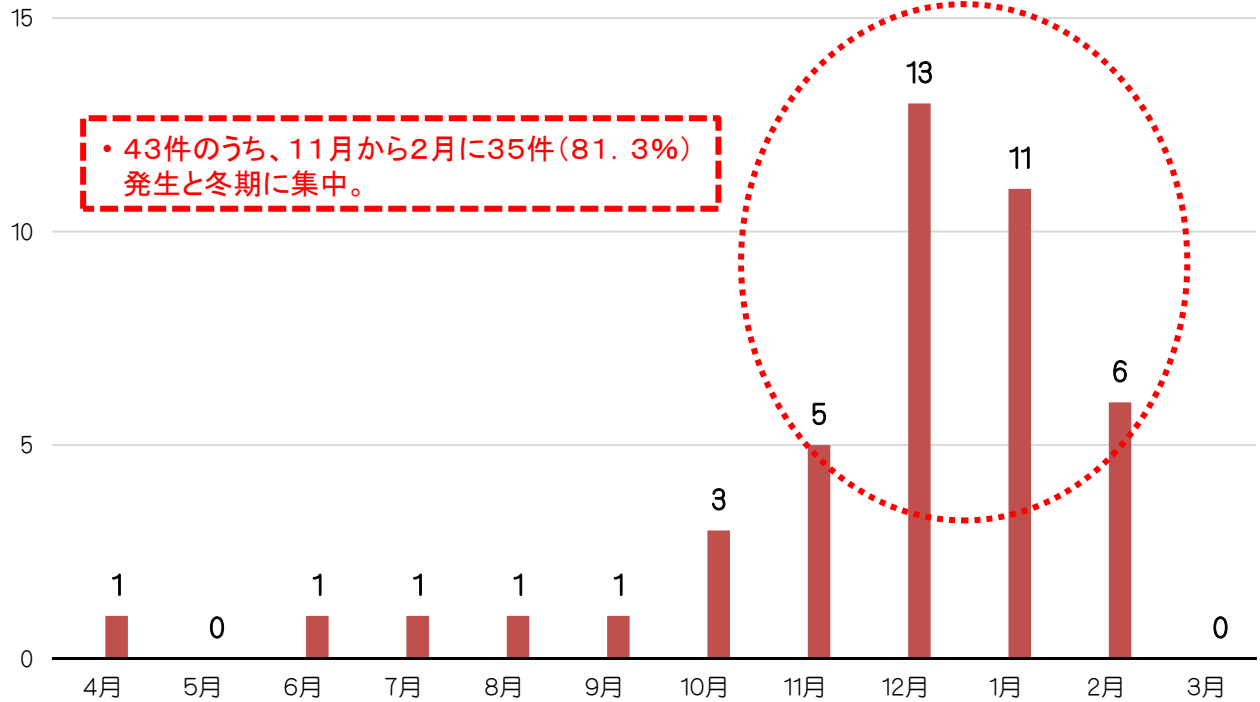


・43件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが22件（51.1%）。

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

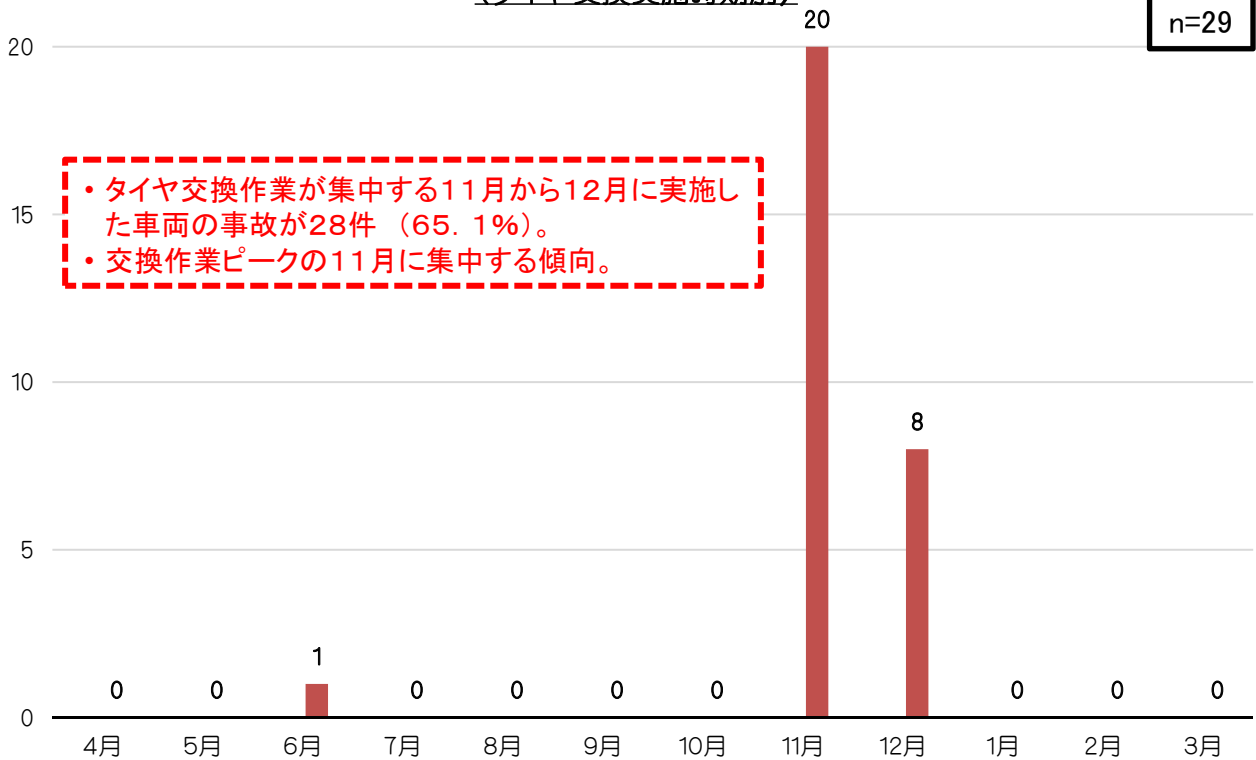
発生月別車輪脱落事故発生状況

n=43



車輪脱落直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」を実施した車両による事故件数
（タイヤ交換実施時期別）

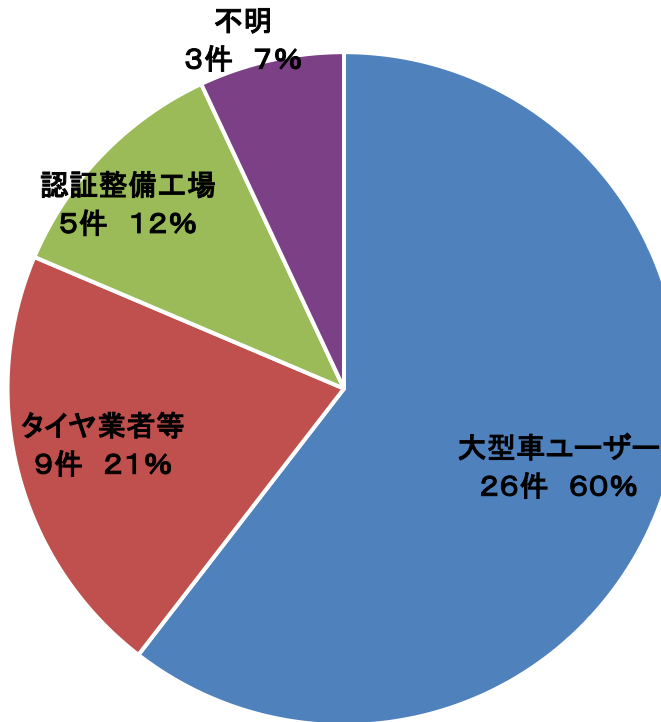
n=29



東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和２年度）

タイヤ脱着作業実施者別

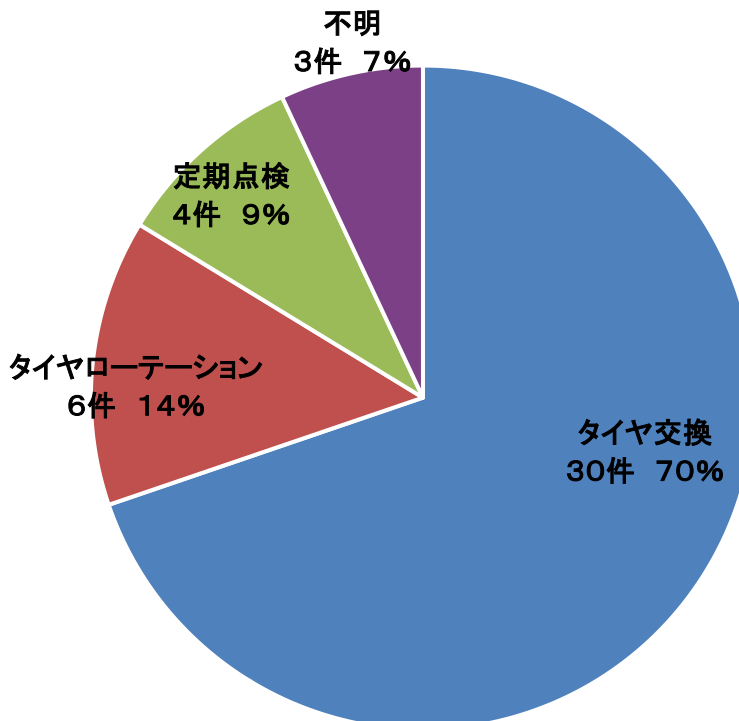
n=43



- ・大型車ユーザーの交換によるものが半数以上を占める傾向。
- ・大型車ユーザーの交換が前年度50%であったことから、増加傾向。

タイヤ脱着作業内容別

n=43



- ・タイヤ交換・タイヤローテーションが大半を占める傾向。
- ・タイヤ交換が前年度46%であったことから、増加傾向。

●タイヤ交換

- ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
- ・ 摩耗したタイヤの交換 など

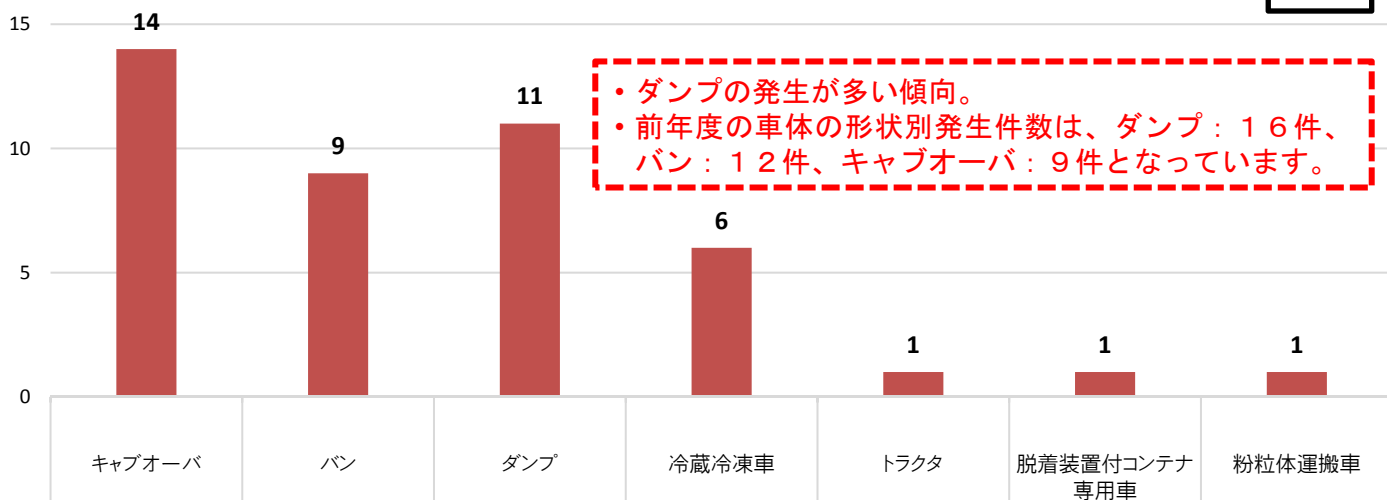
●タイヤローテーション

- ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

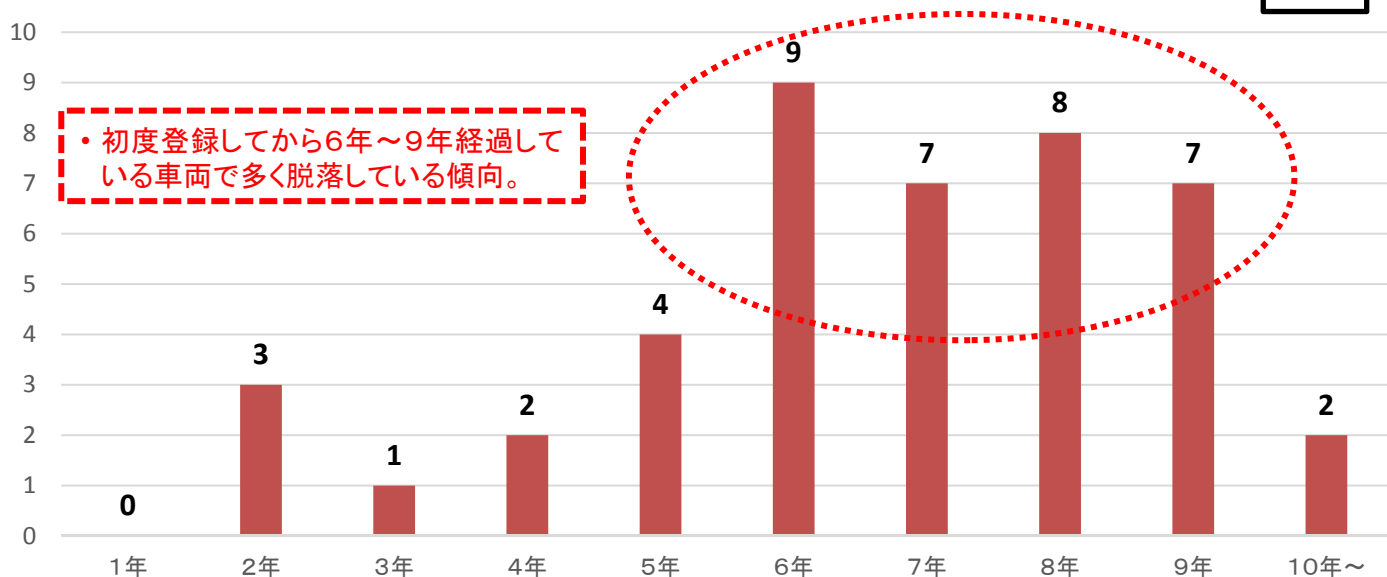
車体の形状別発生件数

n=43



登録年から事故発生までの車齢

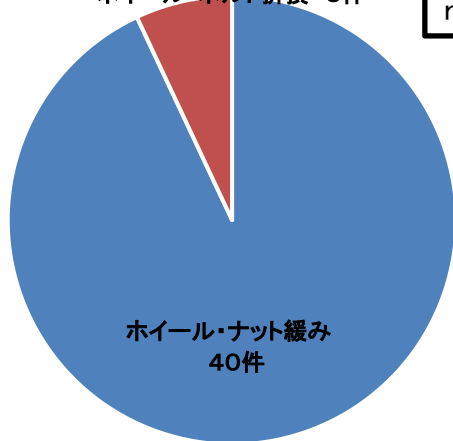
n=43



タイヤ脱落時の原因

ホイール・ボルト折損 3件

n=43

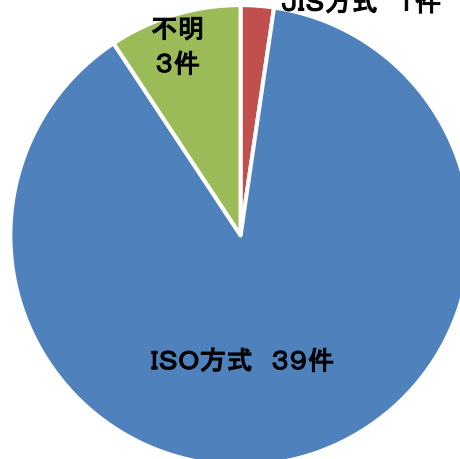


・ホイール・ナットの緩みによるものが大半を占める傾向。

締め付け方式

JIS方式 1件

n=43

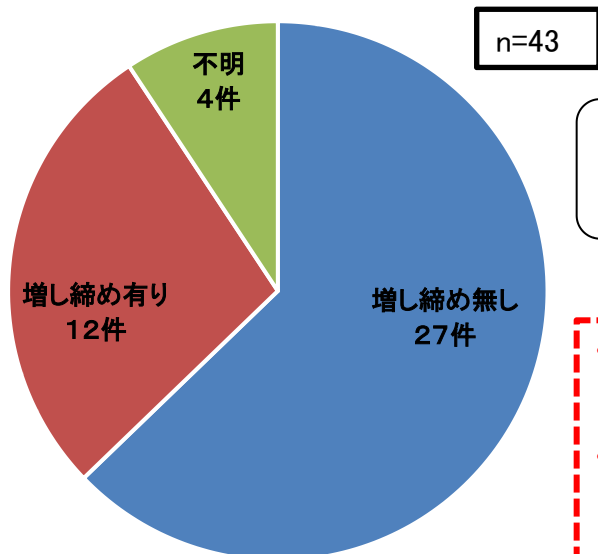


・締め付け方式はISO方式によるものが大半を占める傾向。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

脱着作業後の増し締め実施の有無



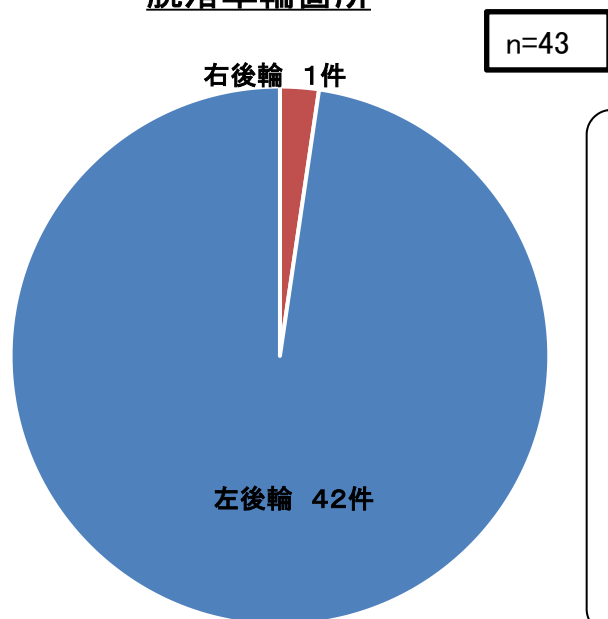
- 「増し締め有り」12件について、脱落の推定要因（重複有り）
- ・ ディスクホイール、ホイール・ボルト等の劣化・摩耗：3件
 - ・ ネジ部、ハブ面の錆・汚れ等：10件

- ・ 「増し締め有り」12件は、大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、自ら増し締めも実施しているが、半数以上が増し締め作業時にトルクレンチを用いていない。
- ・ 「増し締め有り」12件は、車齢6年以上経過している車両が大半を占めており、経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分により、適正な締付力が得られず脱落に至ったと推定。

【対策の方向性】

- ・ ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- ・ 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換

脱落車輪箇所



左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
 - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
 - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
 - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルト緩み等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

・ 脱落箇所は左後輪の集中。

正しい作業が、防ぐ事故。

徹底しよう! 車輪脱落を防ぐ、4つのルール

お きまりのトルクで
きちんと 締め付けて



規定のトルクで確実な締め付けを

ち ゃんと増し締め
交換後



50~100km走行後に、しっかり増し締めを

な (ナット)
っと見て ボルト触って
さあ出発!



一日一回の日常点検を

い や待てよ? ボルトと
ナットは適正か?



ホイールに適合したボルト、ナットを



左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつきにくい「左後輪」で発生しています。左後輪の点検は重点的に行ってください。



ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい錆によると思われる車輪脱落が発生しています。著しい錆のあるホイールやホイールボルト、ナットは、交換してください。

錆びたボルト・ナット

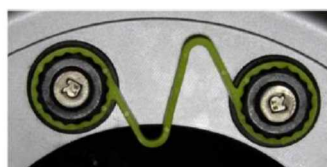


《令和3年3月「自動車の点検及び整備に関する手引き」改正》

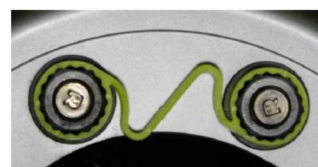
ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等が規定されました。



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケータ (ISO方式) 装着の場合)

【参考】青森版
令和3年9月

大型車ユーザーの皆様へ

事故ゼロを目指して！
大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施
～青森の大型車の車輪脱落事故を防げ！～

大型車※のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、東北地域では令和3年9月から「**大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン**」を実施します。
※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

1. 青森運輸支局管内の車輪脱落事故の発生状況（令和2年度速報値）

- 事故発生件数は3件（前年度比2件増）
- 冬期（11月～2月）に多発
- 特にタイヤ交換作業が集中する11月の交換車両に多発
- 車輪脱落作業後1ヶ月以内に多発
- 車輪脱落は全て左後輪
- 全てがトラックによる事故

2. 東北地域における車輪脱落事故の傾向と対策の方向性

50～100km走行後に規定トルクで増し締めを確実に実施することは、当然ですが、東北地域では車齢6～9年の車両で多発している傾向から、【対策の方向性】

- ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト及びホイール・ナット等は早めに交換（錆や汚れを等とし、ネジ部にエッジオイルなどを塗布してナットを手で回した時、スムーズに回転しない場合は、ネジ部に異音があります。）

・東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する**特別ページ**を開設 ※今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。

特別ページ QRコード

（問い合わせ先）
国土交通省東北運輸局青森運輸支局
検査・整備・保安部門
TEL:017-715-3320

【参考】岩手版
令和3年9月

大型車ユーザーの皆様へ

事故ゼロを目指して！
大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施
～岩手の大型車の車輪脱落事故を防げ！～

大型車※のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、東北地域では令和3年9月から「**大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン**」を実施します。
※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

1. 岩手運輸支局管内の車輪脱落事故の発生状況（令和2年度速報値）

- 事故発生件数は過去最多を更新し15件（前年度比4件増）
- 冬期（11月～2月）に多発
- 特にタイヤ交換作業が集中する11月の交換車両に多発
- 車輪脱落作業後1ヶ月以内に多発
- 車輪脱落は、ほぼ全て左後輪
- 全てがトラックによる事故

2. 東北地域における車輪脱落事故の傾向と対策の方向性

50～100km走行後に規定トルクで増し締めを確実に実施することは、当然ですが、東北地域では車齢6～9年の車両で多発している傾向から、【対策の方向性】

- ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト及びホイール・ナット等は早めに交換（錆や汚れを等とし、ネジ部にエッジオイルなどを塗布してナットを手で回した時、スムーズに回転しない場合は、ネジ部に異音があります。）

・東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する**特別ページ**を開設 ※今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。

特別ページ QRコード

（問い合わせ先）
国土交通省東北運輸局岩手運輸支局
検査・整備・保安部門
TEL:019-637-2912

【参考】宮城版
令和3年9月

大型車ユーザーの皆様へ

事故ゼロを目指して！
大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施
～宮城の大型車の車輪脱落事故を防げ！～

大型車※のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、東北地域では令和3年9月から「**大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン**」を実施します。
※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

1. 宮城運輸支局管内の車輪脱落事故の発生状況（令和2年度速報値）

- 事故発生件数は6件（過去最多となった前年度比5件減）
- 冬期（11月～2月）に多発
- 特にタイヤ交換作業が集中する11月の交換車両に多発
- 車輪脱落作業後1ヶ月以内に多発
- 車輪脱落は全て左後輪
- 全てがトラックによる事故

2. 東北地域における車輪脱落事故の傾向と対策の方向性

50～100km走行後に規定トルクで増し締めを確実に実施することは、当然ですが、東北地域では車齢6～9年の車両で多発している傾向から、【対策の方向性】

- ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト及びホイール・ナット等は早めに交換（錆や汚れを等とし、ネジ部にエッジオイルなどを塗布してナットを手で回した時、スムーズに回転しない場合は、ネジ部に異音があります。）

・東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する**特別ページ**を開設 ※今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。

特別ページ QRコード

（問い合わせ先）
国土交通省東北運輸局宮城運輸支局
検査・整備・保安部門
TEL:022-236-2911（ダイヤルイン2）

【参考】秋田版
令和3年9月

大型車ユーザーの皆様へ

事故ゼロを目指して！
大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施
～秋田の大型車の車輪脱落事故を防げ！～

大型車※のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、東北地域では令和3年9月から「**大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン**」を実施します。
※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

1. 秋田運輸支局管内の車輪脱落事故の発生状況（令和2年度速報値）

- 事故発生件数は5件（過去最多となった前年度比2件減）
- 冬期（11月～2月）に多発
- 特にタイヤ交換作業が集中する11月の交換車両に多発
- 車輪脱落作業後1ヶ月以内に多発
- 車輪脱落は全て左後輪
- 全てがトラックによる事故

2. 東北地域における車輪脱落事故の傾向と対策の方向性

50～100km走行後に規定トルクで増し締めを確実に実施することは、当然ですが、東北地域では車齢6～9年の車両で多発している傾向から、【対策の方向性】

- ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト及びホイール・ナット等は早めに交換（錆や汚れを等とし、ネジ部にエッジオイルなどを塗布してナットを手で回した時、スムーズに回転しない場合は、ネジ部に異音があります。）

・東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する**特別ページ**を開設 ※今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。

特別ページ QRコード

（問い合わせ先）
国土交通省東北運輸局秋田運輸支局
検査・整備・保安部門
TEL:018-663-5811（ダイヤルイン2）

【参考】山形版
令和3年9月

大型車ユーザーの皆様へ

事故ゼロを目指して！
大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施
～山形の大型車の車輪脱落事故を防げ！～

大型車※のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、東北地域では令和3年9月から「**大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン**」を実施します。
※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

1. 山形運輸支局管内の車輪脱落事故の発生状況（令和2年度速報値）

- 事故発生件数は9件（過去最多となった前年度比5件減）
- 冬期（11月～2月）に多発
- 特にタイヤ交換作業が集中する11月の交換車両に多発
- 車輪脱落作業後1ヶ月以内に多発
- 車輪脱落は全て左後輪
- 全てがトラックによる事故

2. 東北地域における車輪脱落事故の傾向と対策の方向性

50～100km走行後に規定トルクで増し締めを確実に実施することは、当然ですが、東北地域では車齢6～9年の車両で多発している傾向から、【対策の方向性】

- ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト及びホイール・ナット等は早めに交換（錆や汚れを等とし、ネジ部にエッジオイルなどを塗布してナットを手で回した時、スムーズに回転しない場合は、ネジ部に異音があります。）

・東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する**特別ページ**を開設 ※今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。

特別ページ QRコード

（問い合わせ先）
国土交通省東北運輸局山形運輸支局
検査・整備・保安部門
TEL:023-686-4711（ダイヤルイン2）

【参考】福島版
令和3年9月

大型車ユーザーの皆様へ

事故ゼロを目指して！
大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施
～福島の大型車の車輪脱落事故を防げ！～

大型車※のホイール・ナット緩み等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、東北地域では令和3年9月から「**大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン**」を実施します。
※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

1. 福島運輸支局管内の車輪脱落事故の発生状況（令和2年度速報値）

- 事故発生件数は過去最多となった6件（前年度比1件増）
- 冬期（11月～2月）に多発
- 特にタイヤ交換作業が集中する11月の交換車両に多発
- 車輪脱落作業後1ヶ月以内に多発
- 車輪脱落は全て左後輪
- 全てがトラックによる事故

2. 東北地域における車輪脱落事故の傾向と対策の方向性

50～100km走行後に規定トルクで増し締めを確実に実施することは、当然ですが、東北地域では車齢6～9年の車両で多発している傾向から、【対策の方向性】

- ネジ部・ハブ面の錆・汚れ等の清掃作業を確実に実施
- 劣化・摩耗が進んだホイール・ボルト及びホイール・ナット等は早めに交換（錆や汚れを等とし、ネジ部にエッジオイルなどを塗布してナットを手で回した時、スムーズに回転しない場合は、ネジ部に異音があります。）

・東北運輸局ホームページに車輪脱落事故防止に関する**特別ページ**を開設 ※今後の詳しい取り組み内容と状況は同特別ページをご覧ください。

特別ページ QRコード

（問い合わせ先）
国土交通省東北運輸局福島運輸支局
検査・整備・保安部門
TEL:024-546-0345（ダイヤルイン2）

令和3年10月1日
自動車局整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

～ 大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します ～

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、冬用タイヤ交換時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施

平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止に係る連絡会」における車輪脱落事故防止対策として、大型車の車輪脱落防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめました。この緊急対策の確実な実施を図るため、本日より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を行います。

【実施期間】 令和3年10月1日 ～ 令和4年2月28日

【主な実施項目】

- 各地方運輸局が行う街頭検査における、大型車のホイール・ナットの緩みの確認
- 運送事業者、タイヤ販売業者、自動車整備事業者等の関係者に向けて、啓発チラシ（別紙1）を活用し確実な作業実施を依頼
- 自動車運送事業者による「大型車のホイール・ナットの緩みの総点検」を実施
- ホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検において、ホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施するよう啓発



街頭検査の様様（令和2年度）

2. 令和2年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況（詳細は、別紙2 参照）

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

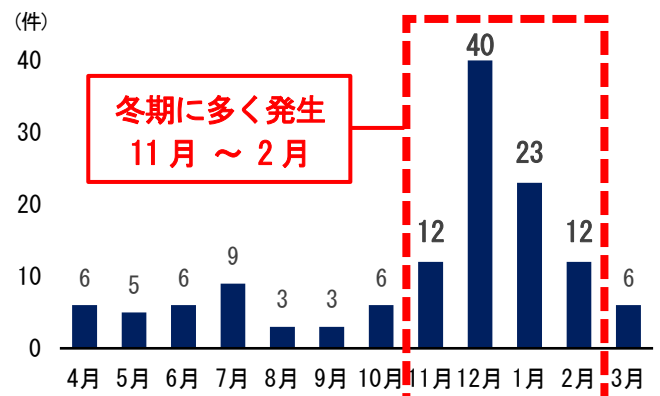
- 発生件数は131件（対前年度比19件増加）
- 冬期（11月～2月）に多く発生
- 特に東北地域で多く発生
- 車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中

<添付資料>

別紙1 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙2 令和2年度 大型車の車輪脱落事故発生状況

令和2年度 車輪脱落事故発生状況（月別）



<問い合わせ先>

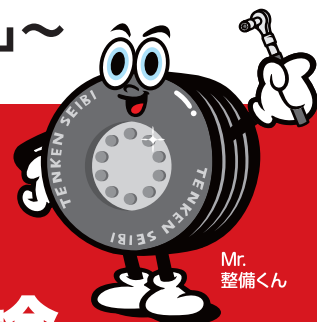
自動車局整備課 藤埴、宮坂、渡部

代表：03-5253-8111（内線：42412）、FAX：03-5253-1639

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

夏冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



Mr.
整備くん

お

とさない! 脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

ち

ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。

錆びたボルト・ナット



給脂



な

(ナット)

ット締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



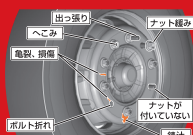
い

ちにち一回、緩みの点検!

ホイールナットの緩み点検/
インジケーターの正しい使用
方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い
左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケーター装着による点検がより効果的です。



詳しくは、
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意

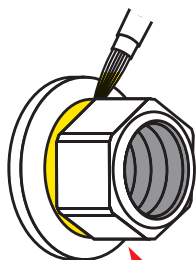
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

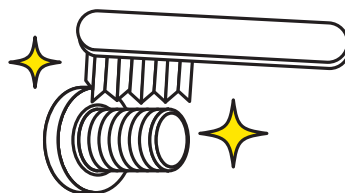
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



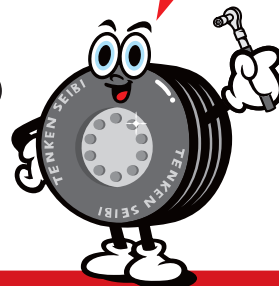
ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

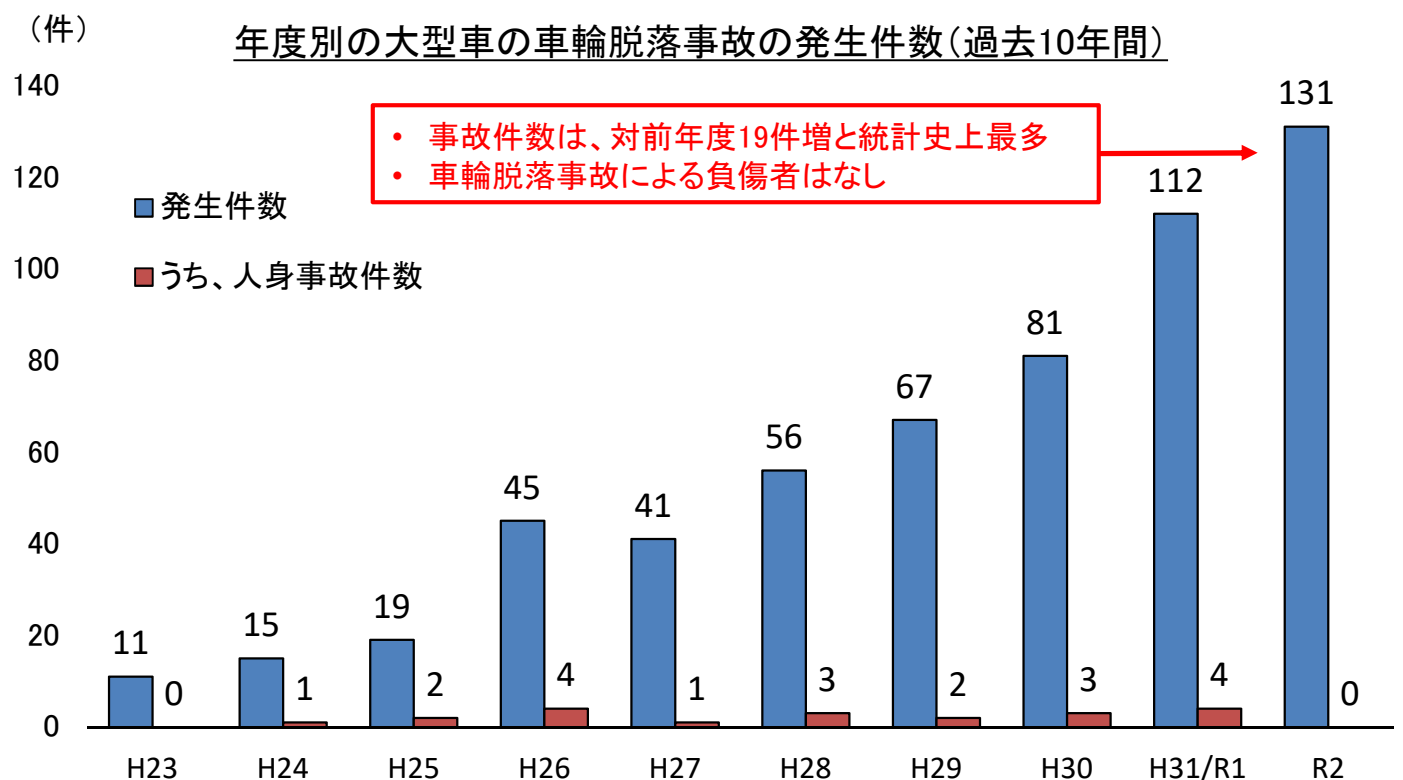
ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



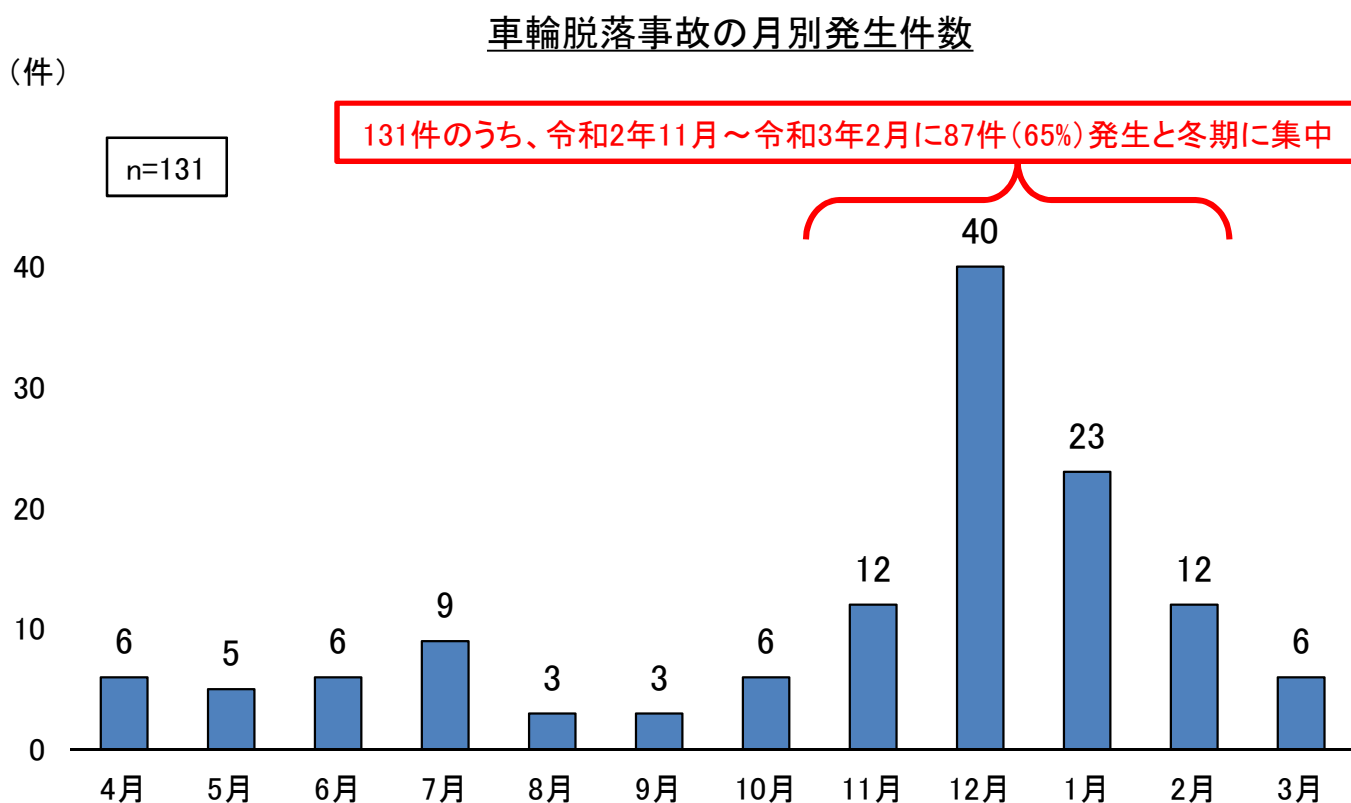
車輪脱落事故発生状況（令和2年度）【別紙2】



※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

(年度)

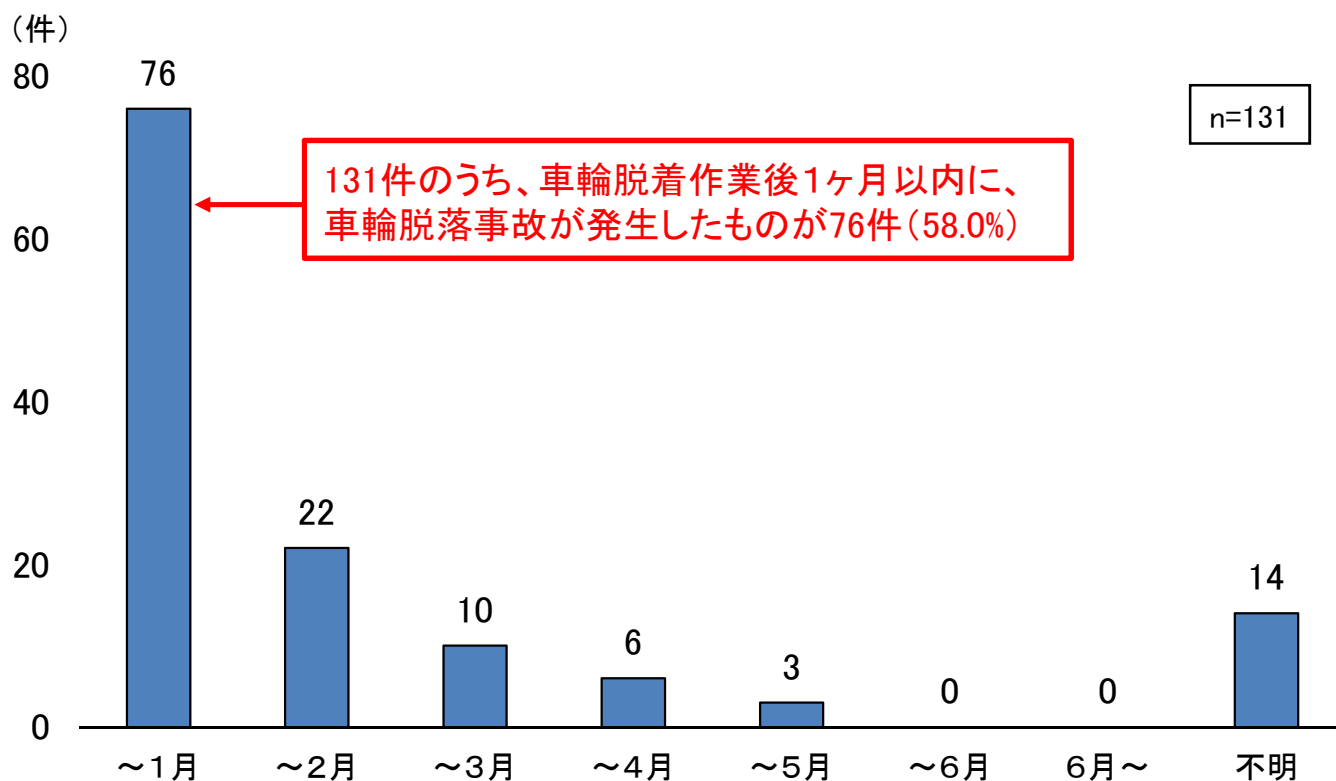
出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

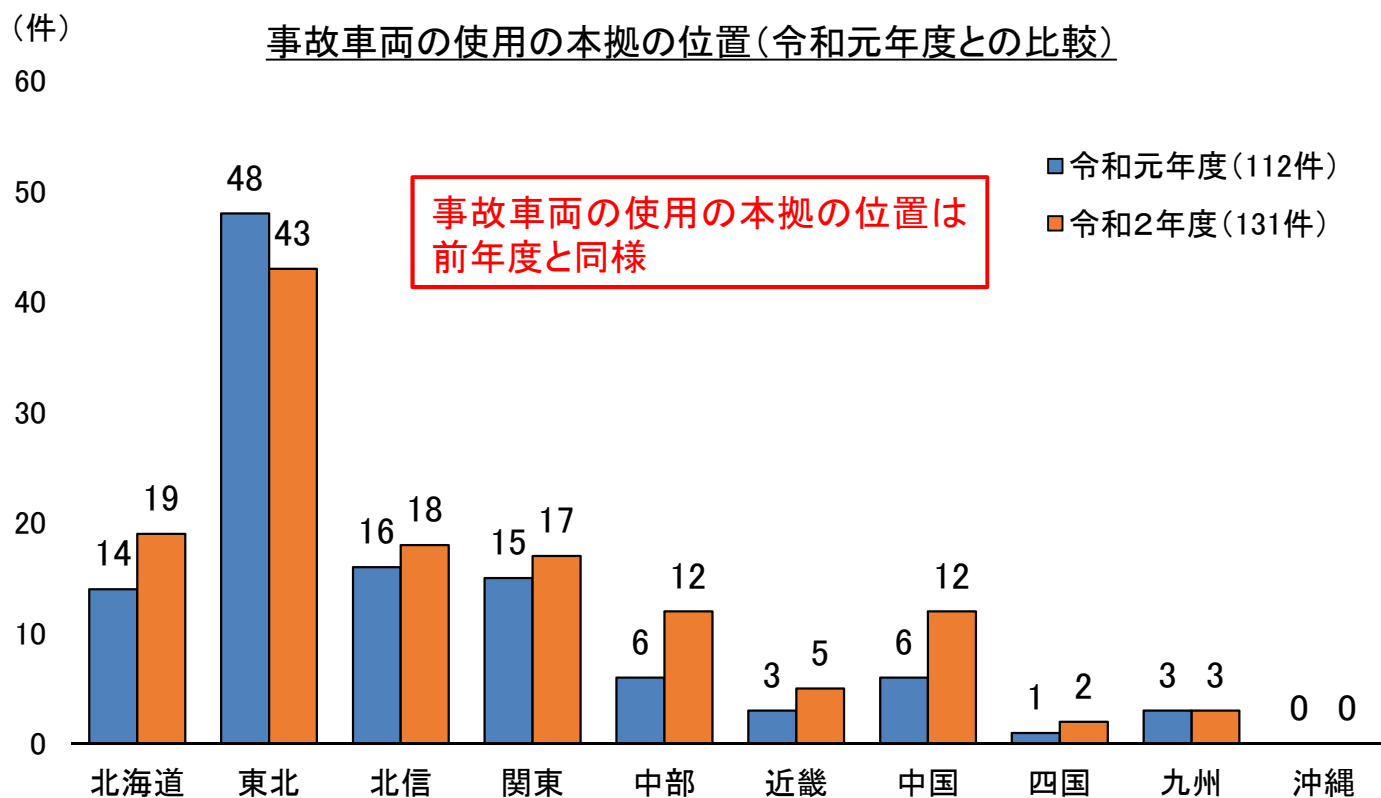
車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

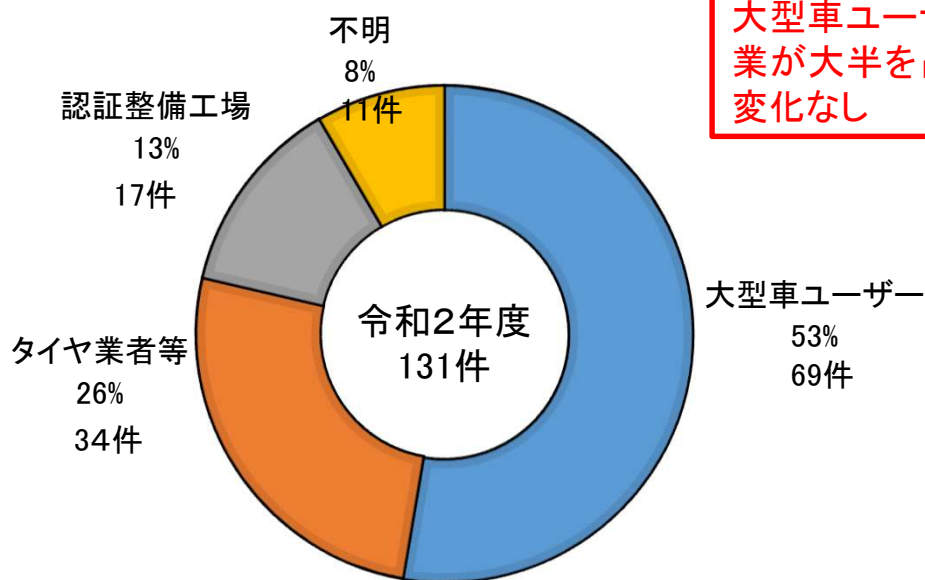
事故車両の使用の本拠の位置（令和元年度との比較）



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

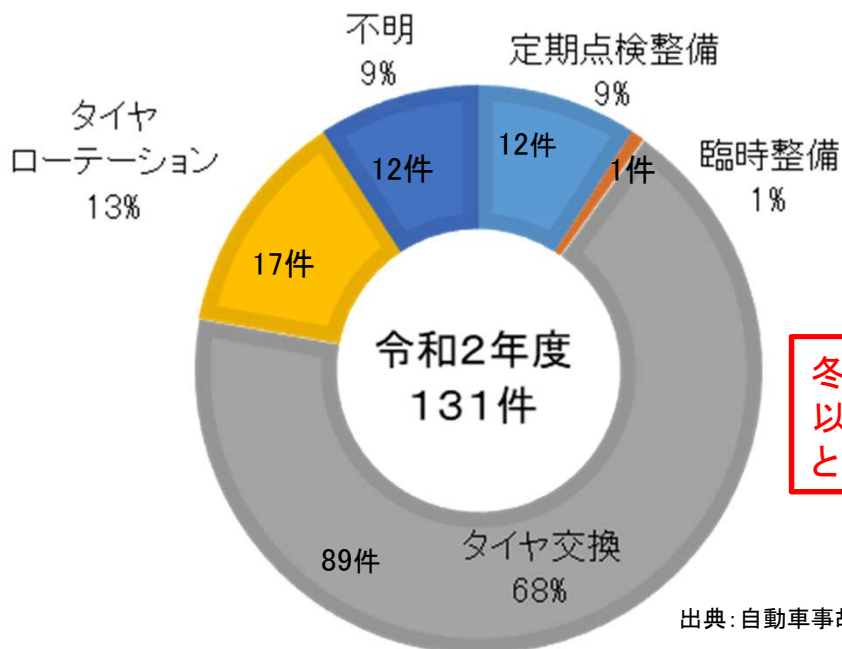
タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別



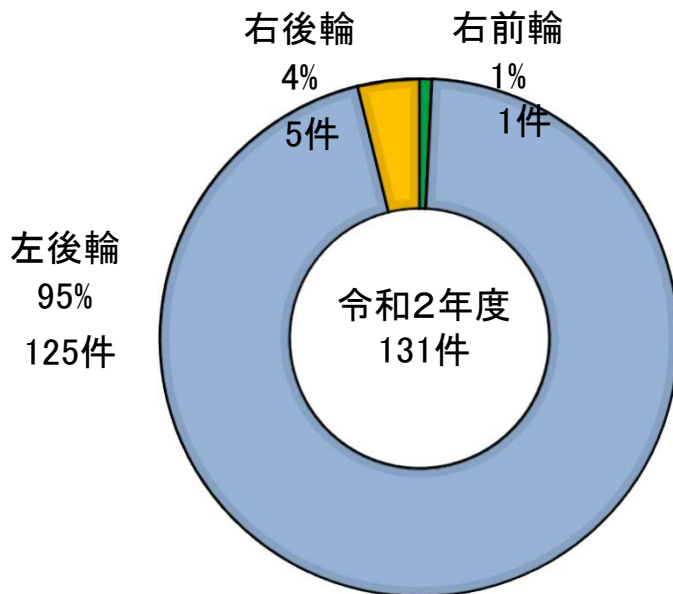
冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

- ▶ タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- ▶ タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

事故発生車両の車輪脱落箇所



左後輪の集中は、前年度と傾向に変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
 - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
 - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
 - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」

1. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した大型車の適切なタイヤ交換作業及び、交換後の確実な保守管理を実施するよう周知徹底を図る。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検や周知啓発等を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び、交換後の確実な保守管理の実施等を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする運送事業者は、令和2年度を優先に過去3年間（平成30年度以降）に車輪脱落事故を発生させた事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局及び各運輸支局等は、上記（1）及び（2）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

2. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

3. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
 - ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車について、重点的な点検を心がけること。
 - ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
 - ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- (2) 依然として、自社でタイヤ交換作業を行った貨物自動車による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
 - ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
 - ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボル

トの不揃いの確認」を確実にに行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締め付け力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪や、降雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)を心がけ実施すること。

● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について周知すること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的な点検を実施するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ 入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙１のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、増し締め必要性を啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための４つのポイント^(※)の確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪や、降雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、購入者への説明を徹底するよう周知すること。

４．キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬用タイヤへの交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和３年１０月から令和４年２月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

５．新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの錆や汚れの清掃、並びにエンジンオイル等の給脂
2. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
3. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
4. 日常（運行前）点検における、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの緩みの確認

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 3 年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための 4 つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙 3 のチラシを参照

2. 整備管理者の方へ

- ・ 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- ・ 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ・ 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から 4 年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- ・ 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- ・ 積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、入念に点検する。
- ・ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

自社でタイヤ交換した車両による車輪脱落事故が、依然として多く発生していることを踏まえた対策

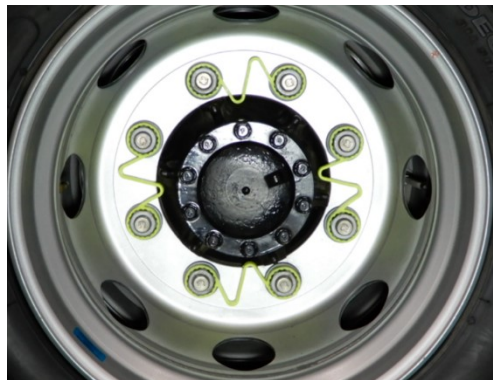
- ・ 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に、別紙 1 の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- ・ タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- ・ 別紙 1 の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- ・ 点検実施者に別紙 2 の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- ・ 増し締め実施後、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注 1)を施す、又は、ホイールナットマーカを装着

し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認する。

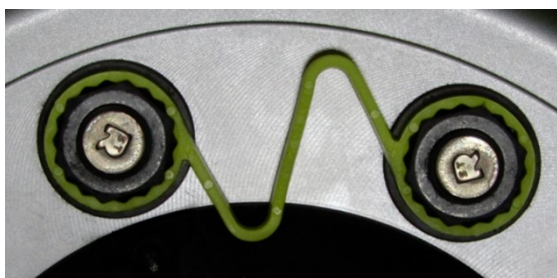
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

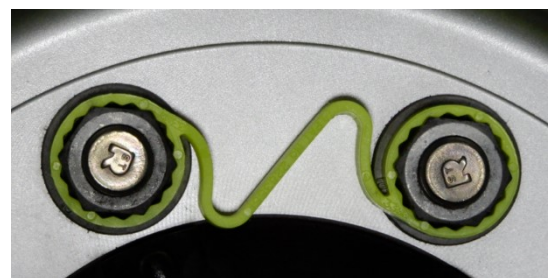
注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



ホイールナットマーカーの装着状態



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 3 年度緊急対策」

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための 4 つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙 3 のチラシを参照

2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から 4 年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 積雪地域を走行する車両について入念に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

令和4年2月18日
自動車局整備課**大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！**

～大型車の車輪脱落事故防止に向けて～

「自動車の点検及び整備に関する手引き」に、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの点検・整備方法について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、適切な点検・整備がなされていない事案が散見されています。

大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。

なお、事故防止対策をさらに進めるため、検討会を設置し、事故要因のさらなる調査・分析等を行います。

大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものです。

国土交通省では関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査においてホイール・ナットの緩みの確認を行う等、各種事故防止対策に取り組んでいるところです。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として発生しており、令和2年度は131件、令和3年度は令和4年1月末までに107件（速報値）（令和2年度は同月末までに113件）の報告を受けています。

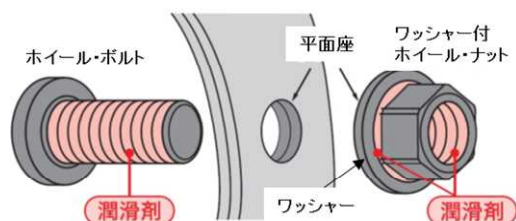
「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、これらの点検・整備が適切に行われていない事案が散見されています。

円滑に回らないホイール・ナットを使用してタイヤを取り付けると、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。

このため、大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で、ナットとワッシャーの間を含めて適切に潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。



車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット



潤滑剤の塗布箇所

また、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、今般「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、ホイール・ナットに係る要因を含め、車輪脱落事故の要因のさらなる調査・分析等を行います。

- 別紙 1 大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備
- 別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ
- 別紙 3 第 1 回大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤埴、宮坂
TEL03-5253-8111（内線 42412, 42413）

大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備

別紙1

(ホイール・ナットにワッシャーが付いている場合(ISO方式)を例として図示)

車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット

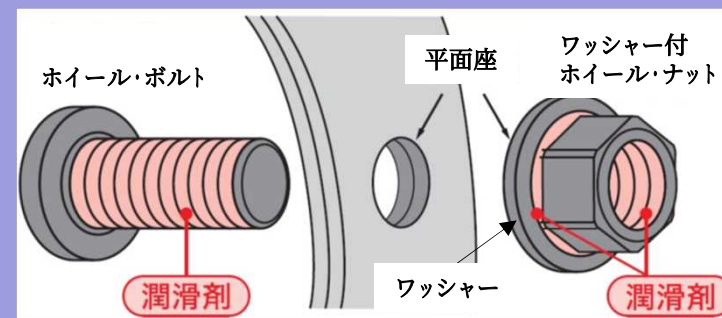


- ①潤滑剤が塗布されていない。
(特に、ナットとワッシャーの間)
- ②ワッシャーがスムーズに回転しない。

適切な点検・整備

- ①ホイール・ボルト、ナットを清掃の上、必ず潤滑剤を塗って下さい。
- ②①の作業を行っても、ワッシャーがスムーズに回転しない場合には、交換して下さい。

潤滑剤の塗布箇所



注意: ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を
忘れずに塗布して下さい。

ホイール・ボルト、ナットが適切に清掃されていなかったり、潤滑剤が塗布されていないとナットを締めても、十分な締付力が得られず、ナットが緩む原因となります。

そのほか、大型車のタイヤ取付時に気を付けるべき点は、「大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ」をご確認下さい。

Ⅷ. その他

・整備管理者研修の開催通知の廃止について

整備管理者選任後研修について、旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者は、これまで地方運輸局長より研修開催の通知があった際に、所属整備管理者へ当該研修を受講させるものとされていたが、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正され、研修開催の通知の有無によらず、次の者に当該研修を受講させることとなった。

- 一 整備管理者として新たに選任した者
- 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

各規則改正箇所抜粋

旅客自動車運送事業運輸規則（平成30年6月27日改正、平成30年10月1日施行）

改正前	第四十六条 旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。
改正後	第四十六条 旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。 - 一 整備管理者として新たに選任した者 - 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

貨物自動車運送事業輸送安全規則（令和元年8月1日改正、令和元年11月1日施行）

改正前	第十五条 貨物自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。
改正後	第三条の四 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。 - 一 整備管理者として新たに選任した者 - 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

※規則改正により条項が第15条から第3条の4に変更。

整備管理規程（例）

●●（運送事業者名）

●●（整備管理者名）

令和●年●月●日

一部改正 令和●年●月●日

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

（整備管理者の選任等）

- 第2条 整備管理者の選任は、施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。
- 2 代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第70条第1項第3号に該当する場合には15日以内に、その旨を自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して地方運輸局長等に届け出るものとする。
- 3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合であっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。
- 4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙1に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。
- 5 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

（補助者との連携等）

- 第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。
- 2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。
- 3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

（運行管理者との連携等）

- 第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。
- 2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。
- 3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

（整備管理規程の改廃）

第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。

第2章 権限及び職務

（整備管理者の権限）

第6条 整備管理者は、施行規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

(整備管理者の職務)

第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等を実施させること
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- (3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること
- (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- (7) 日常点検表（別紙2）や点検整備記録簿、タイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）等の記録簿を管理すること
- (8) 自動車車庫を管理すること
- (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

(車両管理の範囲)

第8条 整備管理者は、選任された使用の本拠において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

(補助者の権限及び職務)

第9条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。

- 2 補助者が前項の職務を実施するに当たり、疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- 3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
- 4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

第3章 車両の安全確保及び環境の保全

(日常点検)

第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者を実施させなければならない。

- 2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。

(日常点検の実施の徹底)

第11条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容及び点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

(日常点検結果の報告等)

第12条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対しその結果を所定の日常点検表（別紙2）に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表（別紙2）に記入しなければならない。

(日常点検の結果の確認)

第13条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表（別紙2）により確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

(定期点検整備)

- 第14条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等により、これを確実に実施しなければならない。
- 2 この場合の定期点検整備とは道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定めるものをいうが、定期点検整備とは別に次の自動車の構造・装置や使用状況等により、適宜、点検整備を実施するものとする。
- (1) 特種車や架装部分の点検整備
- (2) シビアコンディション（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応

(冬用タイヤの点検整備)

- 第15条 整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする。

(臨時整備)

- 第16条 整備管理者は、点検整備の確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

(特定整備)

- 第17条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者に作業を依頼するものとする。

(大型車の車輪脱落事故防止措置) ※車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する自動車を使用する場合に限る

- 第18条 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。
- 2 整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。
- 3 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。
- 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記入するものとする。
- 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めに運転者及び整備要員に実施させ、タイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

(点検整備の記録及び保存管理)

- 第19条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検表等に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。
- 2 点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を保存することとする。
- 3 点検整備に係る記録の保存は、以下のとおりとする。
- ① 日常点検記録、 タイヤ交換・増し締め作業管理一覧表 1年以上
- ② 点検整備記録簿及びその写し 点検基準第4条第2項に定める期間以上
- ③ 臨時整備の記録 点検基準第4条第2項に定める期間以上

(車両故障事故)

- 第20条 整備管理者は、車両故障に関係する事故が発生した場合には、運行管理者と連絡を取り、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。
- 2 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に該当する事故で

あって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から30日以内に、所定の事故報告書により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して国土交通省に報告しなければならない。

- 3 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第4条に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から24時間以内においてできる限り速やかに、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に速報しなければならない。

（車両成績の把握等）

第21条 整備管理者は、各車両の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の性能の維持向上等に努めるものとする。また、保有車両について、不正改造等により保安基準違反となっていないかどうか等車両状態の把握に努め、保安基準違反となっている場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

（適正車種の選定、車両代替時期の把握等）

第22条 整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種型式について検討し、その選択及び合理的な車両の代替時期について代表者に助言するものとする。

（燃料油脂、その他資材の管理）

第23条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努めるものとする。

2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。

第4章 車庫の管理

（点検施設等の管理）

第24条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設、設備及び自動車の保管場所の管理を行うものとする。

第5章 指導教育

（整備管理者の研修）

第25条 運送事業者は、整備管理者であって次に掲げる者に、地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- （1）整備管理者として新たに選任した者（当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者を除く。）
- （2）最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

（補助者の指導教育）

第26条 整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力の維持向上に努めるとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

指導教育を行うとき	指導教育の内容
補助者を選任するとき	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者以外が対象）
整備管理者選任後研修を受講したとき	・ 整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において、整備管理者として選任されている者以外が対象）
整備管理規程を改正したとき	・ 改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・ 行政から提供された情報等必要に応じた内容

(従業員の指導教育)

第27条 整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

附則

この規則は、令和●年●月●日から実施する。

整備管理者の補助者名簿（例）

●●（運送事業者名）

●●（整備管理者名）

令和●年●月●日

一部改正 令和●年●月●日

整備管理規程第2条第4項の整備管理者の補助者の氏名、所属及び補助する職務の範囲については、以下のとおりとする。

氏名又は役職名/ 氏名及び役職名	所属営業所名	補助する職務の範囲
	営業所	整備管理者が不在の場合のA事業所における自動車の運行可否の決定
	営業所	I T 点呼を行う場合のA事業所における自動車の運行可否の決定

日常点検表 (例)

運行管理者 (補助者) 確認欄

登録番号又は車番

整備管理者 (補助者) 確認欄

点検実施者 (運転者) 名

実施日 令和 年 月 日

点 検 箇 所		点 検 項 目	点 検 結 果 (○・×)	
運 転 席 での 点 検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキの効き	踏みしろ ブレーキの効き	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ (踏みしろ)		
	原動機 (エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状況		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキバルブ	排気音			
エ ン ジ ン ・ ル ーム の 点 検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの液量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車 の 周 り か ら の 点 検	灯火装置 (前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器、方向指示器)	点灯・点滅具合・汚れ・損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナットの緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出・不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
		異常な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異常が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行う事で足りる。

○印の項目は、エア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

タイヤ交換作業管理表 (例)

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等（JIS方式の場合は、ホイール・ナットの座面部を含む）のさび、ゴミ、泥、追加塗装等を取り除く	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷、著しいさびの発生はないかを確認	
		ホイール・ボルトに伸びはがないかを確認	
		ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを確認	
		○ ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを確認	
		新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は入念に確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ねじ部に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
	ホイール・ナット	ねじ部に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
		※ ホイール・ナットの当たり面に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
		○ ホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に規定のグリスを薄く塗布する	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50km～100km 走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	------------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、追加塗装、エンジンオイル等の規定の油類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける）。

タイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表 (例)

[illegible]

整備管理規程（例）

●●（使用者名）

●●（整備管理者名）

令和●年●月●日

一部改正 令和●年●月●日

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）

第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

（整備管理者の選任等）

第2条 整備管理者の選任は、施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。

2 代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第70条第1項第3号に該当する場合には15日以内に、その旨を自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して地方運輸局長等に届け出るものとする。

3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合であっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。

4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙1に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。

5 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

（補助者との連携等）

第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。

3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

（運行管理者との連携等）

第4条 整備管理者は、代表者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、代表者と密接に連携をとるものとする。

3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

（整備管理規程の改廃）

第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。

第2章 権限及び職務

（整備管理者の権限）

第6条 整備管理者は、施行規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

(整備管理者の職務)

第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等を実施させること
- (2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- (3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (4) 上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- (5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること
- (6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- (7) 日常点検表（別紙2）や点検整備記録簿、タイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）等の記録簿を管理すること
- (8) 自動車車庫を管理すること
- (9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

(車両管理の範囲)

第8条 整備管理者は、選任された使用の本拠において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

(補助者の権限及び職務)

- 第9条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。
- 2 補助者が前項の職務を実施するに当たり、疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡を取り、その指示に従うものとする。
 - 3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
 - 4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

第3章 車両の安全確保及び環境の保全

(日常点検)

- 第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者を実施させなければならない。
- 2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。

(日常点検の実施の徹底)

第11条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容及び点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

(日常点検結果の報告等)

第12条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対しその結果を所定の日常点検表（別紙2）に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表（別紙2）に記入しなければならない。

(日常点検の結果の確認)

第13条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表（別紙2）により確認し、運行の可否を

決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに代表者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

(定期点検整備)

- 第14条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等により、これを確実に実施しなければならない。
- 2 この場合の定期点検整備とは道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定めるものをいうが、定期点検整備とは別に次の自動車の構造・装置や使用状況等により、適宜、点検整備を実施するものとする。
- (1) 特種車や架装部分の点検整備
 - (2) シビアコンディション（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応

(冬用タイヤの点検整備)

- 第15条 整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする。

(臨時整備)

- 第16条 整備管理者は、点検整備の確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

(特定整備)

- 第17条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者に作業を依頼するものとする。

(大型車の車輪脱落事故防止措置) ※車両総重量8トン以上、乗車定員30人以上に該当する自動車を使用する場合に限る

- 第18条 整備管理者は、自らが大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。
- 2 整備管理者は運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。
 - 3 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。
 - 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記入するものとする。
 - 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めを運転者及び整備要員に実施させ、タイヤ交換作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

(点検整備の記録及び保存管理)

- 第19条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検表等に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。
- 2 点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を保存することとする。
 - 3 点検整備に係る記録の保存は、以下のとおりとする。
 - ① 日常点検記録、 タイヤ交換・増し締め作業管理一覧表 1年以上
 - ② 点検整備記録簿及びその写し 点検基準第4条第2項に定める期間以上
 - ③ 臨時整備の記録 点検基準第4条第2項に定める期間以上

(車両故障事故)

第20条 整備管理者は、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者と連絡をとり、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。

2 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から30日以内に、所定の事故報告書により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して国土交通省に報告しなければならない。

3 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第4条に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から24時間以内においてできる限り速やかに、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に速報しなければならない。

（車両成績の把握等）

第21条 整備管理者は、各車両の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の性能の維持向上等に努めるものとする。また、保有車両について、不正改造等により保安基準違反となっていないかどうか等車両状態の把握に努め、保安基準違反となっている場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

（適正車種の選定、車両代替時期の把握等）

第22条 整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種型式について検討し、その選択及び合理的な車両の代替時期について代表者に助言するものとする。

（燃料油脂、その他資材の管理）

第23条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努めるものとする。

2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。

第4章 車庫の管理

（点検施設等の管理）

第24条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設、設備及び自動車の保管場所の管理を行うものとする。

第5章 指導教育

（補助者の指導教育）

第25条 整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力の維持向上に努めるとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

指導教育を行うとき	指導教育の内容
補助者を選任するとき	・ 整備管理規程の内容 ・ 整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者以外が対象）
整備管理規程を改正したとき	・ 改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・ 行政から提供された情報等必要に応じた内容

（従業員の指導教育）

第26条 整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

附則

この規則は、令和●年●月●日から実施する。

整備管理者の補助者名簿（例）

●●（使用者名）
●●（整備管理者名）

令和●年●月●日
一部改正 令和●年●月●日

整備管理規程第2条第4項の整備管理者の補助者の氏名、所属及び補助する職務の範囲については、以下のとおりとする。

氏名又は役職名/ 氏名及び役職名	使用の本拠	補助する職務の範囲
		整備管理者が不在の場合の左記使用の本拠における自動車の運行可否の決定

日常点検表 (例)

代表者 確認欄

登録番号又は車番

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和 年 月 日

点 検 箇 所		点 検 項 目	点 検 結 果 (○・×)	
運 転 席 での 点 検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキの効き	踏みしろ ブレーキの効き	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状況		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキバルブ	排気音			
エ ン ジ ン ・ ル ーム の 点 検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの液量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車 の 周 り か ら の 点 検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合・汚れ・損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナットの緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
		異常な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異常が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行う事で足りる。

○印の項目は、エア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

タイヤ交換作業管理表 (例)

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）のさび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面のさび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等（JIS方式の場合は、ホイール・ナットの座面部を含む）のさび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ホイール・ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷、著しいさびの発生はないかを確認	
		ホイール・ボルトに伸びはないかを確認	
		ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを確認	
		○ ホイール・ナットの座金が円滑に回転するかを手で回すなどして確認	
		新品の状態から一定期間（目安は4年）を経過している場合は入念に確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ねじ部に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
	ホイール・ナット	ねじ部に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
		※ ホイール・ナットの当たり面に規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
		○ ホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類（エンジンオイル等）を薄く塗布する	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に規定のグリスを薄く塗布する	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50km～100km 走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	------------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、追加塗装、エンジンオイル等の規定の油類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける）。

タイヤ交換・増し締め作業 管理一覧表 (例)

[illegible]

自動車運送事業者の法令違反に関する行政処分等の基準について

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準(抜粋)

(令和3年6月1日施行)

違反行為		基準日車等	
適用条項	事 項	初 違 反	再 違 反
道路運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運輸規則第45条 (車両法第40～43条、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数5回以下 ② 未実施回数6回以上14回以下 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	基準本文4.(1)②へ及び5.(1)③による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第45条第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。	基準本文4.(1)②へ及び5.(1)③による	
運輸規則第45条第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準(抜粋)

(令和3年6月1日施行)

違反行為		基準日車等	
適用条項	事 項	初 違 反	再 違 反
道路運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運輸規則第45条 (車両法第40～43条、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数5回以下 ② 未実施回数6回以上14回以下 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	基準本文4.(1)②チ及び5.(1)③による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 60日車	10日車 120日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第45条第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。	基準本文4.(1)②ト及び5.(1)③による	
運輸規則第45条第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車

違反行為		基準日車等	
適用条項	事 項	初 違 反	再 違 反
道路運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運輸規則第45条 (車両法第40～43条、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数5回以下 ② 未実施回数6回以上14回以下 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	基準本文4.(1)④へ及び6.(1)⑥による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第45条第1号 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。	基準本文4.(1)④へ及び6.(1)⑥による	
運輸規則第45条第2号 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車

違反行為		基準日車等	
適用条項	事 項	初 違 反	再 違 反
貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号 安全規則第3条の2 (車両法第40～43条、第47条)	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。) 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ① 未実施回数6回未満 ② 未実施回数6回以上15回未満 ③ 未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	処分基準5(1)④及び6(1)④による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出 ① 選任(変更)の未届出に係るもの ② 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
安全規則第13条 (車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ① 未実施1回 ② 未実施2回 ③ 未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。	処分基準5(1)③及び6(1)④による	
安全規則第13条 (車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
安全規則第3条の3	点検等のための施設の不備	警告	10日車
安全規則第3条の4	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
貨物自動車運送事業法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車

東北運輸局管内運輸支局所在地

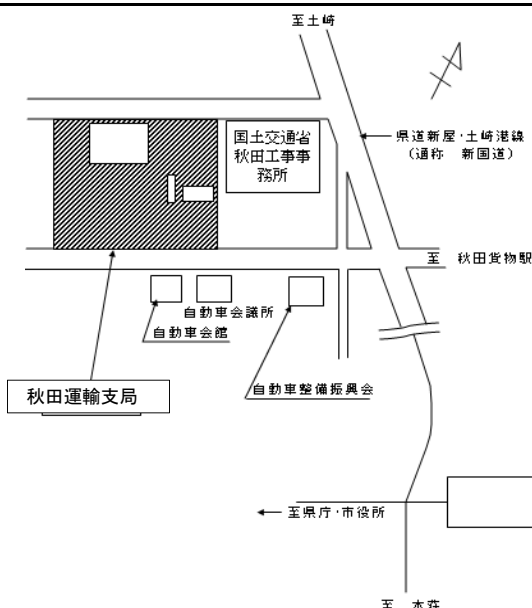
青森運輸支局	
住所	〒030-0843 青森県青森市浜田字豊田139-13
電話	017-715-3320 (検査整備保安部門)
ホームページURL	http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ am/am-index.html
利用交通機関	- JR青森駅4番乗場～上玉川バス停下車、徒歩約10分 (問屋町行、八甲田大橋経由横内環状線、南部工業団地行、公立大学行の何れかに乗車) - JR青森駅6番乗場(浜田循環線左回り)～イトーヨーカドー青森店前バス停下車、徒歩約10分

The map illustrates the geographical context of the Aomori Transport Sub-office. It shows the station area with JR tracks and platforms. Key landmarks include the Aomori Bay Bridge (中央大橋) crossing the Aomori Bay (青森湾), and the intersection with National Route 103 (国道103号線). The sub-office is located near the intersection of the Aomori Bay Bridge and the Aomori Bay Expressway (青森自動車道). Other nearby locations include the Aomori City Office (市役所), Aomori Bay Bridge (中央大橋), and various bus stops and commercial facilities like Ito-Yokado (イトーヨーカドー).

岩手運輸支局	
住所	〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南 2丁目8-5
電話	019-638-2154 ＋プッシュ「2」
ホームページ URL	http://www.twb.mlit.go.jp/tohoku/ it/it-index.html
利用 交通機関	・JR東北本線岩手飯岡駅下車(約3km) 岩手県交通バス(矢巾営業所行)で観音寺前 下車、徒歩約2分

宮城運輸支局			
住所	〒983－8540 宮城県仙台市宮城野区扇町3－3－15		
電話	022－235－2517 ＋プッシュ「2」		
ホームページ URL	http://www.tbt.mlit.go.jp/tohoku/mg/mg-index.html		
利用交通機関	・仙台駅から地下鉄・バス利用地下鉄東西線「仙台」に乗りし、「荒井」下車。所要時間 14分 ・市バス「荒井駅」1番乗り場から乗車し、「宮城運輸支局前」下車。所要時間 6分 ・JR線利用 - JR仙石線小鶴新田駅下車 徒歩 約30分 - JR仙石線福田町駅下車 徒歩 約30分		

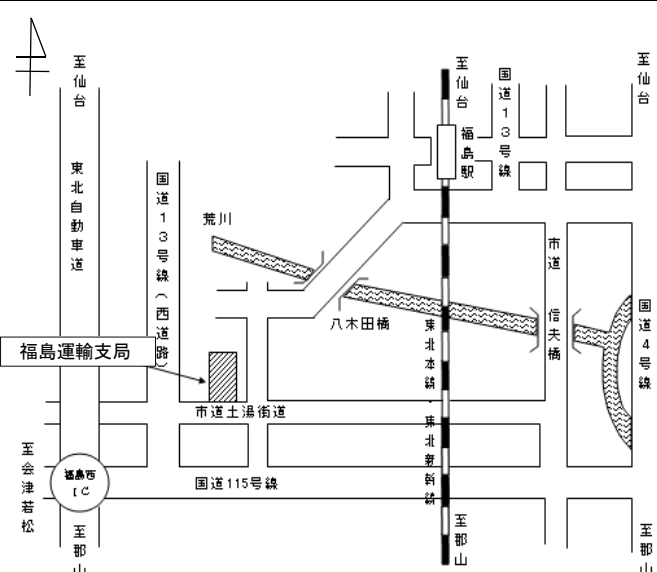
秋田運輸支局	
住所	〒010-0816 秋田県秋田市泉字登木74-3
電話	018-863-5811 +プッシュ「2」
ホームページ URL	http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/at/at-index.htm
利用 交通機関	・JR秋田駅下車(約4km) 秋田中央交通バス(土崎・追分・五城目方面行(新国道経由))で運輸支局入口下車、徒歩約2分



山形運輸支局	
住所	〒990-2161 山形県山形市大字漆山字行段1422-1
電話	023-686-4711 +プッシュ「2」
ホームページ URL	http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/yg/yg-index.htm
利用 交通機関	・「JR楯山駅」から徒歩約20分(約1.8km) ・「JR漆山駅」から徒歩約28分(約2.3km)



福島運輸支局	
住所	〒960-8165 福島県福島市吉倉字吉田54
電話	024-546-0345 +プッシュ「2」
ホームページ URL	http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-index.htm
利用 交通機関	・JR福島駅東口下車(約4km) 東口7番乗り場から福島交通バス(荒井行、土湯温泉行、佐原行)で運輸支局前下車



事業者名	営業所名	
氏名	生年月日	